

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程第1を上程いたします。

日程第1代表質問、昨日に引き続き代表質問を行います。

質問通告に基づき発言を許します。

立憲民主党無所属を代表して、24番中山みずほ議員、24番中山みずほ議員

おはようございます。

連日の報道で、ナフサという言葉を目にしない日はありません。

プラスチックや繊維塗料食品トレー私達の暮らしを支えるほぼ全ての物の原料となる石油化学の基礎物質です。

しかし、この物質にはもう一つの顔があります。

1945年3月10日、東京の空を赤く染めたM69焼夷弾その燃料材もまた、ナフサでした。

かつて街を焼いた物質が、今は私達の生活を支えている技術は使い次第で人を殺す者にも人を生かすものにもなる。

だからこそその武笠樹をクラスに置き続けることが起き続けることが大切だと考えます。

今は、今、国は国防費を増やし、軍備を拡張する方向へと歩みを進めています。

しかし政治が向き合うべきは生活者です。

兵器ではなく、暮らしのために科学と資源を使う。

その選択を私達は守り続けなければなりません。

また一方でこの気球を転換点にするという視点も必要です石油への依存を問い直し、脱プラスチックや代替素材の開発へと社会の歩みを加速させるそうした視点を持ちながら生活者に届く具体的な手立てを求めて立憲民主党・無所属世田谷区議団の代表質問を始めます。まず初めにイラン情勢に伴う区民中小企業の緊急支援について伺います。

ナフサの価格高騰、供給不足は建設製造、医療紛争など、区内の幅広い事業者に重くのしかかっています。

減量も燃料も運賃も上がるが価格には転嫁できない資材の入手ができないことで仕事を断らざるを得ない。

このような声が届いています。

この中では国が無利子無担保のいわゆるゼロゼロ融資に踏み切りました。

しかし今回同じような国の動きが見えてきません。

だからこそ、区が動くときです。

ゼロゼロ融資に準ずる無利子無担保の融資利子補給、信用保証料の補助、そして直接の給付合わせて1人で抱え込ませない相談体制の拡充も急ぎ整えるべきです。

府独自に緊急の支援措置を講じる考えはあるのか具体的にお答えください。

次に福祉事業所における場所の確保について伺います。

保育学童放課後等デイサービス、お出かけひろばなど、これらを担おうとする事業者の前に、今場所が見つからないから公募に手を挙げられないという声が寄せられています。

保育や学童の分野では、区の職員の間で、区有地や民間不動産の情報をやり取りし、場所探しを支えてきた実態があります。

その知見を属人的なものに終わらせていいのでしょうか。

区有地や木が見込まれる民間物件の情報を、福祉領域全体で共有活用する仕組みへと昇華させるべきです。

またトラストまち作りに委託している空き家等地域貢献活用事業は開始から約 8 年が経過しながら実績はわずか 23 件にとどまっています。

空き家や空き部屋を学童やお出かけひろばなどに活用できれば、子供や地域にとってこれほど理にかなったことはありません。

片内を横断的に見合ったし、マッチングの可能性を広げるべきと考えますが見解を伺います。

次に、女性管理職登用の現状と目標までの課題について伺います。

この度人事課長に初めて女性が登用されました。

まず、この一歩を評価いたします。

区全体の課長級部長級の女性管理職比率は 25.5%。

目標は 33%です。

しかし部長級に限ると女性はわずか 15.6%にとどまっています。

これは女性個人の意欲の問題ではありません。

今年 2 月に発行された東京都立大学松井希教授の研究書なぜ女性公務員の管理職は少ないのかでは、大規模調査の結果、長時間勤務を前提とした働き方限られたロールモデル育成や東洋の観光など、組織の側の構造にこそその原因があることを明らかにしています。

目標 33%達成に向けた施策とその課題について見解を伺います。

次に第 3 次男女共同参画プラン素案策定に向けて伺います。

先日の区民生活委員会で示されたプラン骨子案では、多くの文言が男女からジェンダーと書き変わりました。

性的マイノリティの方々などへの配慮を広げていくことそれ自体は大切なことです。

しかし一つ懸念があります。

女性は人口の半分でありながら、意思決定の場では依然としてマイノリティです。

その現実がジェンダーという包括的な言葉の中に溶け込むことで見えにくくなってしまわないか、言葉が広がるほど当事者としての女性が薄まる。

その危うさを問わずにはられません。

文言を全台へ置き換えた背景と意図、そして女性という当事者性を後退させないための担保について区の見解を伺います。

久我プラン骨子案でジェンダー主流化をしっかりと掲げたことは評価します。

しかし大切なのは掲げるだけでなく現実を変えることです。

埼玉県では令和 6 年度に約 700 の政策的事業を一斉点検し、災害対応、農業公園整備など

あらゆる分野でジェンダーの視点から格差を洗い出し、改善策を講じる。

その具体的な取り組みを進めています。

男女別に実態を可視化するジェンダー統計はその出発点です。

区はジェンダー主流化を各現場でどのように具現化し検証していくのか、ジェンダー統計の活用も含め、見解を伺います。

次に、地域経済の持続可能な発展条例における社会課題解決の具現化について伺います。

条例は社会課題の解決に資する事業の支援を掲げています。枠はどんな経済を育てようとしているのか。

私達は一握りの急成長スタートスタートアップ、いわゆるユニコーン企業の排出を競うのではなく、地域に根を張り、利益と社会的使命を両立させながら着実に成長するゼブラ企業やソーシャルビジネスの育成こそ世田谷の地域経済の軸にふさわしいと考えます。

ゼブラ企業とは、白黒の縞模様のゼブラつまり白と黒が共存するように経済的な利益と社会的な価値をどちらも犠牲にせず両立させる企業のことです。

急いで大きくなることよりも、地域や社会との関係を大切にしながら持続。

持続的に育っていく、世田谷が目指すべき経済の姿と重なります。

ここで2点を伺います。

ゼブラ企業、ソーシャルビジネスの育成を地域経済発展の軸とする軸に据えるべきと考えますが、区の具体的な施策を伺います。

また条例の理念を具現化するため、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人といった非営利セクターに対する経営相談や伴走支援の拡充を検討すべきと考えますが見解を伺います。

次に、安心して最期を迎えられる終活支援の充実について伺います。

来月7月には、区は社会福祉協議会に委託する形で、終活支援センターを開設します。

孤立死や死後の混乱を防ぐための大切な一歩です。

しかし支援には所得要件があります。

私のもとに就活の相談を寄せてくださる。

高齢者の方々は、生活保護には至らないけれど決して余裕があるわけではありません。

その方々が所得要件によって相談止まりになってしまう。

最後の備えに所得の線引きはなじみません。

支援に繋がれない区民に対しどう対応するの考えか伺います。

また、令和9年度以降に開始予定の終活情報登録制度についてです。

2023年第4回定例会の一般質問で私はと言いましたが、横須賀市のわたしの終活終活登録のように緊急連絡先や遺言の保管先など本人が登録し、いざというときに医療機関や福祉関係者へ伝える仕組みは、所得を問わず誰もが使えることに意義があります。

成年後見制度よりも使いやすく、所得に関わらず誰もが安心して活用できる制度とするよう求めますが、その設計対象者、運用体制について区のお考えを伺います。

次に、ひきこもりで悩む人家族を孤立させないための取り組みについて伺います。

世田谷区のひきこもり支援である相談窓口の充実、居場所作り、アウトリーチなどその重層的な体制は、他自治体と比べても先進的な取り組みとして評価できます。

区は今後、ヒアリング調査などを経て、基本方針の見直しを行うとのことですが、その見直しと連動して条例化することを提案いたします。

あるご家族は相談や支援を使うと引きこもりと認定されることになると考えてしまい、扉を叩けないとおっしゃいました。

ひきこもりという言葉が戻らずもたらず社会的イメージが当事者や家族を孤立させてしまう現状があります。

必要なのはひきこもりを個人の問題家族の問題として見るのではなく、誰にでも起こりうる社会のあり方と向き合う問いとして捉え直すことです。

その理念を条例でしっかり進め示すべきと考えます。

さらに条例が制定されることにより、事業や施策の予算根拠となり、区職員の異動などに伴う影響を受けることがなくなります。

大和市は引きこもりをこもりびとと呼び名をし、当事者に寄り添う条例を制定しました。

窓口開設後3年余りで延べ1482件の相談が寄せられたと伺っています。

山形市の一休み日と支援条例も同じ精神に立っています。

世田谷区としての条例制定に向けた検討を開始する考えがあるか見解を伺います。

次に、千歳烏山駅前広場南側地区市街地再開発事業について伺います。

区は4月10日の都市計画審議会にて諮問の時期を8月から11月へと後ろ倒ししました。

200通を超える住民意見がまた十分に検討されていない。

その状況での採決は本意でないという会長のご判断でした。

立ち止まって向き合うその姿勢を評価いたします。

今全国で超高層伴う再開発が軒並み揺らいでいます。

資材費と人件費の高騰で、中野サンプラザ跡地の計画は白紙から見直しとなり、他の大型計画も延期や性差が相次いでいます。

そして商店街です。

龍谷大学服部圭吾教授の現地調査によると、同じ世田谷区内の下北沢では、再開発を経て、この10年で国内1円での割合が12.7%から19.2%へ19.2%へと増加する一方、固定の割合は減り続けています。

一度失われた商店街の個性は2度と元には戻りません。

千歳烏山の事業においては、これまでの区の答弁の多くが、事業認可の段階にならなければ、具体的な数字は示せないというものでした。

都市計画の手続き上、詳細な設計は、都市計画決定後に入るものであることは承知していません。

しかし、都市計画決定は、事業推進に強い根拠を与える重大な行政行為です。

その後に初めて具体的な数字が示されるのであれば、区民が実質的な判断をできるのは取

り返しのつかない段階に入ってからということにもなり得ます。

それで本当によいのでしょうか。

区長に伺います。

事業費の膨張工期の延長地域、地域商店街への影響、そして住民の暮らしを脅かしかねない。ジェントリーステーションのリスク、こうした複合的なリスクシナリオはいつ、どの段階で誰に対して明らかにされるのか、11月の都市計画決定を前に、区民に開かれた形で示すとお約束いただけないでしょうか区長の見解を伺います。

次に緑を資産として捉える政策について伺います。

令和5年の等々力溪谷の倒木の際、区は当初危険僕として46本を伐採する予定でした。しかし専門家とともに精査し、伐採は26本に抑えて、残りは生かし、さらにコンクリートで固める従来のやり方ではなく、土の中の水と空気の流れを取り戻す手法を取り入れました。

本年3月、再開園しましたが、引き続き斜面そのものを健全にしていくという。

3年がかりの息の長い取り組みと伺っています。

この手法の理論的な支柱となっているのが、造園科高田寛乃裕美さんが著書途中環境と結城土木などで提唱する考え方です。

その視点は区がグリーン富良野柱として掲げる雨水の浸透地下水涵養、緑の保存という考え方と繋がっています。

この知見パークの大切な財産と考えますが、今後の公園拡張や樹林地取得における樹木の管理保全にどう体系化し、区全体に継承していくのか見解を伺います。

また、住民もこれを支えました。

溪谷の保全を目的としたふるさと納税は、区の広報も効を奏し、目標の2000万円に対し、およそ5000万円が集まり、その9割が区外からの寄附でした。

多くの人が緑に価値を感じている証左です。

一方で、緑の管理にはお金がかかります。

しかし、緑がもたらす経済効果は、その管理費を上回るそう示せば、保全の議論はコストから投資へと変わります。

例えば、大阪府吹田市、吹田市が街路樹約8,800本を評価し、8.2億円規模のストックとしての価値を明らかにしました。

緑が持つ生態系サービスを経済的な価値として可視化し評価し、政策判断や予算確保の根拠として活用することを検討すべきではないかと考えますが、区の見解を伺います。

次に人権としての包括的性教育の小学校への導入について伺います。

区はプロダクト部ヘルスライズ性と生殖に関する健康と権利の周知啓発を進めてきました。思春期の子供が自分の体や性の悩みを1人で抱え込まず、正しい知識を持って生涯にわたる心身の健康を意識できるようにという取り組みです。

そして今年度からは、区立中学校の全校で、性に関する学びを実施することを決めました。

長くタブーとされてきたこの分野に人権を基盤とする学びを正面から位置づけたことは大きな前進であり、心から評価いたします。

しかし子供が最初に生に出会う場所は、今や教室ではなく、スマートフォンタブレットの画面の中であり、その扉は小学校に上がる前から開いています。

つまり中学校からでは遅いのです。

プランインターナショナルジャパンと全国高等学校 PTA 連合会が保護者 1906 名に行った調査では、約 9 割 9 部が小学校の低学年から段階的に教えて欲しいという声が寄せられています。

これまで国の歯どめ規定が現場を萎縮させてきました。

撤廃を求める 4 万ピースを超える署名が国に提出されているにも関わらず、今行われている次期学習指導要領の議論において、その見通しは論点になっていません。

世田谷区教育委員会としてさらに、国に先んじて、小学校の段階から始めるべきではないでしょうか。

見解を伺います。

次に、子供の遊ぶ権利と探究的な学びの充実について伺います。

本日 6 月 11 日は国連が定めた国際遊びの日です。

子供の権利条約第 31 条の遊ぶ権利、遊びを通してしなやかさや創造性問題を解決する力が育つ、その大切さを確かめ合う日です。

くもこの日を起点に毎年 6 月を遊び月間としています。

遊ぶ言葉は生き物としての本能であり、生きることそのものです。

ある調査では平日に全く外で遊ばない小学生が 8 割近くという深刻な状況が示されています。

ウェールズは、2010 年の法律で自治体に遊びの充足義務を課しました。

3 年ごとに遊び環境を点検し、改善計画を公表する世界で初めての仕組みです。

その柱は遊べる時間遊べる場所、そして大人がどれだけ許すかの三つです。

区として、子供の遊ぶ権利を政策にどう位置づけ、日常の遊び環境の保障にどう取り組んでいくのか伺います。

また教育委員会が、小中学校の教員に配る学びと育ちのガイドブックには遊びは学びであるとはっきり記しています。

面白そうと心が動き、やってみてうまくいかず、工夫してできたという遊びの中で繰り返されるこのサイクルは、探究そのものです。

区がこれほど明確に遊びは学びの土台と掲げているのなら遊びを保障することと探究的な学びが地続きであることは明白です。

遊ぶ権利の保障と探究的な学びを一体のものとして捉え、就学前から学校教育まで 1 本の連続した方針として位置づける考えはあるのか伺います。

また、次期学習指導要領は、探究的な学びを一層重視します。

2030年度の全面実施を見据え、どのような取り組みを進めるのか、教育委員会の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長中山議員にお答えをいたします。

まず中東の御支援基金に伴う区民や中小事業者への緊急の支援についてでございます。

区は早期に資源危機対策本部を設置いたしまして、ホルムズ海峡を封鎖によって生じている。

中東情勢の影響が区内の中小事業者に及んでいるということ为先般確認してきているところでございます。

現在、当面の対応として、中東情勢の影響による区民の日常生活の困りごとや経済的な問題に対応するための区民相談や事業者向け総合経営相談窓口の拡充について区のホームページでご案内をしているところでございます。

これからの更なる支援として経営に影響を受けていらっしゃる事業者に対し、新たな誘致あっせん制度の創設に向け早急に制度設計を検討するよう指示をしたところでございます。国や都に対して、特別区長会を通して、財政措置を含めた支援を働きかけていくとともに、区としてスピーディーにできることは取り組んでいきたいと思っております。

次2千歳烏山駅前広場南側地区市街地再開発事業についてでございます。

市街地再開発事業における事業費の増加や工期の延伸、地域商業への影響、さらにエージェントフィー経書大の影響などにつきましては、事業の進捗に応じて内容制度が変化していくことから各段階において課題を把握整理し、検討を行いながら進めていくことが重要であると認識しております。

現状は、都市計画決定前の段階であり、再開発組合が事業の大枠や想定される課題を示している状況です今後の事業計画の策定段階において資金計画やスケジュールが具体化する中で事業費等の見通しについて諸条件踏まえながら更に示されていくものを認識しております一方、その前段階においてもできる限り事業の全体像を示していくことは重要だと考え努力をしたいと考えます。

靴をいたしましては、引き続き広く告知候補をしながら、両方交換会を開催するなど周辺住民の皆様に正確な情報を発信していくとともに、計画の妥当性やリスクへの対応についても慎重に確認しながら再開発事業が適切に行われるよう、準備組合を指導してまいります。以上です。

中村副区長女性の管理職登用についてご答弁いたします。

区は現在、区の政策形成に関わる部署への女性職員の配置を進めていますが、あわせて、女性職員がそうした部署に挑戦する意欲をより高めてまいります。

今後、積極的に女性職員のキャリアデザインを支援し、女性職員が持てる能力を十分に発揮できる環境作りを通じて、組織力の底上げを図ることを区の方針として明確に示してまいります。

私自身を含め全ての管理職に改めて性別による偏った思い込みがないか、自ら点検することを促し、目標とする女性管理職比率の達成に向けて着実に取り組んでまいります。

以上です。

清水副区長私からは2点ご答弁申し上げます。

まず、第3次男女共同参画プランについてです。

仮称第3次男女共同参画プランは、国の第6次男女共同参画基本計画におけるジェンダーの記載がより製作設計の中心街中心的概念とされたことや、各種法令の制定区の条例に掲げる基本理念等を踏まえ、審議会での議論を経て、包括的かつ包摂的な概念として、ジェンダー文言の整理を行いました。

プランでは、困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援を新たな政策課題として位置づけるとともに、意思決定過程の女性参画の遅れや男性との賃金格差女性であるという理由で受ける暴力など、女性に関するジェンダーの問題にも引き続き力を入れて取り組む必要があると認識しております。

ジェンダーに起因する様々な困難さや差別や偏見を解消し、ジェンダー平等社会を実現するため、実効性のあるプランの策定を進めてまいります。

次に、社会課題解決に資する事業の支援についてです。

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例に掲げる社会課題の解決等の非経済的価値の向上に向けた取り組みの一つとして、昨年度、世田谷ポートにて、起業を目指す学生等による香る外来植物ラボを実施いたしました。

この取り組みでは、繁殖力が強く、他の植物の生育を阻害する外来植物について、単に駆除するだけでなく、資源として有効活用したいという課題意識を持つ学生等をプロの人材が約2ヶ月間伴走支援し、その外来植物の香りを生かしたお江の商品開発の実証に取り組みました。

その過程で、地域の多様な人々が関わり、商品の商品の構想の大枠が完成。

プロジェクト終了後は、学生等が主体となり、商品販売の実装という次の段階に向けて引き続き取り組んでいます。

今後も、区と事業者、事業者同士の連携により、地域経済、地域経済発展期地域経済発展と社会課題解決の両立を図り、区民のウェルビーイング向上に向け取り組んでまいります。

以上です。

知久教育長私からは、子供の遊ぶ権利と、探究的な学びの充実についてお答えいたします。

幼児期の遊びを通して、子供は主体性、集中力、社会性等を身につけ、小中学校での探究へと繋がります。

本区は重点的な取り組みとして、1人1人に応じた探究プロセスや共同共感をキーワードにした世田谷探究的な学びを先行的に推進してまいりました。

単球の質をさらに高めていくためには、知識技能の習得に加え、体験や経験の一層の充実を図り、子供の気づきから生まれる興味関心をより大切にしていけることが重要であると認識

しております。

今後は専門家を交えた教育検討委員会において、本区の目指す教育の方向性について議論を重ねるとともに、研究推進校を指定し、段階的な先行実施を進めてまいります。

私からは以上です。

大和保健福祉政策部長私からは順次、4点ご答弁いたします。

最初に、福祉事業における場所の確保についてです。

地域で空きが見込まれる民間不動産物件が保育学童障害高齢などの多様な福祉ニーズに応じて活用されることは大変重要であると認識しており、現在マッチングのあり方について関係各課と検討を進めていますが、情報を分散させず、供用共有することが肝要であると考えております。

そのため各課の既存のマッチング事業や施設整備などの取り組みを生かしつつ、今後は各課の整備担当者並びに不動産専門調査員による物件情報の共有を密にするとともに、他領域の情報も得ながら施設整備に関する知識やノウハウの共有も進めることなどを調整しております。

次に、終活支援の充実についてです。

高齢化や単身世帯の増加に伴い、身寄りのない高齢者等が安心して最期を迎えられる支援の重要性は高まっていると認識しております。

7月に開設する終活支援センターでは、高齢者終身サポート事業には所得要件など、一定の対象条件を設けておりますが、終活に関するご相談については、高齢者、終身サポート事業の対象ではない方であっても、不安や課題を丁寧に向い、必要な支援の方向性を整理するとともに、関係機関や制度へ繋ぐなど、ご相談者の状況に応じた対応に努め、相談から支援に繋がる切れ目のない対応を図ってまいります。

次に、終活情報登録制度についてです。

終活情報登録については、病気や事故などにより意思表示が困難となった場合や死亡時にご本人の意思を円滑かつ的確に関係機関や事前に指定した方へ伝達する仕組みとして、実施に向けた具体的な検討を進めているところです。

終活登録情報には秘匿性の高い内容が含まれ、取り扱いには慎重を期す必要があると認識しております。

このため、申請方法、受付体制情報の開示範囲、関係機関との連携のあり方など制度設計に関する課題の整理を行っております。

7月から開始する終活支援センターでの相談状況等も踏まえながら、実効性と安全性の両立を図った新たな取り組みとして、令和9年度以降の解消を目指し、引き続き検討を進めてまいります。

最後に、ひきこもりに関してご答弁いたします。

ひきこもりは生活審議家族関係など複合的な背景を有しており、状況に応じた柔軟かつ重層的な支援が求められる分野と考えております。

区におきましては重層的な支援体制のもと、基本方針に基づき、相談窓口の整備や居場所作り、普及啓発を進め、関係機関と連携した包括的な支援に取り組んでおります。

ご提案の条例化については、政策の方向性を明確にし、社会的理解の促進に繋がる点で一定の意義があるものと認識しており、今後、基本方針の見直しをする際に、既に条例を制定している他自治体の取り組みの進展を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

中西生活文化政策部長私からはジェンダー主流化の具現化およびジェンダー統計の活用についてお答えいたします。

ジェンダー主流化の推進に向けた具体策として、各施策にジェンダーの視点を反映していくための実践的な研修を、管理職一般職員向けに実施した定期的な情報発信やセルフチェックを行うなど、着実な意識啓発を図っていきます。

また全体統計の収集分析の考え方に関しましては専門家のご意見等を踏まえながら、性的マイノリティの方にも配慮した適切な範囲運用を行ってまいります。

議員お話しの埼玉県先進的な取り組みのヒアリングを行いまして、有効な検証方法やジェンダー統計を活用した施策展開を引き続き検討してまいります。

以上でございます。

五十嵐経済産業部長私からはNPO法人等に対する経営相談、伴走支援についてご答弁いたします。

NPO法人を始めとする非営利団体がその活動の持続性を高めるためには経営基盤の強化と安定的な運営が必要であると認識しております。

区では地域経済の持続可能な発展条例に基づき新たな事業展開や課題解決を目指すNPO法人等を含む事業者に対してハンズオン支援事業やソーシャルビジネス補助金等による支援を行っているところです。

今後もこうした伴走支援等を通じて非営利活動の持続性向上を図るとともに地域課題の解決や豊かな区民生活の実現に繋げてまいります。

以上でございます。

北川みどり33推進担当部長はい私からは緑を資産として捉える政策に関しまして2点ご答弁申し上げます初めに等々力溪谷での取り組みについてです。

泥湯溪谷における今回の取り組みでは専門家の知見を得ながら、木材や石材などの自然素材を用いて、斜面地に同名の設置をなどを行い、表土の流出防止とあわせて、雨水の浸透促進を図るなど、土中環境の改善にも取り組みました。

現時点では斜面地の表土の流出防止、また湧水の再生に伴い、水環境が改善されたことから、臭気を感じにくくなるなどの効果を確認しており、樹林地の状態については経過観察を行いながら改善作業を継続していく予定です。

といたしましてはこの度たノウハウが国民に会社の樹林地や他の公園の植栽基盤の改善に

も生かせるものと考えており、引き続き職員を初め、区内事業者とも理解を含め質の高い樹木の管理に取り組んでまいります。

続きまして緑の価値の可視化についてでございます。

区は、公園緑地を始めた人始めとした街中の緑は自然環境としての価値にとどまらず、雨水浸透や暑熱間、健康増進など、人が豊かな生活を送るために欠かせない生態系サービスとしての多様な価値があると認識しております。

緑が持つ様々な価値や機能は、数値化が難しいものもありますが、長きにわたる年の勝ちか価値向上に繋がるものと考えており、その効果を含むにわかりやすく伝え、身近な緑に対する理解を深めながら、緑の更なる保全創出に繋げていくことも重要と考えております。

また歌唱北烏山7丁目緑地の予定地では約700種の動植物が確認される豊かな自然環境を有する既存の純一があることから、参加と協働の力作りを通して、樹木の暑熱緩和や二酸化炭素固定の効果など緑の価値の可視化と普及にも取り組んでまいります。

以上でございます。

山田学校教育部長私からは発達段階に応じた包括的性教育を小学校課程に位置づけることの見解についてご答弁いたします。

近年インターネットやSNSの普及に伴い児童生徒が性に関する情報に触れる機会の増加や関連するトラブルの低年齢化が見られるなど、小学校段階からの取り組みの必要性について認識しております。

教育委員会では今年度、小学校において、踊り子を指定し発達段階に応じた内容による授業を実施する予定であり、その教育効果や事業児童の理解の状況、学校現場での実施上の課題等について検証を行うこととしております。

今後、この検証結果を踏まえ、事業自主授業時数の確保や教育課程との整合、さらには保護者の理解促進といった課題にも十分配慮しながら、小学校における包括的性教育の実施のあり方について保健所とも連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは、子供の遊ぶ権利の政策への位置づけや日常の遊び環境の保障についてご答弁いたします。

子供の主体的な遊びは、身体的、精神的な発達と成長に寄与するものとして効果が高いことから、区は、子供若者総合計画第3期において全ての子供が身近な場所で生き生きと外遊びができるよう、外遊び体験の推進を図ることとしており、子供の権利条例にも豊かに過ごす権利の中に遊ぶ権利を定めております。

ご紹介がありました。

国際遊びの日を起点として区独自で6月お遊び月間と位置づけ遊びの重要性を考えるシンポジウムの開催や補助制度を用意し、地域団体等による外遊びの場作りや普及啓発活動を支援しております。

今後地域の方が遊びの重要性を理解する機会を拡大していくとともに、子供たちの育

ちに必要不可欠な遊びの充実に努めてまいります。

以上です。

宇都宮教育総合センター長はい私からは、遊びと探究的な学びの連携についてご答弁をいたします。

幼児期の遊びは自発的な活動であり、幼児期特有の学びです。

教育委員会では、幼児期から小学校以降の学びと育ちの連続性に配慮しつつ仮称世田谷架け橋プログラムの策定を進めております。

本プログラムでは、幼児教育と小学校教育が文部科学省が示している。

幼児期の終わりまでに育ってほしい中の姿を通して、子供の学びと育ちを共有しながら探究的な学びの充実に努めることを目指しております。

本プログラムを通じて教育保育の現場における幼保小の連携協働の取り組みを支援し、子供たち 1 人 1 人のウェルビーイングを保障する主体的な学びと豊かな育ちを支えてまいります。

以上です。

中山みずほ議員包括的性教育に関してはかなり前向きなご答弁をいただけたと思っております。あの本当に楽しみにしたいと思います。

今後の報告を待ちたいと思っております。

さて、再質問なんですけれども、千歳烏山周辺開発に関してです。

ご覧になった方もいるかと思いますが 3 日前の NHK のクローズアップ現代で当時なぜ再開発が進まないかという特集がなされました。

NHK は全国の駅周辺の再開発再開事業はこの駅周辺ですね、再開事業を対象にアンケートを実施したところ、回答があった 109 のうち 7 割にあたる 77 が計画の見直し中断中止があったと答えています原因とされているのは当然ですけれども、資材費人件費の高騰です。

またですねゼネコンから電気空調などの工事を請け負う、いわゆるサブコンと呼ばれている。

専門所、事業者この方々がですね、今データセンターや半導体関連工場の建設需要に引っ張られており、再開には人が確保しづらいということを答えていました当然ですがデータセンター半導体補助半導体関連工場というのは国の補助金も出ますしまた大型再開と違って短期で行われることですからリスクも少ない。

どちらかというところには需要が引っ張られている状況でした番組の中で専門家は日本の街作りはいま岐路に立っていると述べた上で、床面積を増すことで採算を取るという従来の概念から脱却した。

プラン B の必要性を訴えていました。

資材高と人材費人件費高騰地価上昇も想定されますから、それらのリスクについて、今どのように区は認識しているのでしょうか、区長に伺います。

保坂区長中山議員どうぞ再質問にお答えをいたします。

千歳烏山駅前広場南側地区市街地会派再開発事業についてですがこの事業は地権者の皆様の居住やなりわいの継続など、生活再建が図られることに加えて、近年の物価高騰や建設コストの上昇地価高騰など、社会経済情勢の変化も踏まえ事業の実現性や継続性に留意しながら検討が進められているものであり、こんにちの資源危機を受けての更なる資材の値上がりも見据え、トータルなコストを、最新の値で把握していくことは大変重要だと考えておりますその上で当該地区を主要な地域生活拠点として発展させていくことが必要であると認識しております。

区といたしましても、地権者の皆様の生活再建は重要な課題であると認識しておりまして将来にわたり安心して居住やなりわいが継続できるよう、再開発準備組合に対して資金続き地権者の皆様に対する丁寧な説明や個別相談を求めていくとともに、相談によってそれぞれの方々が生活再建に向けた展望を描いていくことができるよう、必要な働きかけを行っていききたいと考えております。

中山みずほ議員これまでも散々他会派も含め私も散々さ、あの質問してまいりましたけれども先ほど述べたクローズアップ現代のみならずですね、東京新聞も含め、あと NewsPicks ではですね、EVIL が立たない時代に突入したという特集を組んでおりましてこれが大変人気だと伺っています。

区民の方々もこういうメディアに触れてますので、この不安を払拭するようにぜひお願いしたいと申し上げて質問を終わります。

以上で中山みずほ議員の質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終了いたしました。

次に、日程第 2 を上程いたします。

池田に一般質問。

一般質問についての発言時間は 1 人 10 分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

21 番阿久津広議員、一番阿久津稀子議員通告に従い順次質問してまいりますまず、教育の政治的中立について伺います今年 3 月、沖縄県名護市辺野古沖歴史移設に反対する団体が所有する小型戦 2 隻が転覆し修学旅行中の高校生ら 2 名が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

被害に遭われた高校生たちは平和学習という名目で政治的な活動をする団体の抗議戦に乗せられており文部科学省は、京都府と連携した実態調査の上、教育活動の状況について教育の政治的中立を定めた教育基本法第 14 条第 2 項に違反するとの考えを示し、学校の責任は極めて重いとしました。

文部科学省の見解では多様な見方や考え方のできることから未確定なことから現実の利害等の対立なる事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要であり、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにより、生徒が主体的に

考え、判断することを妨げることをしないようにすることが求められるとしました。

区内小中学校においても特定の政党機関紙の記事が社会科の副教材として配布されたといったお話や中学生のスピーチの内容について特定の教員による指導のもと政治的に強い主張の強い内容であったといった話を伺っており、教育基本法に抵触するような指導が区内でも行われているのではないかと懸念をしております。

区内小中学校で政治的に偏った教育が行われていないのか教育委員会は、現場での指導内容を把握しているのか、見解を伺います。

併せて政治的に偏った教育が教育を未然に防止し、またそれが認められた場合は是正措置はどのように行われるのか伺います。

次に今年度から始まる平和学習として広島に中学生を派遣する事業について伺います。

昨年、戦後80年の節目を迎え今定例会の招集挨拶にもあった恒例となった戦争の体験者から直接話を聞ける時間も大変限られた限られてきており、若い世代への伝承は喫緊の課題であるという点には大いに賛同しております。

天皇皇后両陛下も昨年8月の全国戦没者入れ追悼式における言葉を戦中戦後の苦難を今後とも語り継ぎとこれまでにない表現を盛り込み継承への思いを述べられたのは記憶に新しいところです。

区内中学生を広島に派遣し、被爆体験者から当時の状況を直接お聞きする機会を持つことは大変意義深いと考える一方で、活動全般を通して特定の見方な見方に偏った内容にならないか危惧をしております。

平和学習は過去の歴史を教訓とし平和な社会を築くため、実践力や主体性を養う教育活動であり過去の体験を知る受身の学習からなぜ戦争が起きるのか平和を維持するためにはどうすべきか。

といったことを多角的に考える探究型への探究型の学習へと進化しているとされており教育効果を高めるためには事前事後の学習が重要となるのは招集挨拶でも区長が述べられた通りです。

事前事後の学習内容の学習の内容や講師の選定についてどのように考えているのかお示しください。

また、区内小中学校では独自に平和学習を実施し、広島に修学旅行で訪問する中学校もあると聞いています。

学校独自の平和学習について教育委員会では、内容や実態を把握しているのか伺います。

次に、区民をトクリュウ犯罪から守るための取り組みについて伺います 5月に栃木県上三川町で発生した強盗殺人事件は匿名流動型犯罪グループいわゆるトクリュウによる犯罪とされ実行役として16歳の少年4人が逮捕されたことで大きな衝撃を与えました。

トクリュウによる後広域強盗は2023年1月にお隣の小林で発生した強盗殺人事件を単著に捜査が本格化し、国民の平穏で屁平穏で安全な暮らしを脅かす治安上の最重要課題であるとされています。

また SNS などでの犯罪の実行役を募る闇バイトや仲間内の繋がりなどを通じて若年層が実行役として加担し、使い捨てにされ重罰を受けているというのが実態であり、2025 年にトクリュウに絡んで検挙した人数は 1 万 2000 人に 2000 人以上に上り、そのうち 7 割が 30 代以下であった。

あったその一方で酒販約指示役の摘発は 1 割にとどまるとのことです。

栃木の事件でも事件を主導したとされる 48 歳の男は、中国経由でカンボジアへ逃走中のことで逮捕された指示役の 20 代夫婦を含め若い者が若者が使い捨てにされている構図になっています。

法務省による調査によると少年院在院者の 3 割強が闇バイトの涵養経験があり、多くが複数回にわたって関わっている上に、そのうち 4 割が闇バイトを行ったことを後悔していないと答えたとのこと。

このように闇バイトに加担するものは反社会的傾向が強く罪悪感も希薄であることがうかがえ、闇バイトに関わる少年を生まない取り組みに加えて関わった若者たちの再犯の防止が重要であると考えます。

そういった少年若者を生まない取り組みについては家庭環境の調整など福祉分野での多角的長期的な取り組みな取り組みが必要な一方、区内高校生への啓発など様々取り組んでいると聞いているところです。

またその一方で、再犯防止の取り組みについては、保護司会への情報提供など取り組みの強化が必要であると考えますが、見解を伺います。

また栃木の事件では 4 月に被害者の次男宅から被害者の住所の書かれた書類や貴金属類が盗まれた事件とそれと同一グループによる犯行であるとそういった疑いが強く小金井では 5 月以降に同じ住宅が複数回にわたって、別のトクリュウグループの被害に遭う事案も発生するなど、被害者の個人情報を利用して犯行を重ねているとの指摘があります。

区内でも個人情報が収集され、闇名簿と言われるトクリュウの標的リストに掲載され、被害に遭う危険性の高い住居等の情報を警察と共有し、対策を強化すべきと考えます見解を伺います。

次に自転車事故の防止策について伺います招集挨拶でも言及がありましたが交通事故に対する自転車の涵養割合は増え続けており、その割合は都市部ほど高い傾向が見られます。

区内でも昨年度の自転車関連の事故は 786 件事故全体のおよそ半数を占めており今年 4 月の道路交通法改正により、自転車利用者のマナー向上に対する機運は高まっています。

内閣府の交通事故損害被害、被害者被害損失の経済的分析による調査によると、令和 2 年の全国の事故件数約 30 万件に対する経済的損失は金銭的損失と日顕す。

非金銭的損失を合わせておよそ 10.1 兆円だとされています。

これを 1 件あたりに引き直すとおよそ 3300 万円の損失となり、事故による全体の致死率、これが約 1%であるのに対して自転車関連の致死率は 0.3 から 0.5%こういった数字で割り引くと自転車事故の経済的損失 1 件あたり 1200 万円ほどと推計されますこれを区内年間

200786件と書けば掛け合わせますと、区の自転車事故による経済的損失は年間およそ100億円と推計することが可能と考えます。

この経済的損失を少しでも減少させる上でも自転車マナー向上による事故防止に一定の予算をかけてでも推薦推進をすべきと考えます。

目黒区では今年度から子育て支援の一環として自転車の安全利用に関するeラーニングを受講された方に自転車電動自転車のバッテリー購入補助2万円を3万円の補助を行っています。

区においても、eラーニングの受講に加えて交通ルールテストを合格された方に、せたがやPayを支給するなど実効性の期待できる自転車事故防止施策の推進について見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは3点について順次ご答弁いたします。

まず、区立小学校で政治的に偏った教育が行われていないかについてです。

議員ご承知の通り、教育職員は政治的中立に立った指導を行うことが法により定められております。

また、学校での教育は、学習指導要領要領にのっとり指導を行っており、例えば社会科では、広い視野に立って社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、多面的多角的に考察できることを目標としております。

教育委員会といたしましては、教育指導課等訪問や定期的な学校訪問を通して各校で行われている教育を参観したり、政治的に偏った教育が行われていないか、学習指導要領に基づいた適切な指導が行われているかを学校長にヒアリングしたりする機会を活用して、適宜各部に確認しております。

今後も、政治的に偏った教育とならないよう留意してまいります。

合わせて、政治や社会の諸課題を初め、子供たちが幅広い視野で地球環境が直面する課題に向き合い、物事を見る目を、より養えるよう、法や学習指導要領に基づき、シチズンシップ教育や有権者教育を適切に実施してまいります。

次に、偏った教育が認められた場合の是正措置についてです。

教育職員による偏った教育を未然に防ぐことが大切だと認識しております。

様々な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合、一方の見方や考え方のみ提示し、児童生徒の主体的な考えや犯罪を判断を妨げないよう、政治的中立性を確保した上で教育を行うことが重要だということを教員の研修等で改めて周知してまいります。

万が一、偏った教育が疑われるような事案が発生した場合には学校長を初め、周囲の教員や生徒への聞き取りを丁寧に行い、必要に応じて学校長や当該教員を指導するなど、適切に対処してまいります。

3点目は、学校独自の平和学習の内容についてです。

学校独自の平和学習として、小学校では、地元世田谷区の戦時下の生活や平和への歩みにつ

いて探求的に学ぶといった取り組み中学校では、SDGsの一環として3年間かけて平和について学ぶ取り組み等がございます。

また、昨年度は中学校3校において平和について学ぶ機会として、修学旅行で広島を訪れました。

訪れたある中学校では、総合的な学習の時間の探究活動として、人権、平和活動を通して、平和を愛する心を養い、国際理解で生きる社会の一員として自覚と態度を育むことを目的とした学習を行っております。

今後も、実施計画届やしおり等指導内容を把握し、適切に平和学習が行われるよう、適宜指導してまいります。

以上でございます。

中に生活文化政策部長私からは中学生派遣事業の事前学習事後学習の内容および行使についてお答えいたします。

今年度より開始する広島市への中学生派遣事業は原爆ドーム平和関連施設の見学や広島平和文化センターが実施する広島平和学習受け入れプログラムへの参加等により、派遣後も平和大使として平和の灯と竿区全体に波及させる役割を担う人材の規制を目指しているところ です。

ご指摘の事前事後学習につきましては、生徒が多様な視点から探求できるよう、外部人材の協力も得ながら、生徒同士の対話を中心に、自らが設定した課題やお互いの考えを尊重するプログラムの構成を考えています。

外部人材は広島市の原爆投下の実装や各関連に見識のある方をお呼びする予定ですが、平和を語り継ぐ取り組みや、戦後の核に関連する事実の紹介などを通して、生徒が平和について主体的に考えられる機会を多角的な視点から提供する。

学習内容としてまいります。

以上でございます。

大和保健福祉政策部長私からは、再犯防止の取り組みについてご答弁いたします。

区では犯罪や非行防止し、立ち直りを支えるため、保護司会や東京保護観察所、青少年補導連絡会、区立小中学校校長会、PTA 聯合協議会等とともに、社会を明るくする運動に取り組んでおります。

主な活動内容は、犯罪の関与経験のある方たちに具体的にアプローチするものではなく、壱岐島での広報活動や区民まつりでのPRコーナー、小中学生を対象とした作文コンテストなどにより啓発活動が中心となっております。

犯罪や非行をした方たちに対しては、保護観察官や保護司が協働して地域社会の中で指導監督指導援護を行っていることから、区といたしましては、議員からご紹介がありました。今回の法務省による調査結果等を保護司会や社会を明るくする運動推進委員会を通じて情報提供するなど、保護者の方々と連携を進めることにより、再犯防止に取り組んでまいります。

以上です。

加賀谷危機管理部長区民を得、特に犯罪から守るための具体的な取り組みについてお答えいたします。昨今悪質訪問業者や犯罪の下見と思われる不審な訪問等によって把握された情報を犯罪グループが共有し、犯行の標的選定に利用され先月の栃木県での強盗殺人事件や党内で相次ぐ強盗予備事件もトクリュウすなわち匿名・流動型犯罪グループによるものとみられておりますトクリュウによるものとみられる特殊詐欺についても例年令和8年4月末現在都内の被害件数が1821件、被害額は215億円を超え警察では住民の安全確保とともに、犯罪の未然防止対策をより強化しております区に寄せられました不審者情報等は直ちに警察と共有し、24時間安全安心パトロールによる臨時巡回等を実施する他、区内4警察署長との意見交換を行うなど、警察と連携した対策を進めております。

また、昨年度から実施している闇バイト強盗を背景とした個々の住宅の防犯対策を強化する住まいの防犯対策サポート事業の継続や防犯だより等で広く注意を呼びかけ、呼びかけて参ります。

引き続き警察との連携により安全安心なまちづくりを推進してまいります。

以上です。

畝目土木部長私からは、自転車事故防止に関する施策についてです。

区はこれまで、幼児から高齢者までの世代に応じた自転車の交通ルールやマナーについて講師による啓発活動や、小中学生に向けた交通安全教室の実施、また子供を乗せて走る保護者への乗り方教室や地域住民への安全運転講習など様々な周知啓発に取り組んでまいりました。

議員お話し eラーニングは都合の良いときに受講できることから、青切符の制度について広く区民に知っていただくためには有効な手段であると考えておまして東京都や警察庁では、制度導入にあわせ既に多数の教材を公開しておりますことから、区のホームページにリンクを掲載するなど、学ぶ機会の拡充に努めてまいります。

また、せたがやPayのポイント付与につきましては児童館で実施してございます。

自転車乗り方教室など広く不特定多数の区民に参加を募る機械など参加率の向上が見込まれることからまちづくりセンターとともに連携しながら講習会での導入や、犬を検討するとともに、あわせて交通ルールの習熟度を確認するためのクイズやテストなど、講習会を楽しめる工夫を凝らしてまいります。

以上でございます。

阿久津皇議員政治的中立のことにに関して割と効率よい答弁いただけたらなと思いますしっかりと指導監督していただきたいと思っております数段上に申し上げた中学生のスピーチの件なんですけれども私もその現場におりましたあの内容については、割と激しいね主張だったかなというふうに認識してはいますその内容についてはそれは制度個人が自分で考えてね、そういった結論に至ったということであるとは思いますがそのその前段階でどういった情報がしっかりと子供に提供されたのか。

一方的な内容を提示されてそういった結論に至ったのかそうではなくて多角的な情報がね、しっかりと提示されてそういった市長になったのか、そこがわからないと子供にとってねやっぱ不幸な結果になるので、そこはしっかりとしていただきたいと思いますしそこを現場任せにすると、やっぱりそのブラックボックスですし辺野古と同じようなこの結論に至るのかなと思いますのでその指導監督はしっかりとしていただきたいと改めて要望しまして質問を終わります。

以上で、阿久津皇議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番小野美月議員 14番おのみずき議員性と生殖に関する健康と権利、いわゆるSR HRとは誰もが自分の体や性について必要な情報を得て、自ら選択し、その選択を支える医療や支援を受けながら健康に生きるための基本的人権です。

しかし現実にはその保証は今なお十分とは言えません。

そこで今週、フランスとオランダを視察し、SR、SR HRを保障する社会制度や実践について学んできました。

本日はその知見も踏まえ、SR HRを保障するまち作りに向けて、教育相談支援計画上の位置付けの3点について順次質問します。

初めに、包括的性教育の制度化について伺います。

視察先では国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、幼少期から年齢や発達段階に応じて、継続的に学ぶことが制度として位置づけられ、自分の体や感情の理解、人との関係性、同意や境界線の多様性などについて単発ではなく、繰り返し学ぶことが重視されました。

一方世田谷区では、学習指導要領に基づく授業に加え、中学3年生を対象とした出張リプロダクト部ヘルスライツ講座を一昨年度より実施し、今年度は全30校での実施に拡充されました。

講座後に配布される。

こちらの心と体の取説ブックには、リプロダクト部ヘルスライツ、子供の権利、性的同意バウンダリデート DV 素地妊娠避妊中絶性感染症相談先など重要なテーマが盛り込まれており、区独自の取り組みとして評価しております。

しかし、子供の学ぶ権利の保障という観点から見ると、依然として課題があります。

現在の区の取り組みは、中学3年生全員が講座を受けられる点では前進です。

しかし、未就学期から小学校、中学校各学年で何をどこまで学ぶのかという系統立てた指導方針は区として明示されておらず、学習機会も学校ごとの取り組みに依存しています。

他自治体では宮崎氏が幼少期から小・中学校を見通した手引きや系統表整備し、モデル授業を経て、来年度より全校展開へと進もうとしています。

世田谷区には既に教材も実践もあります。

次に必要なのはこれを店の個別事業から戦の教育保障へと進めることです。

そこで、包括的性教育を単発の講座や周知啓発にとどめず、授業時数を確保し、年齢や発達段階に応じて継続的・反復的に学べるものとして保障していく意思があるのか、区教委の見解を伺います。

制度化に向けて、障害のある子供若者への性教育と研修についても伺います。

私は今回、子供若者が利用する区の相談窓口や支援機関等を対象に、性に関する悩みや性被害等の実態と支援上の課題を把握するための独自調査を行いました。

全体統計ではありませんが、現時点で複数領域にまたがる 37 機関から回答を得ており、現場で何が大きい。

何が不足しているのかを示す重要な結果が見えてきました。

2014 年 10 月の私の質疑に対し、府教委は特別支援学級における性教育推進を検討すると答弁されました。

しかしその後も相談現場では障害のある子供若者に関する生の相談や関連事案が約半数の窓口で把握されており、月経管理、身体協会や同意の理解を助けの求め方、SNS 被害、性被害など、内容は深刻かつたようです。

加えて現場では障害特性に応じた教材や相談支援の不足も指摘されています。

こうした実態を踏まえれば、検討段階にとどまらず早急に具体化すべきです。

障害のある児童生徒への性教育に関する検討はその後どこまで進んだのか伺います。

あわせて、昨年度は青少年交流センターのユースワーカー向けの SR HR 研修が実施された一方、私が行った独自調査では、性に関する相談対応の標準フローやマニュアル等がある。一部あるとした窓口等は半数にとどまり、対応が個人に依存している実態も蚊がありました。

現場認識として教職員支援者向け研修や性暴力被害への初期対応知識の不足も指摘されています。

障害のある子供若者に関わる支援者も含め、単発ではなく仕組みとして SR HR に関する研修を整備すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、こども若者の性の健康を支える相談支援のあり方について伺います。

学校性教育や出張講座等を通じて学んだことを実際の行動に結びつけるためには、困ったときに安心して相談でき必要な支援に繋がれる環境整備が不可欠です。

先の独自調査では 8 割以上の相談窓口等で過去 1 年間に性に関する悩みや性被害等の相談が把握されており、相談者は本人が最も多く、年齢層は 18 歳から 24 歳について、中学生の相談も多くあることがわかりました。

相談は複数の窓口で少数ずつ分散している傾向が見られた一方、中には 20 件以上の相談を受けている期間もありました。

これは性に関する相談ニーズが存在する一方、相談先の周知や支援の標準化が不十分で、専

門相談や医療に繋がりにくい構造があることの示唆であると考えます。

実際に区が実施したりプロ講座後のアンケート調査ではさらに知りたい内容として、2割弱の生徒が困ったときの相談先を挙げた一方、1割前後の生徒は、星や人との関係性で困ったことがあっても何もしないと回答しています。

知識不足に加え学んだ先にどこで相談できるかわからず、適切な支援に繋がれていない子供若者が一定数いることがうかがわれます。

区は現行の世帯が健康せたがやプラン第3次において、体や心の変化や不調性の悩み相談や支援に向けた環境整備を掲げており、規制上の課題認識は既に共有されています。

しかし教育によって知識を得た子供若者が困ったときに相談でき、必要な支援に繋がる仕組みは依然として十分に整っているとは言えません。

今必要なのはその課題認識を具体策として実装することです。

そこで、若者が気軽にせいや体心の悩みを相談でき、必要に応じて専門相談や医療に繋がれるユースフレンドリーな相談支援の仕組みとして、世田谷版ユースクリニックの導入を提案します。

近年は性教育の不足や若者の相談しづらさを背景に国内でもユースクリニックユースヘルスケアと呼ばれる取り組みが広がっています。

ユースクリニックは運営主体や実施形態機能が多様で、子供若者支援や思春期保健事業の一環として自治体が担う例も増えています。

例えばさいたま市では書籍等の展示専門家相談、生理用品や避妊具の使用方法的のレクチャー等を含むイベント型のユースクリニックを実施しており、川越氏も月に1回拠点型のユースクリニック、若者のためのまちの保健室を行っています。

重要なのは名称ではなく、若者が早期段階で相談でき、必要な支援に繋がれる仕組みを地域の実情に応じて整えることです。

以上を踏まえ2点伺います。

第1に、区立中学校全30校で実施している出張りプロダクト部ヘルスライツ口座に合わせて専門職が相談情報提供を行う出張型のユースヘルスケア支援を区として試行実施できないか伺います。

第2に青少年交流センター等の既存拠点において、性に関する相談内容の分析棟目と匿名ニーズ把握、医療や専門相談への接続可能性を検証し、今後の拠点型支援のあり方を整理する考えはあるか、あわせて区の見解を伺います。

また対面で情報を得たり相談したりすることが難しい子供若者にとって、オンラインで正しい情報や相談先にアクセスしやすい環境を整えることも重要です。

区は、健康せたがやプランにおいて、子供若者が自分の体や心性の健康について正しい知識を習得できるよう、アクセスしやすい情報発信を掲げています。

そこで、10代20代の若者が性の健康に関する所情報や相談先に、迷わずたどり着けるよう、わかりやすく集約した専用ページや相談動線の整備を進めるべきと考えますが、見解を

伺います。

最後に、健康せたがやプラン第3次の中間見直しについて伺います。

既に述べたように現行プランでは、子供若者の健康作り施策の一つとして、体や心の変化や不調性の悩み相談や支援に向けた環境整備が掲げられています。

しかし実際には、特に性の悩みや相談や支援について、保健福祉事業概要等を見ても、どのような相談窓口がありどのような支援に繋がるのか、また関係部署がどのように連携しているのかが区民にも議会にも十分見える形になっているとは言い難いと考えます。

プランの中間見直しに当たってはこの点について、区として現状の取り組み課題相談動線や連携体制を個別に整備し、可視化した上で後期計画に反映すべきです。

併せて子供若者がアクセスしやすい相談支援や情報発信、必要に応じた専門相談、医療への接続を含め、性の悩み相談や支援の強化を具体的に位置づけるべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは、性と生殖に関する健康と権利の2点につきまして順次ご答弁いたします。

まず、包括的性教育を継続的反復的に学べるものとして保障していく意思があるかについてです。

児童生徒が発達段階に応じて、包括的性教育について継続的反復的に学ぶことのできる環境を整えることは重要であると認識しております。

今年度、教育委員会では、中学校で実施しているリプロダクト部ヘルスライツ口座に繋がる学習として、まずは小学校高学年でのモデル事業を実施し、その内容や教育効果、学校現場における実施状況等について検証を行っていくことを予定しております。

今後、その検証と並行して系統的な学びの保障を見据え、校長会の代表を委員とする教育課程検討委員会において、教育課程全体の中での位置づけや授業時数の確保のあり方も含めてどのような形で実施することが適切か検討してまいります。

次に、特別支援学級における性教育推進に関する検討の進捗についてです。

教育委員会といたしましても、特別支援学級の児童生徒に対する性教育の重要性については認識しており、学校における指導の実態把握を進めて進めているところです。

現在、例えば小学校では、絵本を活用した学習、中学校では、個々の状況に応じた小グループや心身の調和的発達の基盤を培う自立活動等での学習が行われており、その結果、学習内容を生活の中で意識した行動が見られるなど、一定の効果が確認されております。

今後は、世田谷区立男女共同参画センターらぶらすや地域のセンター的機能を担う都立特別支援学校との連携も視野に入れながら、教員研修やインクルーシブ教育支援員研修のあり方を検討するとともに、発達段階や特性に応じた教材や指導方法の整備充実についても検討を進め、特別支援学級における性教育の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは SRHR につきまして 4 点お答えを申し上げます。まず、障害を負うのある子供若者に関わる支援者の方の研修体制についてのお尋ねでございます。

子供や若者と関わる様々な支援者が性と生殖に関する健康と権利について正しい知識を身につけ、子供若者との日々の関わりの中で適切に対応できるようにすることは重要であると認識しております。

令和 7 年度に実施したユースワーカー向けの研修につきましてはアンケートにおいて、大多数の回答者から理解できたとの回答を得ており、正確な知識に加えて、子供たちに対する心構えや具体的な関わり方伝え方を学ぶことができ、今後の実務に役立つとの好評を得ております。

今後は、障害の有無に関わらず、学校、子供若者支援機関、障害福祉分野など、子供若者が過ごす様々な場面において、それぞれの支援者が SRHR の指定を持って関わるができるよう、画策事業所、所管課が課題を捉え、必要性を認識することが重要であり、庁内において、SRHR の周知を図るとともに、研修講師の派遣も活用するなど、保健所と関係所管が連携しながら必要な研修を継続的かつ円滑に実施できる体制を整えてまいります。

次に、L プリプロ出張講座とセットによる専門職の相談、情報提供の体制についてのご提案でございます。

区では、全区立中学校での出張りプロ講座において、思春期の心と体、人との関係性や性的同意、妊娠や避妊等についての講話と、思春期の体や性に関する悩み等についての相談窓口や町方面の情報提供を行っております。

実施後のアンケート概ね好評ですが、よくわからない内容があったとの声もあり、性に関して、心配なことや知りたいことがあるときの対応では、家族に相談するについて、インターネットですラベルとの回答が多いことから、講座後に性に関する正しい情報や相談窓口を掲載したリーフレット、心と体の取説ブックを配布する意義を再認識し、引き続き実施しています。

区といたしましては、子供若者が自身の関心や悩みに応じて必要な情報や相談先に繋がれるようにすることは重要であると認識しています。

講座の実施にあたっては、事前に学校から保護者への学校から保護者へ講座の目的や内容等について丁寧に説明を行っており、議員ご提案の出張型ユースヘルスケア支援についても今後、生徒や学校のニーズ、保護者の理解等を踏まえながら、これまでの取り組みを通じた産婦人科医や助産師等の専門職のネットワークを活用し、教育委員会と連携しながら対応してまいります。

また、関心事や相談内容によっては、学校では話しにくさを感じる生徒もいると考えられるため、学校に限らず、子供若者が安心して相談できる環境や手法について、思春期保健部会において議論をしながら検討してまいります。

次に、SR HR2 に関連して 25 歳以下の若者の専用情報発信を行ってはどうかとの御ごお尋ねでございます。

区では、出張りプロ講座や中高生向け講演会の副読本として、性に関する正しい情報や相談窓口を掲載したリーフレットを配布している他今後、区ホームページにおいて思春期世代向け講演会の動画を随時視聴できるようにし、医師、希望者へリーフレット配布するなど、広く周知を御することを検討しております。

リーフレットを持っていない若者も相談窓口や性の健康に関する情報にアクセスしやすくなるよう、リーフレット掲載情報も活用しながら、ホームページ上での情報発信の充実について検討してまいります。

最後にサルエル R に移管します健康せたがやプラン第 3 次のを位置づけでございますが健康せたがやプランにおいては基本的な考え方にに基づき、性の悩み相談や支援についても、政策として横断的に位置づけています。

主な取り組みとして、各保健福祉センター健康作り課の保健師と専門医による思春期相談や匿名予約不要で、臨床心理士などが対応する心スペースなど、関係所管が連携して取り組みを推進しております。

今年度プランの中間評価および後期プランの改定に当たりましては世田谷区健康作り推進委員会、思春期部会などでの議論を踏まえ、性の悩み相談や支援について、担当所管での健康の取り組みや相談の同戦連携体制などの現状と課題を整理、点検した上で、充実に向けた環境整備や、後期プランへの反映を検討してまいります。

私からは以上です。

松本子供若者部長私からは、SR HR に関し、青少年交流センター等での今後の支援のあり方についてご答弁いたします。

子供や若者が日頃から気軽に安心して利用できる居場所で性に関する正しい知識を得られたり悩みや疑問の相談ができることは、それぞれの状況や個人差もある中で、多様な子供若者を支える大切なサポートであると認識しております現在、各青少年交流センターでは、若者が集まる施設等で、性に関する相談や啓発を行う東京都の事業出張 4T を活用し、センターの利用者に対し、性に関する相談はもとより、性感染症やデート DV にプロダクト部ヘルスライツに関する知識の普及啓発等、年 2 回ずつ実施しております。

性に関する話題は 1 人 1 人の受け止め方が異なることからプライバシーや心理便にも配慮し、若者との気軽な会話やカードゲーム等を通じて、自然な相談や啓発に繋げる工夫をしております。

昨年度は 3 センターの合計で約 130 名の若者との関わりを持ちました。

引き続きこの取り組みを継続しながら、相談内容について分析を行い他自治体の事例等も踏まえ、課題や潜在的ニーズの把握を進めるとともに、今年度母さんセンターに配置したユースコーディネーターが地域の医療や相談機関等への連携を進めていくなど、センターとしての支援のあり方を整理しながら、より一層の環境整備に取り組んでまいります。

以上です。

小野美月議員一点再質問します先ほど教諭教育課程県教育課程全体の中での包括的性教育

の位置づけや、授業時数の確保のあり方を含めて検討すること、また特別支援学級では、発達段階や特性に応じた教材や指導方法の整理充実を進めるとのご答弁がありました。

そこで確認です。

今後の教育課程検討委員会等における包括的性教育の検討の中に特別支援学級障害のある児童生徒への性教育も別立ての課題としてではなく明確に検討対象として含める認識で良いのか伺います。

山田学校教育部長再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、教育課程全体の検討を進める中で、特別支援学級の児童生徒に対する性教育につきましても同様の枠組みとして取り扱い取り扱っていくべきものと捉えてございます。

今後、教育課程検討委員会等におきまして包括的性教育のあり方を検討する際には、発達段階や特性に応じた指導につきましても、視点の一つとして検討対象に含めてまいります。

以上でございます。

おのみずき議員はい、ありがとうございます。

あの一連の区教委のご答弁は包括的性教育の制度化に向けた大変重要な前進であると受け止めております。

また一方でですねこの子供若者の SR HR を保障するためには、教育だけではなく、相談支援や健康作り、あるいは人権ジェンダー平等も含めて所管を越えて一体的に進めていく視点が不可欠です。

そこで区長に確認いたします。

区長は子供若者の SRHR を、子供の権利条例の実装に関わる重要課題として認識し、関係所管を横断して推進していく考えがあるのか伺います。

保坂区長小野議員の再質問にお答えします。

SR HR 性と生殖に関する健康と権利については子供若者を含めた全ての人が、性や生殖について十分な情報を得て、自ら選択決定できる。

権利であり、世田谷区子供の権利条例に定めている子供の権利を保障する上で大変重要であると認識しております。

この間の心と体の取説ブックなども活用した。

思春期世代に向けたプロアクティブ Hz、ライチ、周知啓発の取り組みに加えまして、ただいま各部長が答弁した系統的な学びの保障を見据えた検討や子供若者に関わっていく支援者に対する研修、また、情報アクセスの改善、青少年交流センターでの取り組みなどはどれもまた子供若者が正しい知識を得て、安心して相談でき必要に応じて支援に繋がるための一体的な取り組みにしなければならないと考えております。

子供若者の権利保障であるということを十分理解し、この観点から、各所管が個別に施策を講じるのではなく、SRHR について問題意識や各。

各々の取り組みを共有しながら連携して一体的に地域社会における取り組みを進めていく

ことを進めていくように指示してまいります。

以上で小野美月議員の質問は終わりました。

次に、42 番羽田慶一議員議長 42 番羽田慶一議員今季初の議場での一般質問をさせていただきます。

最初に山片岩を基調にした区政運営について伺います。

今年 2 月の総選挙後に実施された各自治体の中間選挙から一つの特徴的な傾向が見られます。

くやし部の首長選挙において新人候補が当選するケースが続きました。

例えば清瀬市では図書館の存続問題練馬区れば、美術館建設計画が争点となりました。

練馬区の選挙結果はリーマン・ショックとも言われていますが、これらに共通しているのは、区民の参加の保障と台湾の確保ということではないかと思っています。

住民自らが身近な行政や地域課題の解決に参加することで計画そのものへの関心が深まることに繋がります。

その前提として、区の事業計画等があらかじめ住民に伝えられさらに対話において、異なる意見を排除することなく丁寧に意見を聞く姿勢が重要であると考えます。

さてそこで今後の公園整備計画についてお聞きします。

等々力溪谷公園のを閉鎖解除パネルの方がゴルフ橋から撮ったものですが、その後、解除に伴いまして 23 区唯一の溪谷の自然環境を保全する意義これがますます大きくなっているかと思えます。

一つは地球温暖化対策の視点からグリーンインフラとしての警告の緑のと、湧水の保全、もう一つは、緑の生命線として位置付けてきた国分寺凱旋のを全体の保全とともに一体的に考えるべきだと考えます。

自然環境の保全等の経済的効果もあるかと思えます。

そこで質問が消えてしまいましたが失礼します。

映画 1 本目の質問は国分寺凱旋の保全と一体的にこのお届け国の保全に努めることを求めているかと思えます区の御対応を伺います。

次に道路整備計画における産科と対話について伺います。

恵泉通りは行政代執行手続きに入ることなく、道路計画が進むことになりました。

その会計には緑良い環境を重視した道路のあり方を巡り当事者との対話をを継続してきたことが大きいと思えます。

今後も対話を継続しながら緑の保全と静かな住環境の維持を念頭に置いた人にやさしい道路計画をを推進すべきだと考えます。

区の見解を伺います。

次に若者現役世代への教育と住宅支援について伺います。

毎年 5 月に国別の幸福度ランキングが発表されておりますが日本は今年 141 カ国地域中 61 位だったということが言われています。

周囲を占めるのは、北欧諸国だということがわかっておりますが北欧諸国のを高負担高福祉、負担は高いが子供支援医療教育など社会保障や福祉が充実していることはいうまでもありません。

特に国保の場合はリカレント教育一度就労や教育学習の機会が失われても、再びやり直し機会が保障されているといいますさて昨今の強盗窃盗事件では高校生が犯罪に巻き込まれている事例がみ見られますが、少年犯罪は長い間減少傾向が続いていましたが2022年から15K増加傾向に転じていると言われております。

少年犯罪の背景には犯罪を犯す以前の学校や家庭生活の追憶の中に少年たちは加害者になる前に被害者だったという指摘もあります。

学校や社会からの孤立家庭での暴力やネグレクトなどで居場所を失った少年が安心できる居場所や繋がりを求める中で、犯罪組織に取り込まれてしまうケースもあるといいます。

さてそこでやり直しのきく社会を実現するためには、一度終了や教育の場から離れたとしても再び戻れる機会の保障が大切だと考えます。

学びと学び直しの機会の保障ということが必要と考えるわけですが、現在の高校教育において子供たち1人1人の教育機会をどう保障していくのか区の対応を伺います。

また教育機会の保障という視点から奨学金返済支援と住宅居住支援について伺います。

北区では今年度から奨学金の返済支援事業を解消しました。

2024年度中に大学など卒業を終了し奨学金を返済している区民を対象に、5年間で最大計100万円の支援を受けるという内容であります応募枠は100人、区内に住民票があることを条件で区内に住み続ければ、支給額が増えるという内容となっております。

そこで大学卒業後の奨学金返済支援と若者の定住支援をセットにしたこういった支援を検討すべきではないかと考えますが、区の見解を伺います。

次に全ての区民の居場所と出番の確保について伺いますとりわけ高齢者等の地域活動の保障であります。

60歳以上の労働災害の件数が増え続けているといわれています。

これには高齢者の就労人口の増加があることはいうまでもありません。

改正高年齢者雇用安定法が65歳までの雇用確保70歳までの雇用機会の確保このことを義務付けたこと、また特に労働力不足を補う貴重な戦力としてシニア層の活用を進める企業の対応があるかと思えます。

しかし見逃せないのは退職後も支給される年金ではプラスすることができないこうした中で多くは生活のために働かざるを得ないこうした労働者も高年齢労働者も増えていることは明らかであります。

そうした中でこの厚生労働者は労働災害発生件数の増加という元で労働安全衛生法の改正をいたしました高年齢者の労働災害防止の指針を策定を押し高齢者の労災を労働災害を防ぐために十分な照明や化照明の確保や手すりの設置、段差の解消、身体能力の低下を補う職場環境の改善を求めています。

エカード薄着集中力が持続するよう作業時間の見直しなども求めています。

こうした中で高齢者の就労が拡大する中で、一つは定年延長や再任用など職員への対応特に現業職で働く高齢者の公務災害防止対策が求められていると思います。

もう一つは、毛が発注する事業者や民間、民間委託先で働いている労働者の労働災害防止策について、事業者への対応が求められています区としての対応を伺います。

次に、高齢者の地域活動を支える視点ですが近年自らの健康維持のために運動をしている方、また、膝や腰の痛みなどを耐えながら散歩や買い物等で外出する機会もあるかと思えますそのような中で高齢者等が普段の運動やお店や駅などへ移動する際のその途中に気軽に腰を下ろし、一息つくことができる場所を求める声も寄せられています。

品川区では、大井町駅近くの商店街に路上ベンチこのパネルをご覧ください。

散歩や買い物途中に座って一休みできる場所の設置が求められています。

このこれまでの対応と今後の御対応について伺い、壇上からの質問を終わります。

北川みどり 33 推進担当部長私からは、等々力溪谷を含む国分寺会社の補助につきましてご答弁申し上げます。

区では世田谷区緑の基本計画におきまして、骨格的な緑の軸である国分寺街性など、水環境を支えるみどりの基盤、グリーンインフラとして守り、次世代に繋げていくものとしております。

国分寺街性とその周辺では、等々力溪谷での土中環境の改善の他、成城みつ池などの公園緑地の整備や拡張市民緑地の指定、雨水浸透の促進など、湧水や植生などの貴重な自然環境の保全に取り組んできたところです。

また、これら公園緑地の整備の小公園緑地の管理におきましては多くの区民や団体により直接的には、清掃や下草刈り、動植物の調査など、間接的には届く計画でのふるさと納税のご寄付など、様々な形での共同参画をいただいております。

といたしましては引き続き国分寺改正の大切さをより丁寧に発信していくとともに取る計画で実施した保全手法の検証や適用の拡大を進めながら、緑の生命線と呼ばれる国分寺凱旋を保全してまいります。

以上でございます。

野々下道路交通計画部長私からは道路整備に関するご質問にお答えいたします。

主要生活道路 106 号線、恵泉通りにつきましては、令和 10 年 3 月の事業完了を目指し、自主的な明渡しは何よりとの考えのもと区長が先頭に立ち、粘り強く交渉を進め、先般土地を明けました。

明け渡しの合意を交わしました。

今後当事者のみならず、遠藤や鳥海、学校などにもご参加いただきながらまち歩きやワークショップなど、地域との対話を継続し、合意内容に基づき、着実に取り組みを進めてまいります。

計算通りに限らず、道路整備に当たっては、議員ご指摘の通り、権利者を初め沿道の方々の

整備後の環境や安全、沿道の町並みの変化への不安などに対してて奇跡適切かつ丁寧に対応していくことが重要であると考えております。

区といたしましては、長い年月をかけて、今回合意した。

恵泉通りを教訓として、より一層区民との対話による信頼関係の構築を大切に、地域の安全や環境等にも配慮しながら道路整備に取り組んでまいります。

私からは以上です。

明日山田学校教育部長私からは、教育の場から離れても学び直しの保障が必要ではないかについてご答弁いたします。

少年犯罪増加の背景には、家庭問題や各学校への不適應などにより、居場所を失った子供が犯罪に巻き込まれる状況があり、重大な課題であると受け止めております。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校には子供の子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、1人1人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。

教育委員会といたしましては、ICTを活用し、個に応じた学びを推進している他、ほっとルームや学びの多様化学校などの運営を通じて、児童生徒に対しまして、学ぶ機会の保障や居場所の確保を図ってございます。

引き続き、個に応じた進路指導等、中学校段階までに、1人1人に寄り添った学び直しや学ぶ意欲を高められる支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

田中政策経営部長私からは、若者の定住支援関連ご答弁いたします。

奨学金返済支援と若者の定住促進を組み合わせた政策については、北区が、今年5月から新たに開始したことは承知しており、若者の経済的負担の軽減と、地域への定着の観点から、一定の意義はあるものと認識しています。

一方世田谷区ではこれまでも各種若者支援施策に取り組んできており、新たな制度の創設については、既存政策との整合性、持続可能な運用など整備検討すべき課題が多くあるものと考えております。

北区の事例にありましたように、他自治体での取り組みについては、地域特性に応じた制度設計がなされているものと捉えております。

世田谷区において制度を導入する場合には、その効果や予算規模、執行体制等を十分に見極める必要があることから慎重に検討すべきものと考えております。

私からは以上です。

須藤総務部長私からは区で働く高年齢職員の労働災害の防止策についてご答弁申し上げます。

この職員の公務災害の認定件数は令和5年度72件、6年度102件、7年度92件となっておりまして、このうち50代60代の件数は42件64件59件と、各年度の5割以上を占めております。

区では今年度、基礎体力の向上など、高齢者の災害防止に資するこういったテーマの健康セミナーの開催などとともに、区内の各安全衛生委員会に対しまして、年齢に伴う身体的能力の変化を踏まえた視点を取り入れることや、冊子による周知 PR を行うなど、各職場での意識啓発を促進しております。

お話の厚生労働省の高齢者の労働災害防止指針におけます事業者の努力義務として講ずべき措置などを踏まえながら、高齢職員の公務災害等の傾向分析するなどおすすめ実効性ある取り組みを引き続き検討してまいります。

以上です。

田村財務部長私からは、区が発注する事業や民間委託先で働いている労働者の労働災害防止策の点検についてのご質問にお答えいたします。

令和 6 年の高齢者の就業割合 19% に対し、労働災害に占める割合は 30% と高い状況でしたが、労働安全衛生法の改正により、高齢者に配慮した作業環境の改善などのことが努力義務とされ、厚生労働省が策定した高齢者の労働災害防止のための指針のもと、4 月から施行されました。

区といたしましては、委託先事業者などの対応状況を点検するため、社会保険労務士による労働条件調査のチェック表に労働者が従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行っているかを確認する項目を設けております。

また、同指針では、熱中症対策の重要性も指摘されており、労働条件調査のチェック表を本年度改定し、熱中症対策に関する確認項目を追加いたしました。

今後も、国の指針や支援の内容を周知するなど契約に従事する高齢労働者を含む全ての労働者の安全健康の確保に向け取り組みを進めてまいります。

私からは以上でございます。

佐藤都市整備政策部長私からは座って一休みできる場所の設置についてご答弁申し上げます。

高齢者の方や長時間の連続した歩行が難しい方でも安心して外出できる環境を整備していくことはユニバーサルデザインの観点からも大変重要であると認識しております。

そのため、区では、平成 30 年度に座れる場作りではガイドライン、令和 3 年度には路上ベンチ設置指針を策定し、道路の歩道上や公共施設の外交スペースにベンチの設置を進めるなど、取り組んでまいりました。

あわせて、商店等対象として、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく補助制度を活用したベンチ設置費用補助を実施しており、商店街の店先など、公共用地以外の場所へのベンチの普及にも努めているところでございます。

今後とも、より多くの方々が自由に様々な活動に参画できる地域社会の実現に向けてベンチ設置箇所の周辺にお住まいの方々など区民の皆様のご理解、ご協力をいただく努力もつく続けながら、座れる場作りの普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

羽田圭司議員高年齢者の公務災害の防止対策ですが、厚労省が出しました出身それに基づいて今後対応されていくということも含めて言われておりました。

特に職員の方の課題では、技術系とそれから技能系職員の公務災害の防止策、ここが重要だと私は思っておりますその点についてお答えいただければ、この今後の対応についてお答えいただきたいかと思えます須藤総務部長再質問にお答えいたします。

厚生労働省の指針では考慮すべき高齢し高年齢者の特徴として、筋力バランス能力敏捷性全身持久力感覚機能の低下等が挙げられており技能技術系技能系職員の業務内容については、こうした特性による業務への影響が事務系職員等に比べて大きくなるものと認識しております。

こうした特性も考慮しながら、高年齢職員高年齢職員の公務災害の防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

羽田慶一議員ぜひ技能系といいますかね、あの現場で働いている方々ですね。

特にその点については、今後対応を図っていただきたいかと思えます。

もう一つは途中、途中で質問ができなかったで、質問をしましたが、かわりませんでしたちゃんと入ってるんですがその中で少ししようとしたことを一つだけ付け加えておきます。

等々力溪谷な閉鎖赤い所をですね、大変地域の中でも逃げ、賑わいができ、出てきているということが言われてまして。

特に轟商店街飲食店などにあの行列ができるようになっていくという。

そんな話も伺っております自然環境の保全とですね効果といいますか、そのことも、ぜひ今後考慮していただきたいかと思えます。

以上で質問を終わります。

以上で羽田慶一議員の質問は終わりました。

次に、18番山口裕久議員議長18番山口裕久議員いよいよ11日日本時間でいよいよ12日になりますけども世界最大のスポーツのイベントサッカーワールドカップ、中米大会が開催をされます。

全104試合これは行われるわけですけども日本のチームの活躍に期待をする多くの国民もいらっしやるんじゃないかなと思えます。

果たして104試合目最後の試合でピッチに立っている国のチームはどこなのか。

ズバリそれは日本とイングランドです。

そして、その試合は1対0で日本が勝ちます。

価値と思えます。

勝つんじゃないかな。

勝ってほしいなそうだったらいいなと私の夢を栄養源させていただいて質問通告に基づき順次質問してまいります。

まずは地域行政とDXのこれからの方向性についてお伺いいたします保坂区長は第1回臨

時會召集會挨拶において、民間出身の松村さんを DX 専任の副区長として登用し、行政サービス参加と協働、区役所組織の 3 領域でデジタルトランスフォーメーションを本格的に推進し、区役所内部においては、職員の働き方とデジタル活用が大きく前進し、情報共有の促進、リモートワークの導入など、業務効率化と職員のマインドセット変革を後押しする取り組みを着実に進め、世田谷 DX EXPO2025 開催し最先端 AI 技術の紹介業務改善事例の共有ツールのハンズオン体験など、大きな大きな成果が見られた参加と協働を充実させるためにも、これまで進めてきた DX の成果を着実に積み上げながら、今後もデジタル技術を積極的に活用し、行政サービスの向上と組織運営の改革を一層推し進めていくと述べられています。

また、退任をされた松村さんは退任の挨拶の際に初めて議場に足を踏み入れた緊張感の中で 4 年後はどんな形で次に次に繋げることができるかということ、が頭から離れなかったと DXA のは時代の変化、技術環境の変化の中で ICT ツールだけではなく、組織全体を変えていく。

終わりのないもので、何かを達成して完了というものではなくその中で区全体の DX を整理し、組織全体を変えていく。

道筋を示したことで、そして継続して推進していくデジタル環境を整備していくこと、また縦割り行政に対する全庁的に情報共有できる DX ツールである金等の導入も決まり 4 年後の姿は何かできたのではないかと思っていると述べられまた地域行政に携わる中では寛斗明の連携は必要不可欠であること固定化した地域を創生し、活性化するには、よそ者若者バカ者が必要で、DX という大きな変化にも、そうした観点が必要であり、役所の常識と自分の常識がぶつかり、ずいぶん削られたこともあったが変化をしていることも最近感じられるようになってきたとも述べられました。

体に対して A は少し名残惜しいとの気持ちも吐露されその名残惜しいの中には、任期 4 年間で世田谷区の DX の姿を作りましたがその次に繋がる種をまいていった。

その気持ちの表れだと私は思っております。

DX と今後の地域行政との繋がり、副区長としての選任リーダーは不在となりましたが今後、区長として、終わりのない地域行政への DX の展開をどのように考え、どのように進めていくのか、DX 地域行政それぞれの観点から見解を求めます。

次に都区制度改革について質問します 93 万人の人口を有し県の人口を超え、政令指定都市に匹敵する世田谷区においては特別区特別区という枠を超えた議論が交わされることもあり保坂区長も政令指定都市に向けての課題等々の議論をされていたことも記憶しております。

五つの総合支所制度も正しく世田谷市誕生見据えた布石であり学生からの悲願でもあったわけですが現状においては東京都と都区制度改革に対する考え方の温度差も大きく、権限移譲に対する議論も久しく行われていないのが現状であると理解しています。

住民に最も近い自治体である特別区がより多くの権限を持つことで地域の実情に応じたき



現実的なリスク対策は発生確率から他の災害に対して低いかもしれませんが他の野生動物と遭遇するのとは違うリスクの大きさを考慮し取るべき行動の情報を共有するなど危機管理のスキルを検討することは十分意味のあることで、はないかと考えます。クマに対する区の見解をお聞きし、以上で壇上からの質問を終わります。

そう DX 推進担当部長私からは区として地域への DX の展開をどのように進めていくのか、DX の観点からご答弁いたします。

議員ご指摘の通り、地域行政と DX は切り離せないものであり、区民等外部向けの DX の取り組みが、地域行政の更なる推進に繋がるものと認識しております。

今後は、区民目線で利便性の向上と、手続き等のよりスムーズな実現。

また、インタラクティブな合意形成を目指してまいります。

区はこれまで世田谷区地域行政推進条例に基づき、まちづくりセンター、総合支所、本庁の3層構造のもと、区民に身近な地区での相談支援機能の強化や、参加と協働による地域作りを推進し、地区アセスメントの実施など、地域行政部と各総合支所等の連携のもと、地域行政の推進に取り組んでまいりました。

DX 推進担当部としては、今年3月に公表した世田谷 DX ロードマップに掲げるデジタル窓口の拡充区役所へのタッチポイントの拡充協働プラットフォームの構築などを通じ、区民と区民同士を繋ぐ、繋ぐ基盤を段階的に整備し、地域行政推進等の取り組みを、DX の側面から継続的に支援してまいります。

また、DX の本質は、区民職員等問わず、多様な人々がより活動しやすくするための行動変容を支援することにあると考えており、地域行政に関する DX の取り組みにおいても、このような観点を踏まえ、関係所管と密に連携して推進してまいります。

私から以上でございます。

播磨地域行政部長、はい、私から区として地域への DX の展開を地域行政の観点からお答えいたします。

地域行政は地域住民に密着した総合的なサービスの展開、地域の実態に即したまち作りの展開、区政への区民参加の促進等の目的に即して、例えば身近なまちづくり推進協議会などの仕組みを設計し様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、長年にわたり構築してきた取り組み、システムが時代に合わなくなっていたり直貸している結果、一部の方への負担の集中や担い手が不足するなどの状況も生じております。

このような課題に対応するため、地域行政の分野でも、地域コミュニティアプリ顧問による地区情報の共有に加え、LINE オープンチャットによる身近なまちづくり推進協議会などの各種の協議会メンバーとのコミュニケーションの円滑化などに取り組んでおります。

今後もデジタル技術を活用しながら、トランスフォーメーションを積極的に進め、時代に即したシステムの変革や再設計を図ってまいります以上でございます。

田中政策経営部長私からは、自治権拡充などご答弁いたします。

世田谷区は、一部の県や政令指定都市よりも多い。

人口約 93 万人を擁し、大量かつ多様な行政需要に的確かつ迅速に対応していく必要があります。

こうした中、区だけでは解決できない国の制度に起因する課題については、内閣府が行う地方分権提案募集方式を積極的に活用し、自治権拡充の取り組みを進めるため、これまで多くの提案を重ね、産後ケア事業など、一定の制度改善に繋げてきました。

さらには、特別区長会等を通じた区と連携しながら国や東京都に対し、権限移譲や制度見直しについての要望も行っています。

今後も当区における規模や実情を踏まえ、現場に根ざした課題を的確にとらえ、提案募集方式などを活用しながら、積極的に声を上げるとともに、関係自治体との連携も図りながら、自治権拡充による生活基盤の充実と、質的転換に引き続き取り組んでまいります。

私からは以上です。

加賀谷危機管理部長クマに対する危機管理の想定についてお答えいたします全国的に例年以上に市街地での大型中類等の出没頻度が高まり都内においても、市街地での目撃情報や八王子市や奥多摩町ではクマに襲われたなどの被害が発生しております。

区内にクマ等の大型獣類が失望した出没した場合は人身被害の他交通機関の混乱等のおそれがあると考えております不測の事態に備えまして都の対応マニュアルをもとに区警察との各種主体の役割分担を踏まえ、必要な対応について枠組みを整理しております区の庁内の役割としまして地域生活安全課では、情報収集、庁内関係機関との連携関係機関との情報共有対策本部設置の他、パトロールを始め、ホームページ等による各種情報発信を行ってまいります。

また環境保全、保全課では警察や都と連携しまして、有害鳥獣の捕獲許可申請関し、捕獲に関すること、報道対応については、広報広聴課で対応することを確認しております区では先般開催されましたとの意見交換会に参加しておりますが、今後も情報収集を行う上で特に多摩川沿いの他自治体の現状や対応状況を注視するなど適宜、区民への情報発信に心がけ組の生命と安全の確保に努めてまいります。

以上です。

山口ひろひさ議員今スマホを誰でも持つ時代になりましたけれども私が中学生高校生の頃は固定電話しかなくてですね。

好きな女の子の家に電話をして、親が出たら切るとというのが結束でありました。

今は小学生からですねタブレットを使い良いわけですけども誰もがもうデジタルをお使いこなせる時代っていうのはもうすぐそこまで来ているわけですね。

スマホが市役所だというそういった自治体も視察に行きましたけどもぜひ世田谷区もですね、スマホを買い換えるときに区役所を新しいのに買い換えてきたよ。

それでもですね、言ってもらえるようなこの DX の推進、積極的にですね、進めていただくことをお願いを申し上げますそれとあと都区制度改革ですけども昨日保坂区長を杉並区と

何か乗り区長会離脱をした政治的な意図はないというような答弁がありましたけどもやはりこの権限拡充にはですね、やはり23区区長会がまとまるということがやっぱり必要だと思いますので諦めずにですねぜひまとまって声を発し続けていただきたいと思いますし国の制度を活用するという答弁もありましたぜひそういったものを様々活用してですね2093万区民の声に応えられる実現の拡充今後も積極的に進めていただきたいと思います最後にクマ対策ですけども実は昔、世田谷区も酒の治療多摩川に放流したときにですね、酒が戻ってきたという報告を受けたことがあります酒を求めて世田谷区へということがですねないと思いますけども、ぜひ、クマ対策についてはですね、やはり怠ることなく対応をお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。

以上で山口ひろひき議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19番真鍋義之議員、上19番7でよしゆき議員まずは秋谷木須の活用についてお尋ねしたいと思います。

世田谷区内の空き家キスは総務省の統計ですと約5万個5万引きつと言われております。

世田谷区の調査では空き家また全てはクイズになっているアパート等が約900戸というふうに伺っております。

このように世界くらいの住宅を求めている方が大変多い中でこれだけの数の空き家空室があるということは大変問題であると思います。

この空き家空き数につきまして、先ほどの住宅の問題もありますありますけれども例えばお出かけひろばであるとか子育て支援の大事な拠点になるまた障害をお持ちの方々のグループホームなどいろんな形で活用されてしかるべきだと考えます。

この空家特に空き家がなぜこれだけ多くあるのか。

言われているのはいろんな要因がありますけれども二つ心当たりがあります一つは固定資産税が6分の1ということでありまして固定資産税が6分の1であるならばしばらくほっといてもいいだろうというような感覚もあるのではないかと思います。

令和5年に国はこの補正予算で6分の1の減免措置をもっと厳しくする見直すという発表があり、まずは空き家が特に良い活用されるんじゃないかという期待があったわけですが、現実問題としては特定空き家が管理不全空家に置き換わり、世田谷区内でもこの固定資産税等の減免が外されたのは数件しかないというふうに伺っております。

この固定資産税6分の1の減免措置については国もうひと踏ん張り頑張って検討をし活用される道を選ぶけど、選ぶべきだと思いますし世田谷区当局としても何とかこれが一つの活用につながる手法を検討してもらいたいと思います。

もう一つのテーマはやはり良い活用するためには改修費が必要だということでありまして。

特に夜景がお借りをして、いろいろ使用する場合には建築基準法等々クリアが絶対条件で

ありましてこれらの改修費用がなかなか捻出されない。

この大金をかけてまでいろいろと協力するのが難しいというのが様々なところで報告を受けています。

この世田谷区の秋谷騎手の対策には建築安全課居住支援課また世田谷トラストまちづくりまた民間企業であります。

世田谷空き家なり等々今活用して取り組んでおりますけれども、なかなか成果が見られておりません。

あの雲いろいろこの件については調査を始め抜本的な取り組みを行うと伺っておりますけれども今からでも遅くないのでこれは全庁を挙げてこの空き家空室の活用を強力に進めるべきです。

それも修繕費の助成まで含めて考えていくというのが他答えじゃないかと思えますこのことについてまず区の見解を伺います。

次に高齢者の介護施設特別養護老人ホームであるとかショートステイや税ホームや様々な形で介護される方々を手助けをしそして高齢者の支援の体制があるわけですけれどもコロナ禍におきましてこのホームの利用が極端に減ったというふうに聞いておりますやむを得ないいい時代であった時期であったと思えますけれども世田谷区は昨年介護事業者経営改善支援事業を始められまして当初はあまり多くの方が手を挙げられなかったとも聞いておりますけれどもこの支援事業によりまして大変大きな成果が上がった後も伺っておりますまずはこの7年、令和7年度に行った。

この支援事業におきましてどのような成果が上がったのか。

また課題があるとすれば何何なのかお尋ねしたいと思います。

そしてこの令和8年度もこの事業を引き続き行っていくと、また充実していきたいというお話も伺っております先ほど申し上げた通りその会合の御支援体制を強化するためには特別養護老人ホームのみならず老健施設ショートステイ Long Story] ホームと本当に重要なそれぞれが役割を果たしています。

それぞれが充実してこの支援の強化が見込まれるわけでありますのでぜひとも成果を上げてもらいたいと思います。

最後に開かずの踏切飯野会長についてお尋ねをいたします京王線の連続立体交差事業、平成25年に事業認可10年間の後期でしたけれども8年間延伸された令和12年度ということになっています。

もういよいよそのときが近づいております用地買収については95%を超えていると聞いておりますけれども、まだまだ未買収のところが散見されます。

あくまで話し合いで協力を求めるこれは大事なことでありますけれどもこの国は法治国家であります土地収用法を適用してそして話し合いと同時に、この主要方も同時並行に行っていかなければせっかく延伸しても、またもっと伸びてしまうと、こういうおそれがあります。

京王線の連続立体交差事業昭和44年に都市計画決定が効果風船課税されまして今の計画変更は効果2点でありますですから線路の南側。

約20mぐらいは都市計画のエリアの中で、長年建築制限を受けてきました。

だからこそ、今この連立事業は、突然始まったものではなく、長年長年建築制限をされ、地下は駄目ですよ。

堅牢な建物は駄目ですよと言われたところがやった事業化により良い協力を求められる状況ですですからにわかところで土地収用法、こういうことではなく、長らくそのような形で規制を受けていたところ、しかも10年が経ち、しかもまたそれに8年延伸されている現状を見れば土地収用法の適用をこれは避けて通れないと思います。

いずれにしても開かずの踏切大変な状況で毎日私もあの踏切に行くのは怖いです。

みんなが起こってたってます。

この状況を一刻も早く治すためにも、この京王線の開かずの踏切会場工期内に必ずな色でもらいたいと思います区の見解を求め、壇上からの質問を終わります。

保坂区長真鍋議員のご質問にお答えをいたします空き家空室の活用についてでございます。区では空き家等の発生抑制や活用促進について所有者への働きかけを進めながら、せたがや空き家活用ナビとも連携し、また地域交流の拠点作り等に繋げる。

空き家等地域貢献活用助成事業この空き家活用の大プロジェクトにも長年取り組んでいるところでございます。

このような取り組みで、お出かけひろばや多世代交流拠点などの活用が実現しており、引き続き協力いただける空き家、またあのオーナーのを所有者の発掘に努めてまいりました。

一方空き家の活用にあたっては様々なハードルとなる課題がございまして議員のおっしゃる通り築年数が経過した住宅の設備更新や耐震耐震改修についての問題が、この所有者にとって大きな負担になっているということも認識しております。

現在区では空き家等を含む既存住宅の改修によるファミリー向け賃貸住宅の供給促進のため所有者に向けた支援策の検討を進めています。

コミュニティにとっても開き早期に解消しそこに様々な用途で出入りがあるこれは地域力に貢献するものと考えております。

賃貸住宅市場の実態把握を含め、事業効果財政上もここに留意しながら、来年度予算編成に向けて効果的な検討を進めてまいります。

全庁的な取り組みについて御指摘がございました空き家活用といったまち作り系もう一つ実は福祉の場面でも大変課題になっております別々に取り組んできたということもありません何年前前からですね。

それぞれ所管分野を超えて、その空き家の解消をテーマにした情報交換の場も設定しているところでございます。

なおそれを強めていきたいと思っております。

以上です。

川島高齢福祉部長私からは介護事業者経営改善支援事業について2点ご答弁いたします。

一点目は、令和7年度の成果と課題についてです。

介護事業者経営改善支援事業について、令和7年度は通所介護事業者4ヶ所訪問介護事業所3ヶ所、施設系事業所、事業所1ヶ所の計8事業所に対し、経営課題の分析や経営改善への伴走型支援を行いました。

その結果、デイサービスの稼働率が50%から70%台へ向上した事例加算取得により、年間400万円以上の増収が見込まれる事例や年間80時間以上の事務削減に繋がった事例など、経営改善効果が出ております。

実施事業者からは、稼働率の目標達成で経営が改善した職員の意識が向上した。

KPIを設定した営業という新たな視点が得られたといった前向きな声がある一方、コンサルタント対応の時間確保が負担だった経営視点を職員に浸透させるのが難しかったといった課題も寄せられています。

次に、令和8年度の事業展開についてです。

昨年度実施事業者から寄せられた課題を踏まえ、今年度はオンラインによる経営相談、相談会や短期集中型の簡易伴走支援を新たに導入し、事業所が日々の運営を続けながら参加しやすい、実効性の高い支援内容に見直しており実施事業者数は、伴走支援4事業所、簡易伴走支援6事業所、昨年度からの継続支援事業社3事業所の合計13事業所を予定しております。

また、今年度は昨年度実施できなかったショートステイ実施事業所に対しても実施する見込みです。

さらに、本事業で明らかになった共通の課題や課題への取り組み事例についての報告会を実施し、その様子を区ホームページで公開するとともに介護事業者との連絡会等で共有するなど、成功事例の横展開に筒を進めてまいります。

こうした取り組みを通じ、事業者への支援を引き続き進め、経営の持続および区民に必要な介護サービスの安定的な提供に努めてまいります。

以上です。

どのした道路交通計画部長私からは京王線連続立体交差事業について、途中、土地収用法の活用に関するご質問にお答えいたします。

議員よりご指摘のありました土地収用につきましては公共事業に必要な土地を事業施行者が土地所有者などの権利者との任意契約により取得できない場合、土地収用法による裁決申請の手続きを行うことにより、正当な補償をした上で土地を取得することが可能となります。

京王線連続立体交差事業におきましても、これまでと同様、権利者の方々との任意契約による土地の取得を基本としつつも、工事工程上、優先すべき事業用地を精査した上で、既に一部用地については、土地収用法に基づき、主要採決の手続きが進められているところでございます。

事業者により任意契約による取得が困難な土地の他所有者不明の土地に関して、収用裁決申請が行われており、中央委員会の受理後、世田谷区において、広告と申請書の写しを縦覧した件数は、昨年度7件ございました。

区といたしましても、京王線の開かずの踏切解消に向けては、主要手続きも含め取りうる手段を駆使して、早期に土地取得を進めていく必要があると考えており、引き続き東京都初め関係機関と連携して取り組んでまいります。

次からは以上でございます。

真鍋義之議員お答えありがとうございます機長は空き家の問題について答弁に立たれたということは本気でこの問題に取り組むという姿勢だろうと私は理解しました。

区長もよやれておりましたけれども、本当にまち作り系だけじゃなくてあらゆる分野にこれは広がっています。

それで例えば、世田谷区の空き家等地域貢献活用これが更紗まちづくりがね、やっていますこれを都市整備委員会を中心に毎回伺うわけですけれども、これまでの実績が23件なんです。その中でまたあの2件、やめちゃったみたいなところがあったり、また近くで見れば、令和5年が2件ですけれどもその後6年7年って0件なんです。

ということをやっぱりどっかにこれ課題があるとこれ委員会でもいつも聞かれますと大体耐震補強しなきゃならないとかそういう壁に当たって社会貢献地域貢献するのに、そこまでの負担はっていうところで壁になっている。

いうふうに聞いています。

先生がトラストまち作りもここで一般財団法人から公益財団法人に飯間なったというふうに聞いておりますけれども、これを機にですね、もう少しもちろんトラストまち作りの活用ももちろんですけれども、もうあの全庁をあげてっていうのはもったいないと、なぜこの世田谷区内これだけ緑を失われて、宅地化されているわけですけれども、秋谷騎手がこれだけあるっていうのは本当に残念な話でありまして先ほどの答弁のごとくそれこそ区長が先頭に立ってせたがや空き家傷活用宣言ぐらいを高々に捉えてほしいなと思います。

そのような形でこれからの節約の取り組みを願ひまして私の質問を終わります。

以上で真鍋義之議員の質問は終わりました。

次に、39番坂口健一議員議長39番坂口慶一議員初めに、成年後見制度についてです。

成年後見制度以下制度といたしますは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための重要な権利擁護制度です。

制度には、判断能力を欠く方を対象とする貢献、判断能力が一時著しく不十分な方を対象とする補佐、判断能力が不十分な方を対象とする補助の3類型があり、本人の状態に応じた支援が行われています。

我が国では、高齢化が急速に進行しており、2025年には65歳以上の人口が約3600万人、高齢化率は約29%に達し、2040年には約3900万人、高齢化率は約35%に達すると推計さ

れています。

2040 年は、いわゆる 2040 年問題と呼ばれる大きな社会的転換点でもあり、団塊ジュニア世代の世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークに近づく一方で、生産年齢人口は大幅に減少し、医療介護福祉分野の担い手不足が深刻化すると予想予測されています。

東京都においては、単身高齢者の増加を背景に、祝町村と連携して、制度利用促進のための基幹整備や市民後見人の育成を進めていますが、地域ごとの支援体制には差があり、制度を必要とする人に十分な支援が行き届いているとは言えない状況です。

本区では、制度の相談支援に加え、終活相談や終身サポート等を行う。

終活支援センターの整備が進められています。

今後は、この制度と終活支援、身元保証、死後の事務支援を一体的に推進し、元気なうちから、人生の最終段階まで切れ目なく支える体制作りが必要だと考えます。

そこでまず伺いたいしますが、本区におけるこの制度の利用状況を区長申し立てとあわせてお答えください。

国では現在、法制審議会において、制度の見直しを進めています。

従来のように、一度利用を開始すると、原則として本人が亡くなるまで継続する仕組みから本人の状態や必要性に応じて柔軟に利用終了できる制度への転換が検討されています。

しかし、制度利用者数は、支援を必要とする人の数に比べて十分とは言えず、制度の主周知不足や費用負担、後見人の担い手不足などの課題も指摘されています。

この制度は、国の制度ですが、実際に相談を受け、必要な支援に繋げるのは、基礎自治体です。

高齢者やその家族が制度を知らずに孤立することのないよう、相談体制の充実や、制度の周知、地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携強化が求められています。今後の区の取り組みについて伺います。

他区では、この制度における区長申し立ての運用を巡り、虐待案件や家族との関係が複雑なケースにおいて、区長申し立ては本人の立場に立って慎重に行うべきである。

との請願が区議会に提出され、継続審査となっております。

請願では、行政が申し立ての判断から支援まで責任を持って関与することや、本人の意思確認を丁寧に行うことの重要性が指摘されておりますが、本区としては、この問題をどのように捉えているのか、伺います。

次は医療的ケア児の通所施設についてです。

医療的ケア児とその家族を取り巻く環境は近年の医療技術の進歩により大きく変化しており、医療的ケアを必要としながら、地域で生活する子供たちは年々増えています。

国は、医療的ケア児支援法に基づき、自治体に対して、切れ目のない支援体制の整備を求めています。

我が会派の代表質問では、在宅で医療的ケア児を育てる家族を支えるため、在宅でスパイと事業の充実について取り上げました。

支援は、在宅サービスだけで完結するものではなく、子供たちが地域の中で学び、交流し、発達を促していくためには、通所施設の整備も不可欠だと考えます。

本区においては、児童発達支援の事業所や放課後等デイサービスの整備が進められているものの、医療的ケア児の受け入れが可能な事業所が限られており、看護師の配置は、医療的対応の体制の制約から、実際には利用希望に対して十分な受け入れ枠の確保が難しい状況にあります。

通所施設は単なる預かりの場ではなく、子供の発達支援や社会参加を支える重要な社会資源であり、保護者の就労継続や介護負担の軽減にも直結するものです。

在宅でスパイと通所支援は車の両輪であり、両者が一体的に整備されて初めて地域生活が成り立つと考えます。

そこで、本区における医療的ケア児の通所支援の整備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

警察庁深沢宿舎跡地における障害者施設の整備についてですが、本事業は、医療的ケアを必要とする障害児の受け入れニーズが十分に満たされていない現状を踏まえ、国有地を活用し、医療的ケア者を含む。

中重度障害者を対象とした生活介護およびグループホーム、さらに医療的ケア児を対象とした児童発達支援と放課後等デイサービスを実施する施設を整備するものとなっております。

医療的ケア者ケア児、またその家族にとって、本施設は、地域生活を支える重要な社会基盤であり、その早期整備が強く求められていますが令和7年度着工、令和9年度開設が予定されていたものの、現在は、令和12年度の開設予定と予定延期されております。

開設時期が延期された理由をどのように認識しているのか、また今後の整備方針について、区の見解をお伺いいたします。

次に、ユニバーサルスポーツについてです。

東京2020パラリンピックを契機に、ボッチャは障害の有無や年齢を問わず、誰もが参加できるユニバーサルスポーツとして広く普及してきました。

本区においても、世田谷でボッチャや各地域での大会、学校や児童館での体験、また、議会内でのボッチャを立ち上げなど、積極的な普及に取り組んでいます。

一方で、普及が進んだからこそ、新たな課題も生じているようです。

区が実施する、ボッチャ事業では定員を上回る応募があるなど、活動場所の確保や受け入れ体制の充実が求められています。

加えて、継続的な活動を支える指導者やボランティアの育成、腰部の整備、貸し出し体制の充実、また、体験会の参加者を地域活動に繋げる仕組み作りも重要です。

坊っちゃんスポーツ振興だけでなく、多世代交流や共生社会の実現にも資する取り組みで、取り組みです。

区では、ボッチャの普及に伴う課題をどのように認識しているのか、また活動環境の整備や

担い手の育成など、今後どのような政策を進めていく考えなのかお伺いいたします。

ボッチャに続くユニバーサルスポーツとして、暴力やカーペットがあります。

能力は木製の棒を投げてピンを倒し、特製得点を競うフィンランド発祥のスポーツであり、パレットは、カーリングを室内で気楽に楽しめるよう発案され折りたたみの事務机を二つ縦に並べてその上に専用のマットを敷き、専用のストーンを滑らせて得点を競う競技です。いずれもルールがわかりやすく、子供から高齢者まで幅広い世代と一緒に楽しめることから地域コミュニティの活性化にも資するものと考えます。

一方坊ちゃん比べると、区民への認識度はまだまだ十分とは言えず、体験機会や活動の場も限られております。

区はもう力やカーペットについてどのように認識して認識しており、また、区民が身近に参加できる環境作りや普及啓発に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

大和保健福祉政策部長私からは、成年後見について順次ご答弁いたします。

最初に、年間の利用状況と区長申し立ての現状、そして制度改革の見直しおよび今後の取り組みについてです。

成年後見制度における世田谷区での法廷。

後見制度の利用者数は、立川支部を含む東京家庭裁判所が管理している数字によると、令和7年12月31日時点で、後見保佐補助の3類型を合わせて1435件となっております。

法定後見の申し立てが可能なのは、本人、配偶者、4親等内の親族等とされておりますが、これらの者による申し立てが困難な場合には、区市町村区市町村長が家庭裁判所へ申し立てを行うことができるとされております。

この区長申し立ての件数は、令和7年度の実績で51件となっております。

また、法定後見制度の改正については現在、国において、国会において審議が進められており、従来の代行代理中心で就寝的に利用する仕組みから本人の意思や意向を尊重しながら支援する支援つき意思決定型へと転換するとともに、必要な期間に限って利用する仕組みへの見直しが検討されているところです。

こうした制度改革の方向性を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、地域における権利擁護支援体制および本人の意思や意向を尊重した支援のあり方について検討を進めてまいります。

次に宅で起きている問題についての見解です。

区長申し立てによる成年後見の解消を巡り、他自治体において申し立てを行える親族の意向との齟齬や医師の診断書の内容等を巡るトラブルが指摘されていることは報道等により承知しております。

区では成年後見制度における区長申し立てについては本人の判断能力や生活状況、親族の関与の状況およびその意向を把握するための調査結果などを総合的に勘案するとともに、必要に応じて専門職の受験助言を受けながら、庁内での検討を経て慎重に必要性を判断し

た上で手続きを進めております。

今後も法令に基づき、本人の意思や意向に配慮しながら、適切な事務執行に努めてまいります。

私からは以上です。

杉中障害福祉部長、私からは、医療的ケア児の通所施設について2点ご答弁いたします。まず施設の整備状況についてです。

医療的ケア児やそのご家族が地域で安心して生活を継続していくためには、日中の見守りや適切な療育医療的な対応に加え、家族の負担軽減を担う通所施設が不可欠な基盤であると認識しております。

一方、医療的ケア児を受け入れ可能な施設数は需要に十分に追いついておらず、特に重症度の高い方は良先の確保が困難な状況であることから、施設整備等の供給体制の強化を図っていく必要があるがあります。

区では、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方等に基づいて、公有地等の活用も含めた計画的な施設整備を進め、医療的ケア児の受け入れ体制の拡充に取り組んでいるところで

す。今後、需要動向も踏まえながら、引き続き計画的な施設整備を促進して、医療的ケア児やそのご家族が安心して生活できる環境の確保に努めてまいります。

次に、警察庁深さは宿舎跡地の整備についてです。

警察署深さは宿舎年における施設整備については医療的ケア児者を受け入れる施設として調整を進めてまいりましたが、本年1月に整備運営事業者の辞退を受け、6月より事業者の再公募を行っているところです。

再公募に当たっては、昨今の施設需要を踏まえて、実施事業に放課後等デイサービスを加え、子供から大人まで切れ目のない一貫した支援が行える施設としました。

一方、この間の建設費高騰や人材不足の影響、医療的ケア、障害児者、両方ご支援実績を有する事業者が少ないことなど、施設整備に向けた課題も多いと認識しております。

区としては、まず公募内容の周知等事業者への働きかけを行い、質の高いサービスを提供できる事業者を確保して着実な施設整備に繋がられるようしっかりと取り組んでまいります。以上です。

渡辺スポーツ推進部長はい私からは2点のご質問に順次ご答弁申し上げます。

初めにボッチャの普及等、課題等についてでございます。

区では東京2020大会を契機に、パラスポーツを推進するための代表的な取り組みとして、パラリンピックの公式種目であるボッチャの普及啓発を積極的に進め、希望が丘地域体育館へのボッチャコートの整備や区立の幼稚園や小中学校、児童館へ登っちゃんの配布等を行ってまいりました。

現在、希望が丘地域体育館で開催しております。

体験者の練習や初心者体験を行う。

世田谷でボッチャには年間延べ約 600 人の参加があり、区民同士の交流を目的に開催しているトーナメント戦、ボッチャ世田谷カップには約 50 チームにご参加いただいております。

こうした中で、区においては、ボッチャの人気の高まりから、世田谷でボッチャでは毎回定員を上回る状況にあり、定員を増やすためには、指導者やサポーター、会場の確保等が新たな課題となっております。

そこでスポーツ振興財団では、昨年度新たに誰でもボッチャの開催や、5 月には公認審判員およびサポーター講習会を開催したところでございます。

今後区民が気軽にボッチャ体験や交流ができる場の拡充に向けまして、日本ボッチャ協会や区内の活動団体やチームから氷協力を得るなど人材の確保や育成、また既存施設を有効活用した会場の確保など、更なる普及に取り組んでまいります。

次に、もろく、カーペットに対する取り組みについてでございます。

ご紹介のございましたもロックは 9 の棒を交互に投げ合い、数字の書かれた 12 本のピンを倒すことで今日得点を競う。

元々アウトドアスポーツでカーペットが卓上のカーリングと呼ばれ、インドアスポーツして、それぞれ誰でも気軽にできるユニバーサルスポーツに位置づけられてございます。

桑もロックの普及促進として、スポーツ振興財団やスポーツシーン推進員が参加する身近なイベントの中で、区民が楽しく体験できる機会を提供しておりますが、パンフレットについては、過去に体験事業として実施したことはございますが最近では実施してございません。第 2 のボッチャに続く、ユニバーサルスポーツの普及に向けましては、スポーツ振興財団と連携し、イベント等において体験会を実施していくことやブロックについては、人気の兆しもあることから、貸し出しを検討するなど、様々なニーズを踏まえながら取り組んでまいります。

以上でございます坂口健一議員子供食堂の高齢者版みたいな高齢者向けのお食事会というのが最近地区会館や区民集会所を利用した。

ところでを考えております。

私も先日お伺いさせていただきまして、大変高齢者の方が楽しく食事をしている風景を拝見させていただきましても、それを支えているボランティアの方は、食材の調達など、かなりご苦労されている部分も多いですので区といたしまして、一歩でも 2 歩でも寄り添っていただくことを要望いたしまして私の質問を終わります。

以上で坂口健一議員の質問は終わりました。

次に、8 番宮香織議員議長、8 番宮香織議員初めに、DV 被害等の緊急時における子育て家庭の支援について伺います。

DV 被害や虐待などにより、保護者が子供を連れて避難しなければならない状況に直面した場合、生活環境が大きく変化し、精神的な不安だけではなく、経済的な負担も生じます。特に子供を養育する家庭にとって、児童手当は、生活を支える重要な制度であり、必要な方

が速やかに受給できる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、区では、DV被害等により、子供を連れて避難した保護者に対し、児童手当の受給に関する相談や申請支援はどのように行われているのでしょうか。

また、住民票の移動が困難な場合や、特別な事情がある場合に、適切な支援に繋げるための対応について伺います。

また、DV被害者の中には、避難後の生活再建に追われ、利用できる制度について十分な情報を得られないことも考えられます。

せっかく支援制度があっても、その情報が必要な方に届かなければ、十分な支援とは言えません。

相談を受けた段階から、制度利用に繋げる取り組みが重要ではないでしょうか。

区では、子供家庭支援センターや生活支援部門、DV相談窓口などの関係部署が児童手当に関する情報提供や申請支援について、どのように連携しているのでしょうか。

また、制度を必要とする方に確実に情報を届けるための周知や、支援体制について伺います。

さらに、DV被害等への対応では、安全確保と生活再建を一体的に支援することが重要です。被害者が安心して行政サービスを利用できるよう、個人情報の保護や関係部署間の連携強化が求められます。

区では、DV被害等の緊急時において、児童手当を含む各種支援制度へ円滑に繋げるためにどのような庁内連携を行っているのでしょうか。

また、今後、相談から制度利用まで切れ目なく支援する体制をどのように充実されるのか伺います。

次に思春期世代の心身の健康とルッキズム対策について伺います。

近年、SNSや動画配信サービスの普及により子供や若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に思春期は身体的な成長とともに、自己認識や価値観が形成される重要な時期ですが千種町では、理想化された用紙や生活スタイルが日常的に発信されており、他社との比較によるストレスや不安を抱える若者も少なくありません。

また、外見によって、人の価値を判断するルッキズムは若者の自己肯定感や人間関係に影響を及ぼすだけでなく、過度なダイエットは摂食障害、精神的不調など、心身の健康問題にも繋がること指摘されています。

誰もが自分らしく安心して成長できる地域社会を実現するために、区としても、こうした現代の思春期の課題にしっかり向き合う必要があると考えます。

思春期の子供たちは周囲からの評価に敏感であり、自分の容姿に対する悩みを抱えやすいです。

特にSNSの利用が日常化する中で、用地に関する価値観が偏り、自己肯定感の低下や精神的な負担に繋がること懸念されています。

そこで、区では、ルッキズムが思春期世代の心身の健康や自己肯定感に与える影響について

どのように認識しているのか伺います。

また、ルッキズムや SNS による影響から子供たちを守るためには、多様性を尊重する人権教育や情報を主体的に読み解くメディアリテラシー教育が重要です。

また、外見だけではなく、1人1人の個性や能力を認め合う。

教育環境作りも求められています。

区立学校において人権教育やメディアリテラシー教育をどのように推進し、子供たちの自己肯定感を育む取り組みを進めているのか伺います。

思春期の悩みは複雑化しており、容姿への不安、SNS 上での誹謗中傷、人間関係の悩み、メンタルヘルスの不調など、様々な課題があります。

子供たちが早期に相談できる環境を整えることは新硬貨を防ぐ上でも大変重要です。

ここでは、学校保健所、児童館、若者支援機関などとの連携を含め、思春期世代の心の健康を支える相談体制や支援体制を今後どのように充実させていくのか伺います。

最後に、公共空間における女性や子供への暴力防止策について伺います。

近年、駅や道路、公園、商業施設などの公共空間において、女性や子供が恋に体をぶつけられる威圧的な行為を受ける付きまとわれるなどの事案が社会問題として指摘されています。また、シカや声かけなど、子供を狙った暴力行為なども後を絶たず、多くの区民が日常生活の中で不安を感じています。

実際に暴力行為の被害に遭ったという区民の方からの相談も多数受けており、私自身も被害に遭いました。

このような行為は、被害者に身体的精神的苦痛を与えるだけでなく、外出や社会参加への萎縮を招き、安心して暮らせる地域社会の実現を妨げる要因にもなり得ます。

女性は子供が自由に行動し、安心して生活できる公共空間を確保するため、区としてより一層の取り組みが必要ではないでしょうか。

公共空間における暴力行為は、被害者が相談をためらったり、被害が軽微なものとして、急がされることも少なくないことから、行政が把握している件数だけでは実態を十分に捉えきれない可能性があります。

そこで区では、公共空間における女性や子供への暴力や威圧行為の現状をどのように認識しているのか、また、警察や学校、地域団体等との連携を含め、実態把握や情報収集にどのように取り組んでいるのか伺います。

公共空間における暴力を防止するためには、発生後の対応だけではなく、暴力を許さない社会意識を醸成することも重要です。

そのためには被害が発生した後の対応だけではなく、暴力や威圧行為が起こりにくい環境を整備することが重要です。

公共空間において、女性や子供が多いに体をぶつけられる癒し的な行為を受ける付きまとわれるといった状況は、重大な犯罪に至らない場合であっても被害者に強い恐怖や不安を与え、外出や社会参加をためらわせる要因にもなり得ます。

また、女性や子供が安心して利用できる公共空間を確保することは、防犯の観点だけではなく、安全なまち作りを推進する上でも重要な課題です。

区では、公共空間における女性や子供への暴力や威圧行為の防止に向けて、例えば防犯カメラの活用、地域の見守り活動、警察や事業者との連携などを含め、今後どのような安全対策を進めていくのか伺います。

公共空間における貿易は奴行為は、身体的な被害だけでなく、被害者に精神的な苦痛や不安をもたらします。

特に女性や子供が被害を受けた場合には、また被害に遭うのではないかと。

外出するのが怖いといった不安を抱え、日常生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

しかし、こうした被害の中には犯罪として立件されるほどではないと受け止められたり、被害者自身が相談をためらったりすることで支援に繋がらないケースについても少なくありません。

また、子供の場合には、自ら被害を説明することが難しく、周囲の大人が家に来ることが重要です。

被害者支援は、単に相談を受けるだけでなく、精神的ケアや安全確保、子供への見守り、保護者への支援など、被害者の状況に応じた対応が必要です。

これや女性や子供が公共空間で暴力は威圧行為の被害を受けた際、どのような相談支援体制を整備しているのか、また被害者の心身のケアや安全確保、関係機関との連携を含め、安心して支援に繋がるための取り組みを今後どのように充実させていくのか。

伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

長谷川赤安山総合支所保健福祉センター所長私からは、DV被害等の緊急時における子育て系家庭への支援について3点5点ご答弁いたします。

まず需要と児童手当の相談や申請の支援等についてでございます。

各総合支所、子供家庭支援課では、DV被害等で子供を連れて避難している方や支援措置を受けている方などのご相談を承っており、児童手当の申請につきましても、子供家庭課と連携をしながらご案内等を行っております。

DV等を理由に受給者の変更等を行う場合につきましてはDV等について確認できる資料と申請者と子供が配偶者の扶養に入っていないことがわかる資料と提出をお願いすることになります。

また、やむを得ず住民票の移動ができないなど、特別な事情がある方の支援につきましては個別の状況に応じた配慮のうえ、各種手当の手続きをご案内するなど、必要な対応に努めているところです。

2点目窓口の連携と確実に情報を届けるための周知や支援体制についてでございます。

総合支所保健福祉センターの各課ではDV等に関する状況を把握した際には、日頃から保

健福祉センター内で緊密に連携し、職員間での共有に努めております。

そのような体制のもと、電話や窓口で相談内容を把握した際には子供家庭支援課の女性相談支援員が支援の入口としての役割を担い、各種手続きの申請支援に当たっております。

このように、必要な支援にご案内する仕組みを構築しておりますので、躊躇なくご相談いただけますよう、区のホームページや周知カード窓口サイン等を最大限活用し、より効果的な区民への周知に努めてまいります。

最後に児童手当を含む支援制度に円滑に繋げるための庁内連携と今後の体制の充実についてでございます。

各総合支所、子供家庭支援課は、児童手当制度や各種手続きの所管課と定期的に担当者会を行い、DV被害と困難な状況を兼ねている方を必要な支援に繋げるための情報共有に努めております。

まずは安全確保の上、その後の生活に必要な手続き等につきましても漏れなく円滑に進むよう、日ごろからの連携を生かして対応しているところです。

支援体制の更なる充実に向けましては、昨年度より困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき支援にあたる職員と関係職関係所管の専門医による支援方針の確認等の体制を整えております。

この体制のもと、引き続き適切な支援に繋ぐとともに、支援技術や資質の向上に努めてまいります。

私から以上です。

山田学校教育部長私からは、ルッキズム対策について2点ご答弁いたします。

教育委員会といたしましては、ルッキズムに関わらず、あらゆる理由による偏見や差別は重大な人権問題であり、到底許されるものではないと考えております。

議員ご指摘の通り、ルッキズムによる過度なダイエット等成長期である子供の心身の健康への悪影響や偏った価値観による自己肯定感の低下人間関係上の課題を招く金尾可能性も否定できません。

教育委員会といたしましては、こうした状況を重く受け止め、ルッキズムの影響については、子供たちの健やかな成長に関わる重要な課題であると認識しております。

次に、子供たちの自己肯定感を育む取り組みをどう進めるのかについてです。

各学校におきましては、人権教育やインクルーシブ教育を推進し、あらゆる教育活動を通じて、多様な個性や価値観を尊重し、自他を大切にする態度の育成に取り組んでおります。

また、教育委員会策定のデジタルシチズンシップ教育指導指針に基づき、専門機関や警察と連携した講座や教室、道徳科の授業等を通じて、子供たちが安全かつ主体的にデジタル社会に参画し、SNSの情報を主体的に読み解き、適切に判断する力の育成に努めております。

さらに、学校ゼ学校生活全体を通じて1人1人のよさや可能性を認め合う指導の充実により、子供たちが過度に他者を非他社と比較することなく、自分自身の価値を実感できるよう支援しております。

教育委員会といたしましては、今後も、今後ともこれらの取り組みを通じて、子供たちの自己肯定感を育む教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは思春期のお心の健康を支える相談支援体制についてお答え申し上げます。

思春期は、心身の変化が著しく、自我を育む重要な時期であり、過度なダイエットや摂食障害等の課題に対しては、心と体の両面からの啓発と相談が必要であると認識しております。区では、李プロダクト部ヘルスライツの普及啓発の取り組みとして、区立全中学校への出張講座を実施しております。

また、思春期世代が親の不安を抱えた際に、身近な場で安心して相談ができる環境を整えることが重要であることから、保護者向け講演会や支援者向け研修を実施して、思春期世代に関わる大人が正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、今後も思春期保健部会での議論を踏まえながら、学校児童館若者支援機関等と連携して取り組みを進めてまいります。

私からは以上です。

中に生活文化政策部長私からは公共空間における女性や子供の暴力防止策について2点お答えいたします。

1点目は暴力行為の現状認識、また関係機関との連携による時代早く情報収集についてお答えします。

女性や子供の暴力や威圧行為を始め、暴力は個人の尊厳を踏み煮汁行為であり暴力の根絶が人材平等社会の実現へ向けに向けました喫緊の課題であると認識しております。

区ではDV防止ネットワーク代表者会議、困難な問題を抱える女性への支援に関する代表者会費および要保護児童支援全国協議会を開催し関係所管の他、東京都女性相談センター、警察放送回医師会地域の民間団体等多様な関係機関を交えまして顔の見える関係作りや情報共有等を行っています。

また毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動など様々な機会を捉え、暴力等の防止に向けました普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

2点目は被害を受けた際の相談体制、また被害者が安心して支援に繋がるための取り組みをどのように進めるかについてお答えいたします。

女性からの相談は子供家庭支援課の女性相談や男女共同参画センターらぶらす、犯罪被害者等相談窓口等ご案内しており子供に関する相談は、子供のいじめなどの権利侵害について相談できる。

世田谷ホット子供サポートの他との相談窓口などもご案内しているところです。

相談に繋がった場合は相談者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に話を伺い、適切な支援機関や警察署等に繋ぐなど、日頃から関係機関と連携した相談支援体制を整備しているところです。

今後定期的に開催している地域生活安全課、区内警察署との意見交換なども踏まえまして、

関係機関との連携強化や相談窓口の周知啓発に努め、被害を受けた方が安心して相談できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

加賀谷危機管理部長公共空間におけます女性や子供への安全対策についてお答えいたします。女性や子供を狙った犯罪は、1たび発生しますと、被害者や家族の心身に大変な深刻な影響を及ぼし、また地域に著しい不安を生じさせます。

議員ご指摘の通り区内では、女性が被害者となる性犯罪等の前兆とみられる声かけ付きまとい、公然わいせつなどの前兆事案についてはその半数以上が道路上で発生しております。区は引き続き区内関係機関や警察、町会商店街の地域と連携しまして街頭防犯カメラの設置促進や、ながら見守りの強化に取り組むとともに犯罪発生状況をいち早く地図上で確認することができる警視庁公式アプリ Digi ポリスの活用いただくなど、各種安全対策の呼びかけを迫る展開してまいります。

以上です。

宮香織議員私先ほどですね私も暴行の被害に遭ったと申し上げたんですけどこれも同じくやっぱ道路上なんですよね区でも咲穂堂ご答弁にもありましたけれども女性が被害者となる声かけなどつきまとい、半数以上がゴールドで発生しているとそういうことから考えても、今回ご提案したいのは防犯カメラの活用の推進というところなんです。

ちょっとこれに付随してですね、実は女性や子供への暴力については、ジャパントイムズで駅で道路で故意にぶつかってくる人ぶつかりおじさんというふうに取り上げているんです。これ実は海外メディアからもかなり注目をされていて、私の友人もしてました被害は女性や子供だけではなくて外国人観光客が日本にいらっしゃってる方にこれなんなら加害者が男性とは限らない。

例えば女性側の子供に思い切り突っ込んでいってという動画私もちょっと見たんですけどかなりショッキングな内容でした。壱番屋のはこの日本はねおもてなしの国なんて言っていたときがあったと思うんですけど日本の文化としているこのぶつかりおじさんってのがね、水枯れてしまったと嫌だなんていうのがあってそしてこれは何よりも問題なのはこれ、ジェンダーに基づく暴力っていうことなんです。それを改めて私達は認識をして、7コレアの膀胱剤だったり傷害罪でも問われる。

犯罪行為であるということを決して忘れてはならないということをお願いしたいと思います。また被害を立証するためにも、先ほどから申し上げている通り、防犯カメラの果たす役割はとても大きいので引き続きですね区でも防犯カメラの設置の推進を図っていただき、そして理想の安全対策を行っているということをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

以上で宮香織議員の質問は終わりました。

次に、4番石原せいじ議員議長、4番石原せいじ議員まず第4期文化芸術振興計画について伺います。

世田谷区では現在、第4期文化市芸術振興計画に基づき、文化や芸術を身近に感じられるまち作りに取り組まれています。

区民が文化芸術に触れ、楽しみ、人と人との繋がりを生み出していくという考え方に私も大変共感しております。

私は音楽には人を元気にする力があると思っています。

音楽は年齢や立場に関係なく楽しむ楽しむことができ、一緒に演奏したり歌ったり、同じ空間で音楽を楽しんだりする。

ことで、人と人との繋がりを生み出します。

また、地域への愛着や誇りを育てるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

世田谷区には、多くの音楽家や芸術家を区が暮らしており、学校や文化施設、市民団体なども数多くあります。

実際に区内では様々な音楽活動や文化活動が行われており、そのような環境は世田谷区の大きな魅力の一つ一つだと感じています。

そこでまず仲良くでは現在音楽を始めとした文化芸術の振興についてどのようにツール取り組みを行っているのか伺いたします。

また、他の自治体では音楽を生かした特色ある取り組みも行われています。

例えば、姫路市では、合唱コンクールで優秀な成績を取った学校が実際にオーケストラの演奏とともに、歌う機会が設けられています。

子供たちにとって本物の音楽に触れる体験は非常に貴重であり、その経験が将来の夢や朝鮮に繋がることもあると思います。

また浜松市では音楽のまちを掲げ、行政と地域が連携しながら長年にわたって音楽部、音楽文化の振興に取り組んでいます。

市民が音楽に触れる機会を増やし、地域の魅力作りやまち作りにも音楽を活用している点は大変参考になる取り組みだと感じています。

世田谷区においても、子供たちがプロの演奏か演奏に触れる機会や地域で活動する音楽家と学校地域団体が繋がる機会そして区民が気軽に音楽を楽しめる場をさらに増やしていくことで、文化芸術振興だけでなく、地域の活性化にも繋がるのではないかと考えます。

特に世田谷区には多くの学校や公共施設地域団体があり、音楽活動を広げる可能性が十分にあると感じています。

既に様々な取り組みを進めてい進めていただいていることは承知しておりますが、今後、さらに音楽の力を生かしてまち作りを進めることで、子供たちの豊かな経験や地域コミュニティの活性化に繋がることを期待してそこで伺います。

須田が役として今後どのように音楽を活用したまち作りや区民が音楽に触れる機会を充実に、充実を図っていくお考えなのか。

お聞かせください。

次に居場所作りと地域活性化に繋がるスポーツ推進について世田谷区では、スポーツ推進

計画に基づき、区民の健康作りや生涯スポーツの推進に取り組まれています。

誰もがスポーツに親しめる。

環境作りを進めていただいていることを感謝しております。

私はスポーツには単に健康作りだけでなく、人と人の繋がりを生み出し、孤立を防ぐ力があると考えています。

近年高齢者の孤立や子育て世代の孤立、若者のひきこもりなど様々な社会問題がある中で、スポーツを通じて地域との接点を持つことはとても大切なことではないでしょうか。

スポーツは競技として楽しむだけでなく、仲間作りや生きがい。

作りのきっかけにもなります。

子供から高齢者まで年齢や経験に関係なく参加できることも体大きな魅力だと思います。

そうした誰もがスポーツに親しめる環境作りのためには、多様化する区民のスポーツニーズに対応した。

新規整備を初め、誰でも使いやすい施設機能の充実したスポーツの場の確保が必要と考えます。

世田谷区では、現在、スポーツ推進計画のもと、スポーツ施設の整備としてどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

また全国にスポーツを活用した様々な事例があります。

例えば、80歳を超えてもフットサルを楽しんでいるグループが存在し、健康作りだけでなく、仲間との交流や生きがい作りにも繋がっている尖ってます。

また、民間企業の中にはフットサルを通じて若者同士が交流し、その中から就職や仕事に繋がる取り組みを行っている事例もあります。

スポーツを通じた交流は就職支援の新たな可能性を持っていると感じています。

面接だけでは伝わりにくい人柄やリーダーシップ協調性などが見える場合にもなり、不登校やひきこもり飲用経験した方にとっても、社会との接点を持つきっかけにもなります。

一緒にスポーツをすることで、お互いの強みや個性が見えやすくなることは企業と人材が人材を繋ぐ新しい方が湿地としても大変興味深い取り組みだと感じています。

さらに、スポーツは健康寿命の延伸だけでなく、地域コミュニティの活性化にも大きく貢献できる。

可能性があります。

例えば、スポーツイベント等を通じて、地域交流や手伝い位と一緒に参加できるレクリエーション高齢者の健康作り、若者の居場所作りなど様々な展開が考えられます。

スポーツをきっかけに友人ができたり、外出するきっかけ機会が増えたり、生きがいを見つけたりする方も少なくありません。

特に高齢者の方にとってはまた来週も参加したい仲間に出たいという気持ちが日々の活力に繋がることもあると思います。

また、子供たちや保護者の方々にとっても、スポーツを通じて地域との繋がりが生まれるこ

とは大きな価値があると考えます。

世田谷区においても、こうしたスポーツを持つ可能性をさらに生かしながら、地域交流や健康作り孤立防止などに繋がる取り組みをより一層進めていただきたいと思います。

私はスポーツを単なる競技や運動だけでなく、居場所作りの力を持つてると思います。

そこに行けば仲間がいる。

応援してくれる人がいる。

自分の役割がある。

そのような場があることは、子供たちにとっても子育て世代にとっても高齢者にとっても大きな支えになるのではないのでしょうか。

へえ名古屋の方では、小中学生がフットサルをし、一生懸命やっている姿を見て、不登校の方々がそれを見て私ももっと頑張ろうと思い、学校に行き始めた子供たちもいます。

スポーツには大きな可能性があると感じています。

そのため、居場所作りや孤立防止、多世代交流の場喪失を進めていくために、スポーツ活動の場をより多くの方々に活用していただきたいと考えております。

特に学校施設や公共施設については鶴瓶既に地域地域利用が行われておりますがより多くの区民が利用しやすい環境作りや地域団体民間事業者との連携による新たなスポーツ活動の場作りについても期待しております。

そこで、最後に伺います。

ストライプとして高齢者や子育て世代の孤立若者のひきこもり居場所、高齢者の健康寿命の延伸など様々な社会課題があります。

社会課題の解決に繋がるスポーツの普及や推進に向けた取り組みについてお聞かせください。

以上で、壇上。

からの質問を終わります。

中西生活文化政策部長私からは第4期文化芸術振興計画について2点お答えいたします。

まず現在行っている文化芸術振興の取り組みについてです。

区では世田谷区第4期文化芸術振興計画の将来像である。

誰もが文化芸術を楽しめるまち世田谷の実現に向け、触れる楽しむ作る繋がりの方々の方向性のもと取り組みを進めています。

例えば公益財団法人せたがや文化財団と連携し、世田谷パブリックシアターやシアター ترامでの演劇公演、世田谷 regret ホールを活用した音楽事業、さらには世田谷美術館世田谷文学館生活工房での展示やワークショップなど幅広い分野で事業を展開しています。

また区内の文化芸術イベントや伝統文化を取りまとめ、ポータルページで情報発信を行うなど、区民が文化芸術を身近に感じることができるよう環境整備を通じて、文化芸術の振興に取り組んでいます。

2点目、今後どのように音楽を活用したまち作りや区民が音楽に触れる機会の充実を図るの

かについてお答えします。

音楽を活用したまち作りは、区民が身近な場所で音楽に親しみ、文化芸術に触れる機会を広げ、心の潤いや安らぎを生むものであり、国の文化芸術振興にとって重要な視点であると認識しています。

区ではこうした認識のもと、世田谷アーティストバンクによるアーティストの育成や活動機会の創出を初め、地域と連携した多様な音楽事業により、区民が音楽に触れる機会の充実に努めています。

現在第4期文化芸術振興計画の中間見直しに向け準備を進めており、今後検討委員会において音楽をより身近にする方策について広く意見を伺い、音楽を通じた地域の活性化と区民が音楽に親しむ機会の一層の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

渡辺スポーツ推進部長はい私からはスポーツ推進計画に関連しまして誰でも使いやすい、スポーツ施設の整備と、またスポーツを通じた社会課題への対応についてご答弁申し上げます。

区では令和6年3月策定のスポーツ推進計画において、スポーツで元気あふれる世田谷いつでもどこでも誰でもいつまでも基本理念に、スポーツを通じて生きがい健康作りへの支援やコミュニティの形成、活力あるまち作りを基本目標に掲げ取り組みを進めてまいります。

スポーツを通じた活動が健康作りや生きがい、仲間作り、ひいてはコミュニティ形成に繋がるという考えのもと、スポーツ振興財団では、例えば高齢者を対象としたサッカーやスイミングスィミングなどのアカデミーやシルバーボーリング大会などを始め、成人対象子供対象障害者対象の事業など対象を明確しながら、さらに年齢層も幅広く事業展開を図っているところでございます。

また現在上用賀公園拡張事業に伴う体育館等の整備や和田堀給水所上部利用による新たなスポーツ施設の整備を進めており、子供から高齢者、障害のある人もない人も、誰もが身近な地域でスポーツに楽しめるよう、ユニバーサルデザインや多様性に配慮した施設整備を目指しているところでございます。

議員お話しのようにスポーツをきっかけに孤立ひきこもり、健康寿命の延伸など、様々な社会課題の解決に繋がる繋がるものと考えておりますので、単にスポーツイコール運動という枠組みにとらわれず、スポーツ推進計画で掲げているようにスポーツを通じて果たせる役割等も意識しながら取り組みを進めてまいります以上でございます。

石原征爾議員ありがとうございます。

先ほどのフットサルを広げている会社はですね、人材募集をしている会社がの方々を集めてフットサル推している学生を採用したり、新しい採用の仕方を知っている会社です。

世田谷でもスポーツを通じて様々な取り組みを推進していったら、ください以上で終わります。

以上で石原誠司議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

43 番中里光男議員、43 番中里光男議員通告に従い質問します。

初めに、福祉困難ケースの対応についてです。

認知症のため、介護の必要性を受け入れない独居女性いわゆるゴミ屋敷で、近隣が不安に思っている。

か、家族のサービス拒否が強く、サービスの継続が難しい。

家族の構成員それぞれに支援が必要な世帯など複雑化重層化する福祉の困難ケースが増えています。

世田谷区は誰 1 人取り残さない世田谷を作ろうを地域福祉推進の基本方針として、世田谷版地域包括ケアシステムの強化を推進しています。

しかし、民間事業者に繋ぐまで区が直接処遇を行う福祉緊急対応や他機関にまたがる対応を進める重層的支援が十分機能していないケースがあります。

私は、体制や仕組みに課題があるのではないかと考えます。

区の課題認識を確認したいと思います。

第 1 に、福祉緊急対応が緊急対応とはいえないような状態にあるということです。

障害者福祉のある困難ケースで、福祉緊急対応が必要とされたのに決定から開始までに数ヶ月を要したのみならず、継続して必要と判断しつつ判断されていたにも関わらず、3ヶ月で切れてしまい、1ヶ月半たっても再開されませんでした。

福祉緊急対応を委託した民間事業者との調整に時間がかかった結果です。

福祉緊急対応は、2004年に世田谷区が訪問介護事業所を撤退した際に開始されました。

当時、区の訪問介護事業所撤退に対し、民間事業者や区民から、困難ケースの対応、区は公的責任を果たせと事業所撤退に反対する声が上がりました。

久場民間で対応できない困難ケースの対応を継続するために福祉緊急対応制度を作りました。

頭軸は困難ケースと言われる 135 件につきましては区の保健師、ケースワーカー介護指導職などが民間児童事業者やご家族との調整に当たり、必要に応じ、緊急対応として、短期の直接処分を行ういわゆるセーフティーネット体制を作り対応してまいりますと議会で答弁しています。

介護ヘルパーとしてチームに加わる介護指導職は最大 82 名いましたが、現在では現業職の退職不補充政策により 1 名を残すのみとなってしまいました。

区は、福祉緊急対応、民間事業者に委託すれば問題ないとして、委託単価引き上げなどの施策を実施しましたが先の事例のような事態が発生しています。

昨年区は、緊急対応強化のため本庁に特別支援チームを設置しました。

弁護士専門家経験豊富な職員が、ケースワークのアドバイスを提供する体制を構築し、一定の成果を上げていますが金、緊急対応にヘルパーを派遣できないという課題、これを解決する機能はありません。

総合支所への介護指導職の配置を進めることや総合支所を超えた支援体制の構築を検討する必要があると思います。

区は、福祉緊急対応の課題をどのように認識しているのか、福祉緊急対応をスムーズに進めるための体制強化が必要なのではないかとの見解を伺います。

第2に、滝廉他機関連携が十分できているのかということです。

私達が行った区民アンケートの中で地図まちづくりセンターの福祉相談で総合支所に繋がれたが、担当が不在との理由で相談が途切れてしまったという声がありました。

高齢障害子供も生活困窮など、様々な困難が絡み合うケースには、部署を超えた他機関が連携して対応する必要があります。

世田谷区は地域包括支援の基盤を強化し、福祉の相談窓口が大きく広がりましたまちづくりセンターの福祉の相談窓口、要対協、要保護児童対策地域協議会のネットワークひきこもり支援生活困窮支援のプラットフォーム総合支所の高齢障害、生活困窮、子供家庭支援の福祉4課などです。

相談を受ける窓口が広がった分、多機関連携、重曹支援が必要なケースの相談を受け付ける機会も広がりました。

世田谷区地域保健福祉医療総合計画では、世田谷版地域包括ケアシステムを強化するとして、地区で相談を受け止め、繋がり続ける仕組みを目指すとしています。

しかし地区で受けた相談を繋ぐことができない事例が発生していると指摘しています。

他機関の連携調整を行う機能が弱いことが課題です。

重曹支援の責任者は、各総合支所の保健福祉センター長ですが、庶務規定では、多機関連携重曹支援の調整役は生活支援課の保護自立促進担当係長です。

生活保護のケースワーカーが、自分が抱えているケースの他に、多種多様な相談窓口から上がってくる多機関連携の調整をやるのでは負担が多すぎるのではないか。

受付切れないのではないか、また総合支所を全く案件を調整できるのか。

区は、重層的支援体制整備事業の課題をどう認識しているのか。

多機関連携、重曹支援の機能を総合支所のみに合わせてるのは担わせることでいいのか。

多機関連携、重曹支援の調整を専任で行う期間を設けるなど体制の見直しが必要なのではないか、区の見解を伺います第3は、ケースワークの全体像や量的な把握ができていますかということです。

現場は非常に忙しくしています。

そこで、福祉総合支所の福祉4課が扱うケースワークがどこでどれだけあるのかなど、その全体像、量的な把握はされているのでしょうか。

負担が集中しているところはないか。

体制は十分かなどの判断の材料はありますか。

多機関連携、重曹支援のみならず、福祉4課で扱うケースの量的把握、業務量の見える化を進めるべきではないでしょうか、区の見解を伺います。

ケースワークの事例研究ノウハウの供給共有が十分行われているのでしょうか。

共有を行う仕組みはあるのか、区の見解を伺います。

次に教室断熱の効果と今後の対応についてです。

私はこれまで、真夏の猛暑でも快適な学習環境をつくることと気候危機対策として、脱炭素、省エネを進めるため学校の教室や体育館の断熱改修を求めてきました。

この夏までに区立小中学校の断熱改修が崇高を残し、ほぼ完了したと聞いています。

塚田小学校で断熱改修を施した教室とそうでない教室の気温の変化やエアコンの消費電力の比較を年間を通じて行う実験プロジェクトが行われ、その結果が出ました。

無人実験となった8月では、断熱改修を行っていない無断熱の教室と比べ天井断熱の教室で25%、天井断熱+内窓設置で49%の電力量の削減効果が確認できました。

人の出入りや窓を開けての換気が行われていた。

7月は効果がほとんど見られませんでしたでしたが、ドア窓を閉めることと、窓開け換気をしないことを徹底した9月には天井断熱の教室で22%天井断熱+内窓設置で25%の電力量の削減効果が確認できました。

断熱をすると、部屋全体が均一に冷やせることで教室が快適になり、消費電力が2割も削減、削減できることが確認できました。

同時に窓やドアを開けないよう運用を注意する必要があることもわかりました。

この結果を広く周知し、省エネのために窓やドアを閉めることが重要だということを全校に徹底する必要があります。

窓を開けなくても必要な換気が十分行えるよう、CO<sub>2</sub>センサー付きの換気扇を普及することも有効です。

区は今回の実験結果をどう評価し、今後どのように対応するのか伺います。

次に、区役所窓口の待ち時間を楽しく過ごせるようにするためです第1回定例会で、区役所の窓口の混雑について取り上げました。

待ち時間を少しでも楽しく過ごせるよう、図書館の本や雑誌を窓口の待合スペースで手に取って読めるようにしてはどうかと質問を逸しました図書館は、図書を提供できるよう取り組むとし窓口を持つ施設側が対応できるか検討が必要ということでした。

図書館側はどのような書籍をどのように定義を提供するのか検討状況を伺います。

総合支所の窓口などで対応できるか検討状況を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

大和保健福祉政策部長私からは、福祉困難ケースの対応について4点ご答弁いたします。

最初に、福祉緊急対応の課題認識と体制強化についてです。

福祉緊急対応は福祉サービスを契約することが困難な世帯を支援するための制度です。

この間、福祉緊急対応の実効性を高めるための見直しを図るとともに、各保健福祉センターごとの運用に差異が生じることがなく、さらに力度を底上げる底上げするために令和 7 年度に保健福祉特別支援チームを発足しました。

保健福祉特別支援チームでは、弁護士、精神科医等が参加する支援チーム会議を開催し、支援方針支援内容に関する助言を行うだけでなく、研修や事例検討会を実施するなど、保健福祉センター4 課の職員全体の対応力向上に努めております。

また、令和 8 年度からは保健福祉特別支援チームに福祉の専門的な知見を有した経験豊富な区の OB 職員を新たに加えており、保健福祉センター4 階はバックアップ体制強化を図っております。

次に、重層的支援体制事業の課題認識についてです。

区では重層的支援体制整備事業の一つとして、多機関協働事業に取り組んでおりますが、この事業は、本人やその世帯の課題が複雑化、複合化したケースに対して保健福祉センター4 課およびプラットフォーム世田谷を中心に関係部署や関係機関が連携して支援を行う事業です。

この事業については、役割分担や責任範囲が曖昧になりがちであることや事例全体を調整する担当者に負担が集中している既存の会議体との違いがわかりづらいなどの課題があると認識しております。

なお、多機関協働事業の運営は、保健福祉センター4 課と本庁の所管が連携協力して行っております。

この間、調整役を担う生活支援課の体制強化を図るだけでなく、役割分担や会議の流れ等をまとめたマニュアルの整備に取り組み事例集を作成して事例の共有を行うとともに、この事例をもとに、多機関協働事業の意義やスキルアップ研修を実施しております。

今後も 敵艦共同事業者である保健福祉センター4 課およびぷらっとホーム世田谷と連携しながら、複雑化複合化した課題に的確に対応できる支援体制の充実に努めてまいります。

次に、保健福祉センター4 階で扱うケースの量的はや把握や業務量の見える化についてです。議員ご提案の保健福祉センターにおける業務の見える化は、対象者が増え続けている現状から必要なことであると認識しております。

保健福祉センターの職員の業務負荷はこうした量的なものだけではなく、課題が複雑、複合化した事案への対応など、自主的な負荷の比重も大きいものと考えております。

新たな行政経営への移行実現プランにおいて、総合支所保健福祉センターにおける福祉に関わる相談機能の体制強化が位置づけられております。

令和 9 年度末に向けて効果的な業務改善を進め、その効果を相談支援業務に振り向けるとともに業務量の見える化についても研究検討を進めてまいります。

最後に、ケースワークの事例研究やノウハウの共有についてです。

保健福祉特別支援チームでは、支援チーム会議で扱った事例等を集約分析し、その結果を踏

また、令和7年度は、精神疾患への理解と対応に関する研修と保健福祉センター4階の0系連携と相互理解をテーマに、事例検討会を行っております。

今年度は、新人や横転者向けに、精神疾患への理解と対応と、福祉現場におけるカスタマーハラスメントの対応の研修を計画しております。

また、多機関協働事業については事例集を作成し、庁内職員および関係機関に配付事例や圭佑ケース支援のノウハウの共有を図っております。

これらの取り組みを通じて、保健福祉センター4階におけるノウハウの蓄積による対応力の強化と、職員個々のスキルアップに努めてまいります。

私からは以上です。

制作生涯学習部長が教育政策生涯学習部長私からは2点についてご答弁いたします初めに教室の断熱実証実験の評価と今後の対策についてです。

お話のスカート小学校の教室における断熱対策の実証実験では、断熱改修により冷房効果が高まるとともに、2割程度、消費電力が削減され断熱改修の湯有効性が示されました。

一方窓や扉の開閉や過度な換気により、冷気が逃げ、断熱の効果が十分に発揮されない場合があることが明らかとなり運用面の重要性が確認されました。

区では、令和9年の夏までに空調設備の更新と天井や屋根の断熱遮熱カーテンの整備を完了させるとともに冷房効率を高めるため、窓や扉の開閉等適切な運用について学校へ周知徹底してまいりますまた怒涛の開閉による換気を必要としない二酸化炭素濃度に応じて換気量を制御するデマンド換気等の導入についても検討してまいります今後とも、本実証実験の成果を踏まえまして快適中、学習環境の確保と少年エネルギーの推進に取り組んでまいります。

次に区民窓口への図書館からの書籍の提供についてです。

くみん窓口での図書の閲覧につきましては図書館で行っているリサイクル本の提供の取り組みについて、改めて関係所管と共有し各施設の要請に基づいて当初提供していく旨、ご答弁申し上げているところでございます。

この取り組みにおきましては従来は児童書を中心に提供しておりましたが、今回のご提案を踏まえまして一般の図書についてもより多く取り揃えることといたしまして全長図書の活用に活用の呼びかけを行ったところ、新たにくみん窓口の所管からも要請を受けているところです。

提供する方につきましては原則として閲覧や保存の役割を終えたと署へ活用することとなりますが特に区民窓口においては文庫本や実用書など待ち時間の中で手に取りやすい図書提携提供できるよう、より効果的な取り組みを進めてまいります。

以上です。

柳沢北沢総合支所長私からは、総合支所窓口の待ち時間対応の検討状況について答弁します。

混雑時の待ち時間対策は重要な課題であり、ご提案の図書コーナーの設置についても、意義

あるものと受け止めております。

北区民窓口は待合スペースが狭小であるため繁忙期には大変混雑し収容可能人数を超えてしまうこともございます。

円滑かつ快適な窓口運営に向けて座席や動線の確保を最優先としており、新たなスペースの確保は難しい状況でございます。

現在、待ち時間を有意義に過ごしていただくための取り組みとして、外出しながら待機できる仕組みやWi-Fiの案内。

TV 放映区政情報の配管など様々な試みを行っているところでございます今後も引き続き窓口の取り組みを参考にしながら、来庁者の快適性向上に資する効果的な手法を検討し、改善に努めてまいります。

以上でございます。

中里光穂議員。

福祉の重曹支援ですけれども区側の課題もいろいろ認識も語られましたけれども、やはり解決のためには仕組みを見直すとか体制を見直すとか必要だと思うので、引き続き検討していただきたいと思います。

それから窓口の本の件ですが北区北沢総合支所はスペースの関係で非常に厳しいというお答えでしたが引き続き検討をぜひ進めていただきたいと思います。

区全体の検討状況はどうでしょうか実施できる施設があるのか伺います。

播磨地域行政部長、はい、区全体の状況に関する再質問にお答えいたします。

待ち時間を有意義に過ごすための図書の貸し出しについて、各窓口を図書館の除籍図書の活用を呼びかけているところでございます。

現在太子堂出張所と砧総合支所区民窓口と具体的な調整を進めております。

出張所など待合スペースが狭隘な窓口もあることから統一的な対応は困難であります、引き続き、各窓口の意見を聞き、どのような工夫が可能か検討してまいります。

以上でございます。

中里光夫議員あります。

以上で中里光男議員の質問は終わりました。

次に、2番荻野健一議員、2番荻野健司議員危機的状況によっては各自治体の対応整備をと採用スピードと対応能力に歴然とした差が生まれるということ、コロナ禍まぎまぎと見せつけてくれました。

デジタルを軸にした行政の自己変革は時代の要請となりました令和2年10月から副区長が3人体制になって以降、私もアフターコロナを見据え、DX推進を匿名とする専任副長の登用を繰り返し求めてきました。

そして、令和4年6月松村副区長がその人につきました。

就任8ヶ月後の令和5年第1回定例会において私は松村副区長に対し、次のように申しあげています。

来年度予算に示された DX 施策は、今年度の横引き、かつ極めて本ような内容であり、やれ  
そんなことをやりそんなスピードでやろうとしているに過ぎず、DX の知見を持つ専門家が  
責任者となった変化、影響が感じられません。

基盤整備も庁内の啓発も大切なことではありますが、より大事なのは、区民に行政サービスの  
利便性を図ったことをいち早く体感してもらうことでもあります。

以上、4 割ます。

私が今は声を大にして言いたいことは 3 年前とは全く変わりません。

区長は先月の臨時会招集挨拶で 4 年間の DX の成果を乾いた雑巾を絞るように述べられて  
いましたが Teams の導入や DX EXPO の開催など、区民には全く関係がありません。

区民向けサービスの成果があるとすれば、私がしつこく要請した多摩川緑地広場管理公社  
へのオンライン予約システムの導入でしょうか。

これとて実現まで 3 年半以上かかりました。

民間であれば数ヶ月で実装できるものにそれだけの歳月がかかった。

この一事をもってしても、区の内向きかつスローすぎる DX 推進体制が伺い知れるという  
ものです。

地域行政についても同様です。

条例は制定されました。

しかし、総合支所まちづくりセンターへの権限移譲は一向に進まず、地域自治区における区  
民設定のあり方も全く変わっていません。

そして DX と地域行政の交差点とも言える窓口改革については改革どころか後退し続けて  
います。

また保坂区政課において、板垣副長、宮崎副区長、堀教育長渡辺教育長という特別職の方々  
が、惜しまれながら、任期途中で辞任されました。

一方今回任期を全うされた副区長には実績が伴いませんでした。

松村副区長は再任されず、新副区長の提案もありませんでした。

3 人体制から 2 人体制に戻ることが何を意味するのか、区長の説明はありません。

私自身、副区長を 2 人体制に戻すことは、機動的なトップマネジメント放棄し、硬直的な縦  
割りマネジメントの海域を選択したということであり、区政運営の後退だと捉えています。  
参議院選問題があると思いません。

それを機能させる側人生も含め、特別色を生かすことができなかった。

区長のマネジメント能力、そして変革モードになれなかった行政組織の硬直性にこそ問題  
があったと考えます。

この 4 年間の復調 3 人制という枠組みを区長はどう総括しているのでしょうか。

加えて、ご自身のマネジメント能力不足有効に機能しなかったという認識があるのか明確  
にお答えください。

そして、依然として DX と地域行政の推進は、区政運営において、今日緩めることがあって

はならない最重要事項だと私は考えています。

特に今後生成 AI を使いこなせる自治体とそうでない自治体との間には、行政サービスの質において、取り返しのつかない格差が生じます。

区長はかつてエストニアを目指すといい、区民に時間を返すと威勢よく語っていました。しかし、副長が退任したさきの臨時会は例外として、本定例会含め、最近の区長招集挨拶からは、DX 事業に関する言及が一切ありません。

いつの間にか言葉が消え、専任人材もいなくなりました。

イコール区長の中で、両テーマへの興味が失せ、政策的発展を放棄したということでしょうか。

そうでないとおっしゃるならば、この沈黙は何を意味するのか、明確にお答えください。また3年前区長は私の質問に対し、待たない窓口を2年以内に実現すると明言されました。あれから3年が経ちました。

またないどころか、40分以上待たせる窓口が実現常態化しています。

窓口改革についても、DX 事業同様、区長の口から発信されることはなくなりました。

あのときの約束は、松村副区長の退任とともに葬りさるおつもりでしょうか。

放棄するなら、逃げずにその旨を区民に明言するべきであり、放棄しないなら、区民に向け、新たなステートメントを発信することが誠意ある対応だと考えます。

区長の明確な見解を求めます。

続いて民間空襲等被害者見舞金支給事業について伺います。

昨年 の 第 4 回 定 例 会 に お い て 、 区 は 本 事 業 の 補 正 予 算 計 上 の 理 由 を 、 戦 後 80 年 の 節 目 。

1 月 からの 申請 開始 年 事業 の 正 当 性 に は 見 向 き も せ ず 、 予 算 を 成 立 さ せ ま した 。

しかし蓋を開けてみれば第1次申請はわずか7件認定は6件、当初想定90名の7%に満たない惨憺たる結果となりました。

民間企業ならば即時の事業撤退担当者更迭レベルです。

にも関わらず服は自分たちの見込み違いを棚に上げ、令和9年3月まで申請期間を延長するとしています。

コスト面も目を当てられません。

18万円を支給するのに11万円以上の経費を費やし、今後申請が1件しかなくても、7万円の費用をかけ、審査委員会を開催し続けるとのこと。

委員会資料には、11月の常任委員会で、次年度以降の方向性を報告すると記載されていましたが、啞然とする他ありません。

今後誰も反応しない可能性すらあり、事務コスト、支給額の逆転現象も想定している本事業を継続する理由は何もありません。

即刻打ち切るべきです。

見解を伺います。

また補正予算とは、地方自治法第218条において、予算調整後に生じた事由に基づく健康

と定められている通り、本来、緊急性、必要性が高い案件に充てるべきものです。

申請期間を昨年度のみならず、今年度いっぱいまで延長するという事は、補正計上する緊急性がなかったこと、区自らが皇帝しているということです。

また、昨年が戦後80年の節目に当たることは突然決まったわけではありません。

予算調整後に生じた事由でも何でもなく、前年度当初予算編成過程で精査すべき案件だったことは明白です。

今回の結果を受け、改めて本県の補正予算編成について、財政規律の観点からの総括と今後、本件は四季全例とし、需要の裏付けを呼び、根拠なき補正予算の濫用を防ぐため、編成基準を厳格化し、審査を強化していくのか。

財政当局の見解を伺います。

最後に世田谷版ウエルシアイノベーション見据えた福祉製品の公募制度創設について提案いたします。

私自身6年前に難病を患い、来週手術をした経験から、難病キャリアの方はもちろん、様々な障害をお持ちの方とのご縁をいただき、見識も広がりました。

別というイベントがあります。

脳卒中を経験した当事者と健常者がともに楽しむことができるこのイベントに、4年前、初めて参加しました。

その際会場の一角に多種多様な福祉器具が展示されていました。

左半身が麻痺で動かない女性が自ら手がけた障害者向けの靴やオストメイトモデルガン種のデザイン性の高いパウチなど、当事者目線による製品が開発されていることに驚き、また来場されている方が話に着るだけでなく、積極的に試着をされる姿に感銘を受けました。

現状世田谷区の福祉製品は年一度の日常生活用具種目検討会にて、担当職員が区民から要望のあった製品や展示会で知り得た製品を追加検討するという受身的な仕組みに依存しています。

現在障害者向けの給付品目は60品目、難病患者向けは10品目程度にとどまっており、当事者ニーズが製品開発や品目方針に反映される仕組みは存在しません。

川崎市では2014年度から産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指すルフィノベーションの取り組みを進め、当事者のニーズをもとに、福祉製品を広く公募し、開発事業者への支援補助を行う制度を整備しました。

応募資格は川崎市内の企業に限定施設、優れた福祉製品を全国から集めると同時に、企業誘致のインセンティブとしても機能させています。

開発写真必要としているのは、製品を実際に使う当事者との接点です。

23区最大規模の障害者や難病患者が暮らす世田谷区は川崎、大人の実証フィールドを持っているといいます。

今後当事者のニーズを基に開発された福祉製品を公募し、広く区民に行き渡らせさせる行き渡らせる施策開発事業者への支援補助制度創設の検討を始めるべきと考えます。

この見解を伺います。

また川崎氏は当事者企業、大学、行政が連携した福祉製品の開発エコシステム構築し、独自の認証基準、川崎基準に適合する 300 点以上もの製品を認証普及させ、産業振興と福祉政策を一体的に前進させています。

当区においても、まずは酵母開発支援補助制度の創設を足がかりとしつつ、将来的には、区独自の認証制度の導入や産学連携による開発支援拠点の整備など、川崎市のような本格的なヴェルフアイアイノベーションへと発展させる道筋を描いていたことを切に要望いたします。

この見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

保坂区長荻野議員にお答えをいたします。

永福町 3 人体制のそうかということでございます。

今日は山積する区政課題を迅速かつ着実に対応していくために、トップマネジメントを強化する観点から令和 2 年 3 月区議会定例会におきまして、副区長の定数を 3 人以内とする条例改正を提案いたしまして議決をいただきました。

副長 3 人としたため、いわゆる縦割りの対応にならないよう、責任所在の明確化や、3 人の強固な連携体制を常に意識しつつ常時、私ども意見交換をしながら、この間取り組んできており、マネジメントに問題があったとは考えておりません。

一方 DX 推進と地域行政の専任副長を置くことで今後の DX 推進の基盤となる。

標準システムへの移行実現の他、窓口で手続きのオンライン化やキャッシュレス化による区民の利便性の向上顧問応答を利用した参加と協働の推進など具体的な成果があったものと考えております。

また民間経験のある外部人材を副長に登用したことは同質性が高い区の組織の中で幅広い庁内議論を促し、政策形成に新たな視点を取り入れることができたと考えています。

東京都の宮坂副知事もまさに外部体 DX の課題に取り組んだことに対して、苦労や努力もされながらまた、松村副区長にもアドバイスをいただいております。

松村副区長からも、自治体 DX をテーマとしたシンポジウムでの発言や自治体同士の議論などをその都度紹介をしていただき、総合的な政策形成に資することができたと考えております。

DX 推進と地域行政は最重要課題であります。

この 6 月から清水副区長が担任することとなり、総合支所と一体的に進めることで、更なる成果を生み出すことを期待しているとともにトップマネージメントを強化する観点から、私自身もそれぞれの特別職が持てる能力を最大限発揮できるよう環境作りに取り組んでいきたいと考えております。

次に待たない窓口、この窓口混雑が解消できていないことについてご指摘がございました。

5 月 28 日の DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会において担当部より令和 8 年 3 月 4 月のエゴ総合支所の区民窓口平均待ち時間が 42 分となったことを報告いたしました。

議員の御指摘の部分は私が令和 5 年予算委員会の中で、向こう 2 年かけて待たない窓口というものを実現してまいりたいと申し上げたことと認識しており、現在この待ち時間会長が解消していない現状について重く受け止めております。

標準準拠システム、いわゆる自治体の標準システムの標準化ですが、窓口でこれが導入されたことでスムーズに処理できるのではなく従来の世田谷区のシステムで可能であった。一括処理ができなくなり個別処理にさらに時間がかかるなど当初の予想を超えた事態が発生いたしました。

令和 6 年度主演の待ち時間の目標として職員の事務処理時間含めて平均 30 分を掲げましたが、標準準拠システム導入による 10 分強のタイムロスも影響し目標達成に至っておりません。

新たに担任する清水副区長に対して、来庁する窓口の分散化や各窓口の待ち時間の平準化など、一層進展させるよう指示をいたしましてこの窓口混雑の緩和や待ち時間短縮に向け秋には標準準拠システムの影響を踏まえた目標をお示ししてまいりたいと考えております。杉中商会福祉部長、私からは、民間空襲と被害者見舞金支給事業についてご答弁いたします。本事業は民間空襲と被害者に対してのいたわりとお祝いの気持ちを表しての影響を支給することで国会での法案設立成立を後押しするとともに、平和都市として先生を戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信することを目的に実施しております。このたび、1 月 15 日から 3 月 31 日の期間における申請者 6 名の方に見舞金支給を決定しました。

6 名のうち実際に区内で被害に遭われた現れたられた方が 4 名戦争体験の語り部を希望される方が 2 名いました。

想定件数を大幅に下回ったことについては推計手法および事前把握が十分でなかったと認識しております。

一方で、広島長崎の原爆による被害者の方々への見舞金支給は昨年度で 244 名となっています。

本事業の対象者が高齢の方であり、広告媒体等を通じての短期間での周知が行き届きにくかった可能性も考慮し、本年度も引き続き申請を受け付けているところです。

今後、7 月に実施予定の世田谷未来の平和館における企画展空襲の被害とその影響を受けた人々に合わせ、区のお知らせや区広報板で改めて周知を行うなど、できる限り多くの方に申請していただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

田中政策経営部長私からは、予算編成関連ご答弁いたします。

民間空襲等被害者見舞金支給事業に係る予算については令和 8 年 1 月からの申請受け付けに合わせ、その予算の裏づけと、あらかじめ事業規模を示しておくことが適切と判断し、翌年度に執行予定の見舞金も含めた補正予算を令和 7 年第 4 回区議会定例会に提案したものです。

本事業の実施時期については、戦後 80 年の節目を迎え、対象者の高齢化も考慮し、区として必要な施策であり、速やかに対応すべきと判断した次第です。

5 月に行われた見舞金の審査会の結果、認定件数は 6 件で、今のところ予算上の 90 件を下回っております。

軒数の積算に当たっては、負傷罹患した時期や障害に関する一定の要件に基づき、対象となる可能性がある方を約 80 180 人とし、申請率を 50% と見込みましたが、現状では大きな差が生じております。

予算の編成に当たっては、限られた財源を効率的効果的に活用していくことが基本であり、本事業に係る区議会からのご意見も踏まえ、適宜適切な予算編成に努めてまいります。

私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私からは 2 点ご答弁いたします。福祉製品の公募や開発事業者への支援補助制度創設についてです。

議員ご指摘の通り当事者ニーズを起点とした福祉製品開発は既存の日常生活用具では即応しきれないニーズへの対応や産業振興の観点からも意義があるものと認識しております。区では地域連携型ハンズオン支援事業において、福祉製品についても支援しており過去の事例として好みに合う自然なビッグに出会えない悩みを抱えていた当事者のための前髪ウィッグ付医療防止の開発販売に当たってマーケティングや PR こういった手法について伴走者支援がございます。

伴走支援した実績がございます。

公募方式であるハンズオン支援事業において優先採択テーマとして、社会課題解決型ビジネスなどを挙げていますが新たな支援制度の検討に向けては社会課題解決に福祉製品開発が無含まれるという旨を明示することや、区福祉長官との連携による広報周知強化などについて調整を図りながら福祉製品開発事業者のニーズを探ってまいります。

次に、福祉製品の認証制度導入や、産学官連携による開発支援拠点の整備などについてです。議員ご紹介の川崎市のお取り組みは認証制度や産学官連携拠点を通じ福祉製品の開発支援と産業振興を一体的に進める先進事例であると認識しております。

久納ハンズオン支援事業は先ほどの事例の通り開発や実証などを製品化の前段階においても専門家によるバランスを支援を行っておりますが大学や研究機関との連携ということについては十分ではないためそうした連携を希望する事業者から区に相談があった際には、東京商工会議所の産学官連携相談窓口や東京都や中小企業振興公社が実施する介護福祉分野分野を含む製品開発助成あるいは大学研究機関との連携支援助成など多く以外の支援制度をご案内します。

今後、多くの取り組みと東京都等の御支援制度との連携を図り福祉分野を含めた製品開発における産学官連携の環境作り創出に取り組むとともに議員お話しの川崎市の事例についても研究してまいります。

以上でございます。

おぎのけんじ議員はい空襲被害の件は話にならない答弁だと思いますけども特に財政の答弁ですね看過できません政策警部はPDCAだBPMだかっこいいと言います。

でも今回、誰がどう見ても不発に終わったということを数字が語っているわけですね。にも関わらずあなた方は検証はチェックをすることもせずに事業を正当化するのに必死です。

本当に情けないというかこれが OK ならばどんなざる事業でも財政を作りますとってほしいと私は思います。

ずっと世田谷もですね昨日の時点で申請はわずか 4 件と聞いてますけどもくれぐれも、財政と初期表示をもってことに当たっていただきたいということを切に要望いたします。

釧路に再質問しますけども副区長さんに生必要だというならばなぜ抗議を立てなかったのか、そしてDXと地域行政が最重要課題というならばなぜ清水副区長の件なのか、言ってることをやってることが違うように思いますけどもどういうことなのでしょうかね伺います。

保坂区長荻野議員の再質問にお答えをいたします。

銀行を93万人を抱え、複雑化高度化する行政課題に迅速に対応していくためには、トップマネジメント機能の強化は不可欠であります。

副部長3人制はその機能を最大限発揮するための体制として、必要だと考えています。

この間3人目の復調の人生について調整を進めて参りましたが、後任を提案するための環境が整わないことから選任を見送った次第であります。

引き続き副区長対し副区長大勢のありがたいについては、人選も含め検討してまいります。一方でDX推進と地域行政は最重要課題であります。

これは何ら変わるものではございませんとくに地域行政の成り立ちをよく理解している清水副区長が総合支所と一体と成ってマネジメントを行うことで、区民サービスの大胡改革変革に繋げ、具体的な成果をより出せるよう、液体をとともに考えてまいります。

荻野賢鎮議員私は副区長が片手間にできる仕事だとは思いません区長選までの数ヶ月でもできることは山の上にあると思います。

大変残念です。

終わります。

以上で荻野健司議員の質問は終わりました。

次に、25番中塚幸代議員25番中塚幸代議員通告に基づき順次質問いたします。

一番目に資材高騰に対応したエコ住宅補助金の改善についてお尋ねします。

現在、石油化学原料であるナフサの供給不足と価格急騰背景に、住宅建設に不可欠な資材の価格が急速に上昇しています。

調べたところ、区内の主要塗料メーカーは2026年春以降に30%から80%規模の値上げを順次実施しており、断熱材についても大手メーカー各社が約40%前後の値上げを発表しています。

国土交通省や公正取引委員会は関係各所に通達を出し適切な価格転嫁や取引適正化の取り

組みを求めています。サプライチェーンの川下となる区内の工務店建設事業者にとっては、物価高に苦しむ消費者、施主さんへの価格転嫁は容易ではありません。

政府は水張りといって、ナフサの不足を否定していますが、地域の中小事業者からは現実問題ナフサが入手できず、仕事を受注できないとの声が得られています。

目詰まりが解消できない限り、ナフサはないのと同じです。

資金繰りの悪化による倒産廃業など地域産業の持続可能性が脅かされています。

区はこうした建設資材の価格高騰が区内の工務店や建設事業者の経営にどのような影響を与えているのか実態を把握しているのか伺います。

次にエコ住宅補助金の現状について指摘します。

区は、CO2削減と環境配慮型住宅の普及を目的にエコ住宅補助金を実施してきましたが、令和8年度になり、補助メニューによって目回収メニューによっては補助額が減額されたり、さらに断熱材の設置、外壁塗装等の工事が補助対象から外されています。

これらはまさに今回の資材価格高騰によって費用負担が急増している工事そのものであり、補助金の縮小方向と現場の実態が逆行しています。

今後ナフサが確保できても、省エネ改修を行いたい区民が費用面で躊躇したり、工事を受注した事業者がコスト転嫁できないという状況が起こり、区の脱炭素化目標にも逆行しかねません。

この変更は今年行われたばかりですので、普通に考えれば、またすぐ変更というのは難しいということは承知しております。

しかし今は普通の状況ではありません。

社会情勢を見ますと、これは平時ではなく、有事日本も影響を受けています。

事態の緊急性を踏まえ、エコ住宅補助金の補助対象工事の拡充や、補助単価および補助上限額を現在の資材価格等の実態に即した水準への引き上げなど、今後の資材価格の変動に応じて柔軟に見直す仕組みを設けることについて検討する意思はありますので消化との見解を求めます。

次に介護事業者スポットワーク支援助成事業における課題についてお尋ねします。

区が令和8年度から開始した介護事業者スポットワーク支援助成事業はスポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立させた際に支払った手数料を10分の中上限30万円まで助成するものです。

慢性的な介護人材不足の解消に向けた新たな取り組みへの区の意気込みは評価ができるものであり、スポットワークから正規採用といった事例に新たな人材獲得の裾野を広げる効果に期待がかかります。

しかし、この事業を真に実効性あるものとするために枠が解決しなければならない二つの重要な課題があります。

第1に、受け入れ事業者の体制整備についてです。

スポットワークは人材不足の解消に有効である一方、受け入れ態勢が整っていない場合、か

えって現場職員の負担を増やすリスクがあります。

即戦力と期待されても、受け入れ準備が不十分では、既存の職員がスポットワーカーへの説明や指示に追われ、本来の業務に支障を来すことになりかねません。

スムーズに導入するためには、業務内容や職場ルールを事前に伝える資料の準備や受け入れ時の役割分担の明確化などが必要です。

具体的には、日常介護職員が担っている業務を見直し、来たばかりのスタッフでも対応可能な業務の切り出しやマニュアル整備、個人情報の取り扱いや事故なくサービスを提供できる環境を構築することが求められます。

当日の指導担当者の明確化、利用者の傾向や施設の概要などを簡潔に伝えるオリエンテーションの実施などが不可欠です。

加えて介護施設等での虐待などの事例もあることからワーカーの質の担保は極めて重要です。

派遣労働者との一番の違いは、スポットワーカーは法人の直接雇用になるという点です。利用者の万一の怪我や盗難、こうした事故などがあれば事業者が責任を問われ、訴えられるリスクもあります。

こうした受け入れ体制の整備は、各事業者の自助努力だけに委ねるべきではなく、区として支援をする必要があると考えます。

区が仲介サービスの手数料を100%助成する以上、この制度が現場で実際に機能し、活用する事業者も介護利用者も働く人も安心できるよう、事業者の準備段階から区が関与することが求められます。

区はスポットワーク助成を検討する事業者に対し、導入のための研修等の支援、相談体制の整備等を行う予定はあるか、見解を伺います。

第2に事業効果の検証についてです。

本事業は、令和8年度に始まったばかりの新規事業であり、スポットワーク仲介サービスの手数料を全額助成する手厚い支援である以上、その効果を客観的に検証していく仕組みが不可欠です。

助成件数や活用事業者数といった量的な指標にとどまらず、スポットワーカーの長期雇用への移行状況、現場の労働環境の改善度合い、利用者家族の満足度トラブル発生状況など、多面的な視点からの検証を行う必要があります。

本事業の成果をどのような指標で評価する予定か。

また一定期間経過後には議会区民に対して検証結果を報告し、その結果を踏まえてこの情勢について見直しを行っていく意思はあるのか、区の見解を求めます。

最後に、アウトリーチや伴奏による住民参加型まちづくりの実効性強化についてお尋ねします。

クワンまちづくり条例に基づく地区まちづくり計画を全国最大規模で積み上げてきました。地区計画93地区地区まちづくり計画105地区という実績は他の自治体が追いつけない。

歴史的蓄積であり高く評価します。

しかし地区まちづくり計画は、都市計画法や建築基準法を超える独自ルールを住民参加で策定できるという全国でも糖質した制度設計を持っているにも関わらず、その可能性はまだ十分に認知活用されているとは言えません。

このことは本年4月に都市整備委員会に提出された地区計画に関する2件の陳情や、これに関する議会でのやり取りからも明白といえるでしょう。

大きな問題点は、この分野に必要な専門知識の高いハードルと住民参加を促進するための支援の遅さにあります。

独自ルール策定を住民が実際に使いこなすには、早い段階から伴走型の専門家支援が不可欠です。

現行の専門家派遣制度は住民側からの申し出を前提とする自動的な設計となっており、そもそも制度を知らない住民何から始めればよいかわからない段階の住民には届いていません。

条例上は準備会段階への派遣も規定されていますが計画策定プロセスに入る以前の初動期こそ支援が最も必要な時期であるにも関わらず、行政からのアウトリーチはほとんど行われてこなかったのが実情ではないでしょうか。

先進自治体の取り組みと比較すると、この差は明らかです。

横浜市では、活動の立ち上げ期に市職員が地域に直接出向くで前軸を設け、その後の専門家派遣活動助成事業女性へと段階的に切れ目のない伴走支援を制度化しています。

神戸市では住民主体のまちづくり協定が行政との法的な約束として機能し、長年の活動を蓄積が阪神大震災時の地域自治力として発揮されました。

漁師に共通するのは行政が住民のそばに立ち、最初の一步から支えるという姿勢です。

区は、こうした取り組みも参考に、先進的な制度を生かして、実効性整合性あるまち作りを進めるよう求めます。

例えば現在進行中三軒茶屋のまちづくり三茶のミライでは、エリアマネジメントや社会実験の手法を取り入れ、住民、事業者、行政が連携をして、ビジョンを共有するプロセスが、現段階では一定の成果を上げているように見えます。

しかし、今後、利害が複雑に絡み合う、具体的な段階に進んでいきます。

三茶を世田谷における住民参加のモデルケースとして確立するために、区は、この先の談海でどのように関与を支援していくのか、明確な方針を示してください。

以上で壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私からはナフサ不足、建築資材の価格高騰が区内の工務店建設事業者の経営に与える影響と、多くの実態把握状況についてご答弁いたします。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や供給制限などにより地域経済にも影響が生じている中区では、区内事業者の状況把握に努めております具体的には建設関連事業者への日常的な聞き取りや介護等での情報収集の他、産業団体や外郭団体を対象とした影響調査を

実施し資材不足や価格の高騰調達見込みが立たないことによる工期の遅延や新規受注停止等の状況を把握しておりますまた、事業活動への影響として、価格転嫁の難しさや、工期遅延に伴い生じてしまう工事代金受領後こうしたことにより利益の圧迫や資金繰りの悪化等が生じている例も確認しました区では庁内の対策本部を通して各所管が把握した情報の共有を図るとともに、引き続き、中東情勢とその影響を注視し区内事業者の実態把握に努めてまいります。

以上です。

秋山環境政策部長私からはエコ住宅補助金の補助金額の増額などの見直した柔軟な仕組み作りを検討できないかの2点について一括してご答弁いたします。

令和8年度、エコ住宅補助金は、これまで以上に住宅の省エネルギー化を進めるためメニューの重点化や補助単価を変更するなどの見直しを行いましたこれにより限られた予算の中で制度を幅広く活用していただき、住宅の省エネルギー化をより一層進めていくものがあります。

一方で、議員ご指摘のナフサ不足不足などによる影響については経済産業部が把握した情報の共有を受けるとともに、部としても事業者へのヒアリングなどを行い、現状を認識しております。

事業者からは材料そのものがないこと。

資材価格の上昇分を転嫁できないこと、そして当初の価格と補助金のずれが今後大きくなることの訴えがございました。

区として脱炭素を進めていくには、区内建設事業者等の協力は必要不可欠なものであり、取り組みとあわせて、事業者の経営の持続性が大切であると認識しております。

引き続き今後の動向などを注視するとともに、脱炭素事業者とともに進めていくため、また事業者との意見交換で把握した厳しい事業環境への対応という観点からも、補助内容も含めて適切な対応について検討を進めてまいります。

私からは以上でございませう。

川島高齢福祉部長私からは介護事業者スポットワーク女性陣助成事業について2点ご答弁いたします。

一点目はスポットワーク助成を検討する事業者への支援についてでございますスポットワークは、介護現場の人材不足に対し、現場の業務負担軽減や体験入植の機会の提供など、新たな採用手段としての活用が見込まれ、既に多くの介護事業者が利用しております。

本事業は、スポットワークという柔軟な働き方を活用し、介護の担い手の裾野を広げ、深刻化する介護人材不足の解消に繋げていくことを目指しています。

スポットワークの効果的な活用には、業務の切り出しや受け入れに必要な手順の整備など、一定の準備が必要となりますが、これらは介護事業者にとって負担となるため、導入の妨げになるという声もあります。

そのため、スポットワーク事業者が介護事業者に対し、切り出し可能な業務の提案や活用方

法に関する相談対応を行うことなどを協定で取り組めております。

こうした取り組みにより、介護事業者の受け入れ準備に要する負担を軽減し、現場の実情に寄り添いながらスポットワークの導入を支援してまいり次に、本事業の評価と検証についてです。

本事業の評価検証には一時的な人員補充にとどまらず、定着する人材確保に繋がるかは事業効果を図る上で重要な視点であると認識しております。

評価指標としては、まず利用件数やスポットワークをきっかけに、正規雇用等の継続的な雇用に繋がった人数を把握してまいります。

さらに活用した介護事業者に対しアンケート調査を実施し、人材確保への寄与、既存職員への負担軽減や業務効率化への影響など、現場の実家にもとづく幅広い意見を確認していきます。

また、受け入れ準備に要した負担、リスク管理の観点から利用事業者家族の反応を通じたスポットワーカーの評価や雇用上のトラブルなど、現場で生じた具体的な課題も把握し、事業の評価検証に生かしてまいります。

これらの検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しをするなど介護現場の人材不足の解消に繋がるよう取り組んでまいります。

以上です。

三浦世田谷総合支所長私からはアウトリーチ伴奏による住民参加型まちづくりの実効性強化についてご答弁いたします。

区ではまちづくり条例に基づき、地区住民等で構成されるまち作り協議会に対し、検討の初期段階から専門家の派遣や活動費の一部助成を行うとともに、令和 8 年度より新たにエリアマネジメントに関する支援も開始するなど、伴走支援の充実を図っております。

こうしたなかでは、アウトリーチの視点から多様な意見を把握し、まち作りに反映していくことも大変重要であると認識しております。

議員お話しのお三軒茶屋のまち作りにおきましては、基本計画である。

三茶のミライの実現に向け、まち作り会議に加え、公共空間を活用した社会実験や、三茶縁日など、地域と連携したイベントを通じて、多様な主体の参画や声を上げにくい方々も含めた幅広い意見を把握を図り、区民等がまち作りに主体的に関わることができる仕組みと体制の構築を進めております。

まち作りの取り組みへの支援のあり方は、地域の特性や取り組み手法、まち作りの進捗段階により様々でございます。

それらを踏まえた上で、総合支所として早い段階から地域と関わり、地域のまち作りの方針や計画との整合を図りながら、まち作りの取り組みを支援することにより、地域の合意形成に繋げてまいります。

以上でございます。

中塚幸代議員はいご答弁ありがとうございましたそうですね。

資材高騰に関する住宅補助金の改善なんですけれどももうこれ本当にすいません。

中東の情勢がもう全くこの紛争が長引いちゃってよくなる兆しがないですね。

目詰まりって言ってますけれども本当に結局しわ寄せが一番の冊子川下の事業者であったりエンドユーザーである区民の方になると思いますこの補助金に限らずいろいろな施策は必要だと思うんですけれども。

エコ住宅補助金のこの改善というのは、もうあの四球取り組んでいただきたいといつこれを検討しますと言っておりますけれども目処は大体どのぐらいの時期にこれの改善を考えて何かしら示していただけるのか、ぜひそれを示していただきたいと思います。

秋山環境政策部長はい再質問にお答えいたします事業者とのお話 E の中で先ほど当面の価格補助金のずれはいわゆるこの後大きくなってくる。

今確かに値上げはしてますけれども更なるおそらく値上げがあるだろうということのお話ありがとうございましたそうしましたらところ今後当然ながらこの価格はどこまで上がるのかそして今我々補助金額と保有ところとあと補助件数のところを今受け付けておりますこの補助を申請件数等ですね、引き続き動向を注視しつつですね。

検討は直ちに開始いたします。

また補助硬貨がですね当然発揮しにくい状態というのが見られましたら直ちに実行できるよう準備に入りたいと考えております。

以上でございます。

中塚幸代議員ありがとうございます。

よろしく願います。

以上で中塚幸代議員の質問は終わりました。

次に、29番青空こうじ議員議長、青空こうじ議員質問通告に基づき質問してまいります。

先日、関東地方も整理してすっきりしない空模様が増えてきました。

休みの日に雨が降っていますと楽しみにしていた。

外出の予定が流れてしまったり、ちょっとしたお出かけが、奥井幹事で家に閉じ込めることが増えるやすい時期でもあります。

日ごろの活動量の減少は体力の低下にも繋がりますが若者と比べて高齢者は、その影響は大きく受けます。

昨年の猛暑を思い返しますと、体力の低下が命取りにもなりかねないと感じます。

今のうちからしっかりと体力をつけて夏に備えたいと思いますので、本日は、健康作りについて伺ってまいります。

いうまでもなく、誰もが毎日を健康に過ごしたいと思っていますし、日々の生活に気をつけて暮らしていると思いますが、健康作りとして欠かせない一つに運動があります。

体をうまくすることは体力の維持向上のみならず、気分をリフレッシュさせ、前向きな気持ちにさせてくれます。

例えば、ジムでのトレーニングやジョギングなどスポーツが挙げられます。

こういった運動を習慣づけられると大変良いと思いますが、昔からよく言う。

3日坊主という言葉がありますしそもそも、日頃の運動習慣のない方にとってはスポーツやトレーニングといった言葉自体が心理的なハードルになっているということも考えられます。

また、仕事の状況やライフステージの変化、子育てや介護といった家庭環境なお、様々な要因によって経営し、継続することが難しくなることも考えられます。

また、私のように、高齢者の視点に立って考えますと、ラジオ体操や、これまで何度紹介させていただいた。

自宅でもできる世田谷生き生き体操など気軽に楽しくできる運動やエレベーターに乗らずに、少しでも階段を使うことまたは、少し遠回りをして街を散策してみるなどあまり実は伊豆怪談の生活にちょっとしたプラスをかけるぐらいの運動の方が取り入れやすいように私は思います。

というのも私は毎朝、小中学生の登校の見守りを長年続けていますが早い時間帯には子供たちも少なく率直。

時間を持て余してしまいますので、横断歩道を信号は変わる時間の合間に足を伸ばしたり、体をそらしたいと、それが隙間の時間を活用した私のストレッチの毎日の日課になっています。

また、運動を始めるきっかけ作りが大変重要だと思いますが一方的に健康のためには、階段を使おうと言われても、誰もがみんな素直に取り入れるわけではありません。

区民の方々が自然に健康増進に取り組める環境作りが大切です。

世田谷区では、せたがや健康プラン第二次後期から取り組んでいる健康作り運動のテーマである。

健康せたがやプラス 1 を引き続きキーワードに、健康作りプロモーションを進めることにしていますが、地域における健康増進について現在の取り組みと今後の方針をお伺いします。

次による食による健康推進についてお伺いします。

健康を保つ上で、色は運動と並んで大変重要ですが、かつての食糧不足の時代においては、バランスの良い食事というのは、望んでも、いつでも手に入らないものでしたが、現代においては、食材は手に入るものの、生活習慣の変化により、食生活の乱れや栄養バランスの空偏りに課題になっています。

例えば、高齢者の一人暮らしでは食が細くなりがちであるため、低栄養に繋がるケースがあります。

一方で、若い世代では、外食や簡単な食事が増えることから、栄養の偏りが懸念されています。

バランスの良い食事というと、いわゆる 3 食群と呼ばれる肉魚卵の赤ご飯やパンなどの黄色野菜や海藻などが二塁。

これらの食材を取り入れた食事が想像されます。

料理好きな方や得意な方。

か、家族に栄養士がいることであれば、家庭であれば、毎日の食事に取り入れることも難しくないかもしれませんが料理が苦手な方や興味がない方好き嫌いが多い方にとっては、なかなかこれは難しいように思います。

そのような方々にも、食による健康作りの重要性を周知啓発していただいておりますが本年は、3月に示された区の実施計画推進状況を見ると主体的に取り組める健康作りの推進政策に繋がる事業として、健康に繋がる環境作りがあります。

これは、区内のスーパーマーケット、飲食店に置いて、適塩の一定の栄養基準を満たした商品やメニューなどに瀬田ミールとしてシールをによる表示が行うなど、区民が食に関心を持ち、自らの健康を意識するきっかけ作りに取り組むのです。

令和6年度の実績では、瀬田ミールの商品の供給数は4200食。

提供店舗数が4店舗として目標設定に対し、実際は1万7500書11店舗と目標を大きく上回ることになり、令和7年度以降の目標値を上方修正することとなりました。

事業者と連携した。

食による健康作りが着実に浸透している結果だと右越えられますが、日ごろから区民と接することの多い。

身近な地域での取り組みも大変ゆうゆ重要だと思います。

地域における取り組みの状況を含め区の認識をお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

柳沢北沢総合支所保健福祉センター所長私からは2点初めに地域における健康増進についての取り組みについて答弁いたします。

健康増進についておいて体を動かすことは大変重要であると認識しております。

一方で取り組みたい気持ちはありながらも一歩踏み出せない方や今更運動してもと感じられるておられる方など様々な意識の方がいらっしゃることも承知してございます。

こうした中、区では区民1人1人が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、無理なく健康作りに取り組める環境作りを進めているところです。その一環として健康せたがやプラン健康せたがやプラス1というキャッチフレーズを掲げ、日常生活の中に取り入れる。

プラスワンの習慣作りを促す健康作り運動を地域において展開しております。

北沢地域では子供から大人まで幅広く取り組める健康作りとして健康まねき体操を昨年度末に健康まねきサンバーとしてリニューアルいたしました。

今後は健診事業や健康教室など、機会を捉えて周知を図るとともに楽しみながら健康効果を実感していただけるよう工夫してまいります。

また、会談プロジェクトとして北沢タウンホール内の階段に表を掲示し、身近な場で自然に体を動かせる環境作りに取り組んでまいりましたが今後はその取り組みを、北沢地域内の

区施設へと拡大してまいります。

引き続き、健康せたがやプラス 1 の考えかたのもと地域の実情に応じた工夫を重ねながら区民の皆様が無理なく健康作りに取り組める環境整備を進めてまいります。

次に食生活の増資についてお答えします。

地域における食を通じた健康作り、いわゆる食育につきましては区民に身近な場における取り組みが重要であると認識してございます区では、健康教室や地域イベントにおいて、食体験や食習慣チェックを取り入れた取り組みを行っております。

具体的には、食生活に関する講座において興和に加えて、試食や試飲調理実習といった体験型の学びや食事診断食習慣チェックを活用することで、自身の食生活を振り返り、行動変容に繋げるきっかけ作りとしてございます。

また、日常的な普及啓発として、普段食べる食品に含まれる食塩量を見える化して、窓口に掲示する取り組みなどにより、適切な食塩接種に向けた情報発信を行っております。

さらに商店街と連携し、栄養素の働きを、赤黄緑の 3 色で示したポスターを掲示ポスターの掲示や健康栄養情報の発信を通じて、区民が日常生活の中で自然に食への関心を高められる。

食環境作りを進めております。

区といたしましては、このような地域における身近な取り組みの傘積み重ねが食による健康作りの定着に繋がっているものと認識しており今後もバランスの良い食生活の実践に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

青空こうじ議員ありがとうございます。

世田谷区東京都に住んでる方は年収の言い方はシルバーパスというのを 10 月に申し込みますこれ区議会議員ですと 2 万 510 円ですから 1 年間で一般の東京都の都民ですと 70 歳以上が 1000 円で購入できます。

これがシルバーパスといいましてこれは本当に便利です。

運動による健康作りについて本当に荒川区なんかでは、シルバーパスの購入費用を補助する。

高齢者の者が高齢者の方も一番最低で 1000 円なんですけど、もっと払ってることは 2 万 510 円の方も正にしてるらしいですよ。

荒川区と三つぐらいの子があるそうです。

このシルバーパスは僕書き一昨日漫才の総会に浅草に行くと京王線の新宿までの 100 人片道 120 円。

帰りが 140 円。

今やがて 140 円 140 円で 280 円で浅草いいます。

地下鉄でずっと暴露横まで行って京浜急行で浅草まで行ってもただなんです。

大変便利なカードなんです。

これはバスだ。

バスと電車だけではなく日暮里の風という足立区の方に埋もれる。

それから頭の方にリム高幡不動から確か入って抜けるもメールもこれは高齢者の方はただです。

あと動物園もただ本当にあの目以降が、東京の恥どこでも行こうが、どこのメーカーのバスでもただですから、本当にこれは便利です。

これはやったと千々和。

石原都知事さんです。

本当に本当にこういう意味便利なものを飲む瀬田川らしいものを何か作ってくれたらいいなと思ってます。

以上で質問を終わります。

以上で青空こうじ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

旧版オルズグル議員委員長 9 番オルズグル議員世田谷から日本を愛する会おる通告に基づき質問を始めます。

初めに窓口対応におけるアンコン者数は安江の対応についてお伺いします。

私は以前、サル銀行の窓口で運転免許証とマイナンバーカードを提示したところ、担当の方にパスポートはお持ちですかと聞かれたことがあります。

運転免許証等マイナンバーで本人確認は済んでるはずですが。

同じ手続きで、外見的に、一見して日本人に見える日本国民の方に対して同じような質問がされることはないと思います。

では、世田谷区の話に入りたいと思います。

私自身が区内のある窓口を訪れた際にも、もっとすごい経験をさせていただきました。

まずは、在留カードを R と聞かれました。

私は日本国民なので、在留カードは持っていませんと伝え、運転免許証とマイナンバーカードを提示したところ、次にパスポート持っていると聞かれました。

さらにその後も、私が敬語でお話してるにも関わらず、いわゆるタメ口でのご対応をいただきました。

さらに、私のお知り合いの日本人の血が入っておられるミックスルーツの日本国籍の方々も、世田谷区の別の窓口で、私と同様の扱いを受けたそうです。

これは、我々はおそらく外見で判断されたからだとは私は思います。

こういったご相談を受けることは一度や2度ではありません。

まず、いわゆるタメ口での対応について意見を申し上げたいと思います。

おそらく、区の職員の方は外国にルーツを持つ方々に対してタメ口を使うのは、いわゆるや

さしい日本語で今日使っていたらなつりなのかもしれません。  
そうだとすれば、その気持ち自体には感謝を申し上げたいと思います。  
ただ、今日は声を大にして申し上げたいことがあります。  
やさしい日本語ってタメ口じゃないんですよ。  
私、私が 2000 年 25 年以上前に日本語を学び始めたときもそうですが、今も外国の方が日本語を学ぶときは全て日本語の基礎として、ですます。  
から学び始めます。  
外国の方は日本語、まず敬語から学ばんです。  
にも関わらず、外見的に外国人に見える方に対してタメ口で接される窓口対応はいかなるものかと思えます。  
外国の方にはため口の方がわかりやすいだろうという無意識な偏見があるのではないのでしょうか。  
行政の窓口へ対応は公平性を持って外見性別年齢、国籍、日本語のレベルなどによって対応を変えてはならず、誰であっても丁寧な言葉遣いをするといったことが窓口対応の基本だと考えます。  
安光氏発売や数、いわゆる無意識の偏見に対して、こういった研修を行っておられるのか、この見解をお伺いいたします。  
次に、世田谷区たばこルール改正と子供の安全を守る実効性の確保についてお伺いします。  
ではまずこちらのこちらのパネルを御覧ください。  
多言語でたばこルールの改正ポイントポイントを説明したものです。  
1 ページ目は、英語中国語韓国語でのたばこルールを説明したもので文字の小ささは行きになります、意図が伝わるようにはなっております。  
ところが肝心のポイントが訳されていません。  
一番下にある緑のアイコンこちらですね。  
緑のアイコンです。  
これは何語でしょうか。  
日本語ですよ。  
2 枚目も 2 枚目を御覧ください。  
はいこちらも全て日本語ですよ。  
この他言語に訳されていない部分は非常に大切な部分です。  
道路や公園で講演では、たばこを禁止します。  
その代わりにここでタバコを吸ってくださいというメッセージだからです。  
つまりこれはこのルールを見た日本語を理解できない外国の方はどこですればいいのかわからないのです。  
すなわち区は日本語を話せない人に対して禁止することだけ伝えて、対案を示していないのです。

そもそもなぜ半分しか訳さなかったかよくわかりませんが外国人がタバコ吸って困ると聞きますが、それならまず、まずはしっかりと沿って居場所を外国の方に伝えないといけないという事例です。

では、たばこ規則の改正を外国人向けに、適切に周知や案内を行う必要があると考えますが、どのように具体的に周知していくのか、この見解をお伺いいたします。

昨年71月に世田谷区環境審議会が示された示され示された世田谷区たばこ規則改正に当たっての考え方を私も読みました資料の中では貝瀬改正健康増進法などの法令規制の経緯現状分析が課題、かなり式たばこの吸殻の増加などが網羅的に示されている。

大変わかりやすい資料です。

その中で現状分析に分析については、路上喫煙率とポイ捨てされた吸殻の本数の水が示されています。

路上喫煙率は2019年に0.2%から2022年に0.1%となり、その後ほぼ横ばい、吸殻本数は2019年に2万806本、2022年になり、1万2,000本前店1万2,000本本前後となり、ほぼ横ばいで2024年に1万2000円48本と成っていますつまり足元の数年間は大きく、喫煙マナーは改善しなかったということ、を閉めて示してありますが、何年でどの水準まで減らすのか新たな目標値を定めないのでしょうか。

ここで大切なのは、籠城喫煙を禁止したことにより、効果として喫煙が増えていると、区民からお聞きするのは間違っただの子供が遊ぶ小さな公園と民間の駐車場です。

人目につくドルなどでは路上喫煙は減る一方で人目につかないところでの喫煙が増えてしまうという効果があるのではないのでしょうか。

特に我が区は子育てに力入れてる子であると認識してありますが今回のたばこ規則の改正を通じて、加熱式たばこを含む具体的な手動をどのようになされて、されていかれるのかまた、路上喫煙率の改善やポイ捨て吸殻減らすためにどういったことを岡考えておられるのかこの見解を伺います。

最後にスポーツ施設と防災、地域貢献の競争についてお伺いいたします。

区民の方々からは、世田谷区のスポーツ施設の予約が大変取りにくいということをお聞きしております。

事前に事前に所管に教えていただいたところ、施設によってほぼ100%の利用率といったところもあると聞いています。

区民の皆様にとって、タイ大変人気の施設があるということで、区民の方々のスポーツに対する高い関心がうかがえます。

この一方で運動場やスポーツ施設は、区民にとって楽しいスポーツをするところといった顔以外に防災施設という友人にとってでは非常に重要な場所となることをことごとくご存知の通りです。

過去の大震災の経験では、製造の8割が自助共助に支えられたと聞いています。

いざというときに、区の人員も機材も足りない。

そういったときに、自助共助を担い、実質的に機動力をお持ちするのは、地域に集まる公共性の高い健康で力強い組の皆様です。

普段からはスポーツマンシップの精神で声をかけあいてを築か自分のチームやチームや、ともにプレーするプレーする仲間のことを思いやることのできる方々やスポーツを通じた地域作りに参加されてる方は強い味方になると思います。

スポーツはスポーツそのものが楽しいだけではなく、人との繋がりを作り出すといったところに重要な価値があると私は思います。

つまり、防災等スポーツは非常に高い親和性があると考えます。

そこで初めに、スポーツと防災の協力をスポーツ推進課の重要業務としとして明確に位置付けるお考えはおありでしょうか区の見解をお伺いします。

また、次に例えば防災訓練や運営講習への参加など、公共性の高い防災活動やいろいろな形で国地域貢献をする団体には予約を取りやすくするような仕組みを導入することについてどうお考えでしょうかお伺いいたします。

最後にスポーツを通じて区民の高級公益性の意識をより高めることができれば、世田谷区はさらに素晴らしくになると考えますが、区の見解をお伺いいたします。

以上壇上からの質問を終わります。

有馬地域行政部長、私からは区の窓口対応におけるアンコンシャツバイアスへの認識と対応状況についてお答えいたします。

くみん窓口や出張所には日頃から年齢国籍を問わず様々な方が手続きにお見えになります。だからこそ、窓口対応は全ての方に等しく丁寧に行うことが基本でありますので、来庁された方外形などで判断して対応を変えることがあってはならないと考えております。

このようなことは、常勤職員、会計年度任用職員を問わず、区職員として当然に備えておくべき心構えであり、職員の基礎研修の中で伝えて参りましたが、これまでいわゆるアンコンシャツバイアスに焦点を当てた研修は実施しておりませんでした。

今後このような対応をしてしまうことのないよう、まずは今回の指摘を各総合支所と共有し、職員指導を徹底いたします。

あわせて、くみん窓口出張所職員を対象にした、いわゆるアンコンシャツバイアスに焦点を当てた研修についても研修担当所管と相談の上検討してまいります以上でございます。

秋山環境政策部長私から 3 点についてご答弁いたしますまずたばこルール改正の外国人への適切な周知や案内についてでございます。

外国にルーツを持つ住民や来訪者の増加を踏まえ、たばこルールの効果的な周知においてた原稿対応は重要であると認識しております。

区のホームページについては英語、中国語、韓国を始め、各言語への表示が可能となり、世田谷区環境美化等に関する条例および世田谷区たばこルールについても多言語で確認いただける環境を整えております。

一方で、ご指摘の指定喫煙場所の地図表示など一部については日本語中心となっております、外

国人にとってわかりにくいものとなっていることから指定喫煙場所の案内も含め、地図の多言語化や多言語化や視認性の向上に向けた検討を直ちに進め配布方法や媒体のあり方も含め、より実効性の高い情報発信に取り組んでまいります。

次に新たな目標値の設定および路上喫煙率の改善や吸殻を減らすための区の見解について一括してご答弁いたします。

たばこルールはポイ捨てや路上喫煙をなくし、ひいては児童喫煙を防ぐことを目標としており、この間、このルールの徹底を図るため指導等を実施してまいりました。

今回 7 月より、加熱式たばこが対象となることにより、これまで減少傾向を示してきた路上喫煙率、ポイ捨てされた吸殻の本数がどのように推移するかについて注視しているところでございます。

この両指標については、年 4 回調査を実施していることから、今年度のデータを確認分析し、議員ご指摘の件も含め、ルールの徹底と実効性について幅広く検討してまいります。

また、市道につきましては、加熱式たばこが規制対象外であったことから、これまではお願いにとどまる状況でありましたが、今回明確に条例上に位置づけたことで、紙巻きたばこと同様の取り扱いとして指導を行えるものと認識しております。

これにより、指導内容に加熱式たばこのポイ捨てや路上喫煙を加え、全区のあらゆるところを対象とした巡回指導が実施できることから、細かい周知を行き届かせ、指導の実効性ととともに、啓発効果を上げ、吸殻等の現象へと繋げてまいります。

私からは以上でございます。

渡辺スポーツ推進部長はい私からも 3 点ご答弁を申し上げます。

まず初めにスポーツ所管としての防災業務の位置づけについてでございます。

区立総合運動場や大蔵第 2 運動場は世田谷区地域防災計画におきまして、震災時の遺体収容所や地域内輸送拠点、水害時の避難所など防災機能を有する施設として位置づけられており、スポーツ施設はその施設の規模からも災害時に果たすべき役割は大変大きいものというふうに考えてございます。

また総合運動場や双子緑地運動場等の指定管理者であるスポーツ振興財団では、区や地域団体が実施する防災訓練や防災イベントに参加し、参加者が楽しみながら防災意識の啓発ができる。

スポーツ体験コーナーやレクリエーションを企画するなどして協力してございます。

またスポーツ振興財団等は施設としての防災機能を確実に発揮するため、昨年度区等、災害時における協力体制に関する協定を締結し、今年度は具体的な災害応急や施設活用に関する対応方法、手順等を整理したマニュアル作成に取り組む予定としてございます。

重要業務の位置づけというお話もございましたが今後もスポーツ施設における災害時の機能を十分に発揮できるように、実効性のあるマニュアル等を整備するとともにスポーツ振興財団と連携しまして、防災イベント等においてスポーツが持つ魅力や楽しさを発信しながら、防災意識の啓発にも努めてまいります。

次に防災等で区に貢献している団体等に対しましてスポーツ施設を取りやすくする。

予約を取りやすく仕組みについての検討でございます。

区のスポーツ拠点である総合運動場の令和7年度の利用率は、体育館が94%、野球場が72%、テニス高度92%と利用率が高く、予約が取りづらい現状があることは認識しております。

防災等を含め地域に貢献している団体にスポーツ施設の予約を取りやすくする仕組みを導入することにつきましては区は防災等に限らず様々な分野事業で多くの団体の皆様にご協力をいただいております、また総合運動場体育館を例にとりますと現在延べ1200団体以上が使用していることからご提案の上ご協力いただいている団体等に予約を取りやすくすることなどは、現在の利用状況や区民利用施設としての公平性を鑑みますと難しく検討するにも慎重さが求められると考えてございます。

最後にスポーツを通じて区民の公共性の意識を高める取り組みについてでございます。

世田谷区スポーツ推進計画では、スポーツを通じてコミュニティ形成しコミュニティを形成し、共生社会の実現を目指すことや、地域を活性化し、活力あるまち作りを進めることを基本目標に掲げて取り組みを進めてございます。

現在スポーツを通じたSDGs社会貢献活動の取り組みの一つとして、世田谷2-6ハーフマラソンにおきまして、ランニングとゴミ拾いを融合させたプロ銀具を開催し、スポーツを通じて地域貢献と環境配慮を考えるきっかけとして取り組みを実施してございます。

またスポーツ振興財団で実施しております瀬田川スポーツ文化人材バンク制度では、スポーツ指導者やスポーツボランティアの方を地域のスポーツ活動、活動に繋ぎ、社会参加を促進することで、スポーツを通じた地域活動に貢献できる仕組み作りを推進しており、昨年度は各地域で行うイベント等、21事業に200名以上の方に活動いただいております。

議員お話しのように、スポーツは区民の意識や行動を変えるきっかけ作りや様々な社会課題の解決に繋がるものと考えてございますので、スポーツを通じてもたらす効果や可能性と意識しながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

オルズグル議員ご答弁ありがとうございますもう時間ないですね。

はい限られた施設を公平かつ有効に活用するために防災を初め、公共公共性や地域貢献貢献という視点も含めて今後の制度設計検討の中で研究していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上で、オルズグル議員の質問は終わりました。

次に、31番田中裕子議員議長31番田中優子議員先月、三軒茶屋にある世田谷区立Skyキャロット展望ロビーに関するサウンディング型市場調査の結果概要の報告というものがありません。

それによりますと、キャロットタワー26階のスカイキャロット展望ロビーは利用者数が減少したままであることから赤字運営が続き、区が指定管理料で運営経費を補填している状

況が続いている。

一方で、レストランは宴会会場として活用されており、展望エリアの外国人観光客の利用は増加傾向で様々に利用されている。

この施設は、開設から約 30 年が経過し、維持保全による更新が必要。

今後のリニューアルを見据えた更なる有効活用の検討を図ることを目的に、効果的な事業の提案を広く民間事業者に求める。

サウンディング型市場調査を実施したというものでした。

この報告を聞いて思ったのは、現在のホテルオークラが指定管理者となっている。

大倉レストラン Sky キャロットは廃棄を前提としているのかということです。

まず伺いますがホテルオークラは、指定管理者、3 期目を応募する意欲はないのでしょうか。

私はこのキャロットタワー26 階のレストランと展望ロビーについては 16 年前の 2010 年の予算特別委員会に始まり、大庭正明議員とともに、会派を挙げて何度も議会で改善を求めてまいりました。

そして、世田谷サービス公社から指定管理者が変わり、展望ロビーと一体となつての運営としたことからロビーのカフェもかなり良くなって、9 年前からは現在のホテルオークラが指定管理者となっています。

このように大倉レストラン Sky キャロットは紆余曲折ありながら、現在に至っているわけですが、今回改めて詳細確認したところ、結局赤字は全く改善されておらず、区が赤字補填を続けている状況に変わらないということがわかり、愕然といたしました。

指定管理収入状況の推移を見ますと、ホテルオークラ 1 期目の 5 年間は 900 万円から 2000 万円の赤字となっています。

この期間は新型コロナ禍に見舞われた時期が含まれているため、区が補填せざるを得ない状況であるのは仕方がないと思いますが、指定管理者に決めとなる 2023 年度から 2025 年度は収支差額が 0 円と報告されており、つまりマイナスではないのですが、一見良好な収支に見えていますけれども、実は依然として毎年 1000 万円以上の補填が続いています。

物価上昇等に伴う利用料収入の減収分の補填という名目となっていますが、これではどんなに赤字が出ても全て区が負担するという制度となってしまうています。

抜本的な改善になっていないという疑問が湧いてまいりました。

そこで伺いますがこの 100%の赤字補填、この先も続けていくのでしょうか。

今週の日曜日にも、宮古島氏との世田谷区議会の交流がここで開催され、私も参加いたしました。

区内に大人数で利用できる飲食施設がほとんどないことからスカイキャロットのニーズは個人利用より団体利用に重きがあるものと思われま。

収支状況の内容でも、団体利用の人数が全体の 3 割から 4 割を占めていることが明らかとなっています。

考えてみたら私もお使いキャロットには何度も行っていますが、そのほとんどがいろいろ

な団体が主催する会に参加するという形であり、個人利用は数えるほどしかありません。このような状況を踏まえると、レストラン経営では赤字から脱することができそうになく、利用方法を含め、改善が求められると思いますが、100名規模で飲食ができる施設というニーズには答えられるように工夫が必要ではないかと考えます。

例えば、仮にレストランではないという利用方法となったとしても、予約をすれば、ケータリングサービスで飲食を伴う宴会ができるような施設として利用できるように残しておくという、そういう必要性があるのではないかと思います。

その点について区はどのように考えているかお聞きします。

また、サウンディング調査だけでは不十分で、これまで利用してきた区民や団体のニーズをしっかりと把握する必要があると考えます。

最低限、団体利用があったところにはアンケートを実施すべきでありますし、団体だけではなく、一般の区民の方々に対しても意見聴取ができるようにすべきであると思いますが、区は今後どのようにアンケートを実施しようと考えているのか、お答えください。

次に、23区の職員採用についてお聞きします。

区内で熱心に市民活動に取り組んでいらっしゃる区職員の多い区民の方から江戸川区では江戸川区だけを希望した職員を採用しているそうです。

江戸川区に思い入れがあり、江戸川区のために働こうと思っている人材が揃っているということだと思いますが、世田谷区の職員採用も江戸川区のようにしたら、さらに良い職員を選べるのではないのでしょうかというご意見でした。

私は23区の職員採用は全て一律に行っているものと思っていたので、江戸川区がそのような独自の方法で職員を採用しているということに驚いたのですが、江戸川区の採用方法はどのようなもので、いつから独自のやり方をしているのか。

またその方法で希望者が不足するとか、他の22区とのレベルの差が生じるなどの心配はないのか、また希望したけれど採用されなかった場合はどうなるのか。

果たして江戸川区では問題なく運営されているのか等々、教えてください。

あわせて、世田谷区での採用において、第1希望を世田谷区としている職員の割合はどの程度いるのか、また、世田谷区としての職員採用についての見解をお聞きします。

次に、保健センターを縛る古い条例の改正についてです。

ここ数年保健センターで行われている健康度測定の利用が伸び悩んでいます。

調べたところ、令和5年度717人、令和6年度574人、令和7年度533人で、どの年度も計画の1500人に遠く及ばず、しかも減ってきています。

健康測定健康度測定というのは18歳以上の区民を対象に、個々の健康状態や体力、ライフスタイルに応じた生活習慣の改善指導というものを目的としており、病気にならないための健康管理という観点からは、大変重要な事業だと思います。

そこで私は本年4月に行われた常任委員会の参考人招致の際、保健センター理事長に独自の工夫がしにくい部分はないかとお聞きいたしました。

理事長はかなり遠慮がちにおっしゃっていましたがわかりやすく言うと、区の条例で健康度測定の利用料が決められており、それは保健センターが設立された。

50年前に定められたまま現在に至っているということでした。

驚きました。

この間、社会の制度も変わり、特定健診特定保健指導という新たな事業が出てきており、保健センターとしても、これまでのメニューや料金設定では太刀打ちできないということではないでしょうか。

区として指定管理者の実情をよく聞いた上で、必要な条例改正をすべきであると考えますが、見解をお聞きします。

最後に外来永見ひなげし長期間注意喚起について伺います。

先日、区民の方から永見ひなげしが繁殖していて、他の植物が影響を受けているのではないかなと思うが、世田谷区の区道に咲いている花の管理はどうなっているのかというご質問がありました。

こちら、パネルですけれども、こちらは足立区のホームページから拝借した永見ひなげしです。

ポピーにいたオレンジ色のかわいらしい花ですが、足立区では永見ひなげしにご注意を。というタイトルで永見ひなげしは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律外来生物法の指定はされていませんが、繁殖力が強く周辺に生息する植物に悪影響を及ぼす恐れがありますと呼びかけています。

そしてこちらは秩父市のホームページに出ていたものですが、秩父市では、永見稲毛氏は準駆除対象要注意外来種としています。

駆除しましょうと、さらに踏み込んだ呼びかけをしています。

この中身ひなげしは実は1961年に世田谷区で初めて確認されたそうです。

背生態系に影響を添える与えるおそれがあるだけでなく、触るとかぶれたりただれたりすることがあるので要注意とのことでした。

これらのことを知らない区民も多いかもしれませんし、また除草する際はかぶれないように、軍手やゴム手袋をするという知識も必要です。

ちなみに相談のあった区民の方はしっかり防御して、家の周りに繁殖しているのが皆木氏を女装したそうです。

すると、関連しているかどうかは定かではありませんが同じ場所でツツジが生き生きと咲き出したということでした。

現在、世田谷区のホームページでは、荒地地売りなど特定外来生物については掲載していますが永見ひなげしについても注意喚起していくべきであると考えます。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

三浦世田谷総合支所長私からはスカイキャロット展望ロビーに関するサウンディング調査

の結果について4点ご答弁いたします。

現在の始め、始めにホテルオークラは指定管理者3期目を公募する意欲がないのかについてです。

現在のスカイキャロット展望ロビーにつきましては平成29年10月よりホテルオークラが指定管理者となり、管理運営を行い、現在で2期目となっております。

この間、飲食サービス提供や展望機能等を含めた適切な施設運営が行われ、区民の方を始めとした来訪者の魅力向上に寄与してきたものと認識しております。

現指定管理者であるホテルオークラが次期の公募に応募するかどうかにつきましては、事業者側の経営判断によるものであり、現時点で区として具体的な移行を把握しているものではございません。

区といたしましては、区民サービスの向上および施設の価値を最大限に引き出す観点から、意欲と能力のある事業者による提案を幅広く求めていく考えでございます。

次に、赤字補填についてです。

キャロットタワーの指定管理につきましては、利用料収入で運営することを前提に公募を行ったところですが、

現在の経営状況でございますが、支出においては、経営努力をしているものの、物価高騰や人件費の上層の影響により経費が増加している状況です。

また、収入においては、団体利用の増加により収益が伸びている一方でコロナ禍を経験した影響で、行動様式の変化などにより、個人利用が減少し、収支で黒字への転換には至っていない状況でございます。

そのため、基本協定のリスク分担表において、人件費を含む物価変動については、著しい変動等により指定管理者の収支計画に多大な影響を与える場合は、両者協議によることことから、指定管理料において、運営経費を補填しているところでございます。

区といたしましては、指定管理者による運営の効率化や自主財源の確保に向けた取り組みを促し、収支の改善に向け努力することは重要であると考えております。

今後の社会情勢や施設の利用状況等を踏まえながら、持続可能な施設運営の観点から、両者協議の上、補填のあり方につきましては適切に判断してまいります。

次に、運営方法についてです。

キャロットタワー26階のスカイキャロット活用につきましては、これまで区民の皆様が親しまれてきた空間であることは認識しており、利用実態や区民ニーズについても重要な視点であると考えております。

レストランは区内です。

数少ない大人数が利用できる施設として活用されていることや、外国人観光客の利用が増加傾向にあるなど、様々によろこまれている状況にあることは認識しているところでございます。

なお、開設から約30年が経過し、施設設備の改修の必要が生じております。

これまでの実績を踏まえ、現時点で多様なニーズに応える活動の場として捉え、議員お話しの大人数を収容できるスペースの確保については今後も必要であるとの観点に立ち、ケータリングサービスの活用も一つの方法であると考えます。

引き続き、区民にとって魅力があり、かつ持続可能な活用となるよう使いキャップがよい方について総合的に検討を進めてまいります。

最後にアンケートについてです。

本施設の活用方法につきましては、今回実施いたしましたサウンディング型市場調査において次民間事業者から多様なご提案や意見をいただいているところでございますが、こうした提案のみならず、実際に施設を利用される区民の皆様のご意見をご意見を丁寧に伺いながら、検討を進めていくことが重要であると認識しております。

そのため、今後の検討に当たりましては、まず本施設の基本的なコンセプトや必要な機能などを整理するとともに、その過程において、現施設および三軒茶屋で実施するイベントなどを通じて、区民の皆様からご意見をお聞きしていく予定でございます。

今後も多世代の方々が利用しやすく、多様なニーズに応えられる施設となるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

須藤総務部長私からは23区の職員採用についてご答弁申し上げます。

世田谷区は、特別区人事委員会が一括して行う統一採用方式を採用しておりますが、江戸川区では採用事務が都から移管された昭和49年度から現在まで特別区、受験申し込みの際に江戸川区のみを希望した希望し合格した人全員を採用する独自採用方式を継続しております。

この独自採用方式では、事故を希望する者を確実に確保でき、採用ミスマッチングを減らし特別区の統一合格水準にある。

意欲の高い職員を確保できるメリットがあるものの、希望者数が採用需要数を下回った場合や、内定後に事態が出た場合、必要とする職員数を確保できなくなるリスクがございます。なお、昨年度統一採用方式で1回目に世田谷区名簿提示があった方は、その大半が世田谷区を第1希望としており、事故を希望する職員の確保も一定程度可能なものというふうに考えてございます。

今後は生産年齢人口の減少等による人手不足が深刻化し、さらに人材獲得競争の激化が見込まれる状況でございます。

現行の統一採用方式のメリットを生かしながら、より意欲のある職員の確保に努めてまいります。

私からは以上です。

向山世田谷保健所長私からは、保健センターが実証しております健康度測定に関してのご質問にお答え申し上げます健康度測定は、区の指定管理事業として18歳以上の区民を対象に各種検査や生活状況調査。

体力測定等を行い、その結果に基づいて、医師の説明や保健センター専門職による運動、栄養、休養の個別カウンセリングを実施する区民の健康作りをトータルでサポートする事業です。

健康度測定が区民の健康意識の向上や生活習慣改善のきっかけとして一定の役割を果たしてきた一方で、区民の健康作りに対するニーズや取り組み方民間事業者等による健康増進事業の多様化や創意工夫は近年大きく変化しており、本事業のあり方については、時代に即して適切に検討すべきものと認識しています。

令和6年度からの外郭団体、将来ビジョン策定時に高齢者の健康課題に対応した健康度測定の実施を位置づけ、今年度より65歳以上対象としたフレイル予防に資する。

シニア健康度測定を開始するところです。

区はこれまで、財団法人世田谷区保健センターとの意見交換に加えて、他自治体の効果的な取り組みの視察への同行や区民のための健康教室を共催している。

医師会との連携強化などを働かせていました。

国のご提案の金額等を含む事業の見直しに関しつきましてはまずは提案型の授業構築を掲げる指定管理者と管理者としてどのような評価や課題認識を持っているのか、改めて確認して参ります。

その上で、条例や協定で定められた範囲の見直しが必要な場合には、区が方針を示して適切に判断をしております。

私からは以上です。

北川みどり33推進担当部長私からは外来植物永見ひなげしへの注意喚起につきましてご答弁申し上げます。

中身ひなげしはヨーロッパ地中海沿岸を原産とする一年草で、4月から5月にかけて、オレンジ色の花を咲かせる。

外来植物でございます。

お話の通り法に基づく指定はされておませんが繁殖力が強いと聞いております。

また、茎を折った際に出る汁が手に付着すると皮膚の弱い方はかぶれやただれる恐れがあるため、除去の際はゴム手袋の着用など注意が必要となります。

区はこれまで区内で確認されている特定外来植物生物である植物のある中半音そう大きくに加え生態系等に被害を及ぼすおそれのある総合対策外来種に指定されております。

アメリカおり朝につきまして、ホームページで注意すべきポイントなどを周知してございます。

永見ひなげしにつきましても、区内で目にする機会が大変多い花で触れた際のかぶれなどの心配もあることから今後速やかに法的な位置づけとあわせまして、除去する際の注意点などをホームページなどで区民へ周知してまいります。

以上でございます。

田中裕子議員世田谷区も職員採用第1希望がほぼほとんどだということによかったと思い

ます。

これからも市民活動を支える担い手として頑張っていたきたいと思います。

永見稲毛氏の注意警戒注意喚起よろしく申し上げます。

以上で終わります。

以上で田中裕子議員の質問は終わりました。

次に、30番岡川大希議員、以上30番岡川大希議員参政党の岡川大希です通告に従い質問いたします。

共同親権施行による支援体制と別居親への学校対応について伺います本年4月、民法改正により共同親権制度が施行されましたこれにより、離婚後も父母双方が子供の養育に関わることが法律上法制度上位置づけられ、自治体においても相談体制や情報提供学校現場での対応など様々な分野で新たな対応が求められることとなりましたそんな中区では、昨年度から庁内研修や関係部署への周知を進め相談体制の準備に整備に取り組んでいると伺っております。

ここで伺います共同親権制度施行に伴い区の相談体制や情報提供庁内連携の見直しや整備についての現状と課題認識について区の見解を伺います次に学校現場における勉強や対応について伺います。

共同親権制度が施行された以上、学校においても、従来の単独親権を前提とした運用ではなく子供の利益を最優先としながら父母双方との関わりが持てるような運用方法を考えなければいけません特に運動会や授業参観、学芸会などの学校行事への参加や、学校からの情報提供については学校現場において判断に迷う場面も想定されますここで伺います教育委員会において別居親への学校行事参加への対応に関する運用フローを整備すると伺っておりますが共同親権制度施行を踏まえ、どのような考え方に基づいて運用フローを整備していくのでしょうか目黒区や大東氏など離婚後の父母双方による子育て支援を進めている自治体の事例も参考にしながら共同親権制度の趣旨を反映した運用フローを整備すべき日と考えてますが区の見解を伺います。

次にLGBTQ教育を含む人権教育について伺います区のある中学校では、性的マイノリティの当事者を講師として招いた講演が複数年にわたり継続して実施されておりましたおります保護者の方から内容かかったところ授業では高柴自身が過去に受けたいじめや差別の経験を語り、自分らしく生きることの大切さを伝え最後に歌やパフォーマンスが行われたとのことです私は1人1人が尊重され、いじめや差別がなくなり多様な価値観や生き方への理解を深める教育そのものは否定しませんが、外部講師を招く場合内容や教育的効果については十分な検討と打ち合わせ保護者への説明責任と実施後の検証が必要です今回の事例では実施の2日前程度に保護者への周知が行われていたとのことです。

また授業時間は限られている中で歌やパフォーマンスが行われたと伺いましたが人権を学ぶ上で必要なことだったのでしょうか人権教育において様々な表現方法があることは理解しますがそれらが教育目標の達成にどのように結びついたのか検証が必要です。

特に今回取り上げた講師は永戸の教育委員会が作成する外部講師リストには掲載がない方だと伺っております学校独自の判断で講師を選定することを否定するものではございませんがその場合にはなおさら選定理由や教育的効果、実施後の評価について保護者も含めて丁寧な説明が必要ではないでしょうかここで伺います。

独自に選定する場合も含めて学校はどのような基準で外部講師を選定しているのでしょうか。

また同一講師による公演を複数年継続して実施する場合その教育的効果や妥当性はどのように評価されたのでしょうかまた受講に不安や違和感を持つ児童生徒がいた場合の配慮についてどのように考えているのでしょうか。

さらに保護者が授業内容を把握し、参加の検討を行うために十分な情報提供や期間を持つべきだと思いますが保護者への情報提供、外部への授業公開および保護者参観についてどのように対応するのかあわせて区の見解を伺います。

次に予防接種の履歴データの保存方針について伺います新型コロナワクチン接種は我が国でかつてない規模で実施されている施策でありその効果や健康への影響については今後も長期的な検証が求められると考えます国は地方自治体からのデータ蓄積や検証を期待すると会見で答えている一方自治体は国の審議会で判断されるべき事項であるとの立場をとることが少なくありません。

このままでは十分な検証を行わないまま、責任だけが循環するような状況になりかねません世田谷区においても予防接種健康被害救済制度への申請や認定事例が存在しております将来の健康影響調査や政策検証のためにも接種履歴データは重要な公的資産であると考えますそこで伺います区は予防接種履歴データをどのような方針で保存し、将来的な健康影響調査や疫学的検証にどのように活用していく考えなのか、見解を伺います。

次に男性 HPV ワクチンの任意接種事業について伺います区は男性 HPV ワクチン接種費用の助成を実施していますが任意接種である以上区民に十分な情報を提供し判断できる環境を整えることが重要です。

まずリスクについて資料をご確認ください 1 枚目が主厚生労働省の出している資料でございます。

これの 2 枚目厚生労働省の資料をご確認ください医師または製薬企業が重篤と判断した副反応疑い報告が接種あたり 1 人あたり 1 万人あたり約 2 人とされております。

東京都保健局医療保健医療局の Web ページにも、こちらの数字が使われております一方で 3 枚目の区のホームページを見てみると、基準は違いますが 96 万接種会に接種に 1 回 430 万人 1 回 860 万に 1 回という極めて低いせ頻度の数値が掲載されております人は数字を客観的に評価しているようでいて実際には数字の見せ方に強く影響されておりますそれぞれの数字が何を意味するのか見慣れていない区民にとっては理解することは容易ではありません。

また効果については高門がんや中咽頭がんなどの予防効果が期待されるとして、薬事承認

がなされておりますしかしこれらの疾病は比較的中高年中高年以降に発症することが多いものの、4枚目の厚労省の資料には、少なくとも12年維持される可能性がある」と記載があるにとどまっております研究が続けられていることも記載されておりますそのため男性の接種の判断に当たっては、リスクと効果だけでなく、重篤な副反応の副反応後の生活や効果の持続期間の現状の見解長期的な知見についても厚生労働省が出している情報について、男性版のリーフレットなどが無い分、わかりやすい情報提供が重要であると考えますそこで伺います。

区は現在、男性のHPVワクチンの効果や副反応について情報提供を行っていますが、区ホームページに掲載している内容について、厚生労働省との整合性を合わせ説明するとともに他のワクチンとの比較も含めメリットデメリットの双方を区民にわかりやすく示し主体的で後々納得のできる判断を支える情報提供を行う考えはないのか区の見解を伺います。最後に、緑の推進に伴い生じる落ち葉ゴミについて伺います世田谷区は緑33を掲げ、緑豊かなまち作りを推進しております。

一方で、緑が増えることによって、落ち葉の処理や清掃などの維持管理費用も発生します特に神社や寺院などは地域の貴重な緑地を維持し地域コミュニティや防災、文化の拠点として重要な役割を果たしておりますが、大量の落ち葉の処理に苦慮しているとの声も伺っておりますここで伺います緑は個人だけでなく地域全体の財産でもあります。

緑山さんを推進する区として、落ち葉などの緑由来のゴミ処理負担についてどのように認識しているのかまた緑を守る、区民や事業者の負担軽減に向け、支援の更なる充実も必要と考えるが、区の見解を伺います以上で壇上からの質問を終了いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴人の方の拍手は禁止されておりますので、ご守ご静粛にお願いいたします。

松本子供若者部長私からは、共同親権制度施行に伴う区の相談体制等の現状の課題認識についてご答弁いたします。

共同親権の施行に伴い区では子供の最善の利益を主眼とした法改正であることを念頭に置き、相談体制や広報活動等の環境整備を進めております。

相談体制につきましては、今年度から法改正の趣旨を踏まえ、養育費相談会の名称に子供のためで会うことを追記し、対面に加えて、オンライン相談の導入や1人当たりの相談時間を延長するなど当事者が抱える悩みに丁寧に対応する体制を整えております。

また、情報提供につきましては離婚を検討している方などを対象とした講座や養育費相談会などこれまで事業ごとに周知していた案内を見直し支援策を一段で発信することで、支援を必要とする方にわかりやすい情報提供に取り組みを始めました。

一方、今回の法改正を機に、庁内連携において、これまで以上に町内相互のみ密接な連携協力体制を確保することが課題であると認識しております。

引き続き連絡会等を通じ、1人親政策や教育教育所管など幅広く関係所管の参画を得ながら。改正法への理解をより一層深め町内が一丸となり当事者に寄り添った支援の充実に向けて

まいります。

以上です。

山田学校教育部長私からは3点につきまして順次ご答弁いたします。

まず、共同親権施行を踏まえました学校現場における勉強や対応および運用フローの整備についてでございます。

学校現場におきましては、が現行制度のもとでも別居している保護者からの児童生徒に対する情報提供の要請や学校行事への参加希望などが寄せられており、その都度、事案ごとの個別対応をしております。

本年4月に施行された民法等改正法に基づく共同親権制度の学校現場における対応については、関係法令を踏まえつつ、必要に応じて保護者間の共通認識の確認や児童相談所や子供家庭支援センター等の関係機関との連携を図りながら、個別に適切に対処、対応することを基本としております。

今後、法改正の趣旨を踏まえ、児童生徒の最善の利益の確保を最優先し、学校現場において円滑に対応できるよう運用フローを整備してまいります。

次に、LGBTQ教育を含む教育を含む人権教育のが、講師選定などの考え方考え方についてです。

LGBTQを含む人権教育に関する外部講師の選定について、学校は東京都講演実績のある講師を選定する他、男女共同参画センターらぶらすによる出前授業を実施することがございます。

学校独自に講師を選定する際は、公平公正な立場から人権について、専門の知識を有していることを基準にしており、学校が講師候補を探す他、他校の学校長の紹介や、これまで依頼してきた講師の中から選定しております。

同一講師が複数年続いたことにつきましては、生徒からの感想や教員の評価等を総合的に判断し、連続して選定したと伺っております。

学習内容や受講に心理的不安を感じるなど、事業に参加したくない児童生徒に対しましては保健室や別室での対応をとるなどの事例もございます。

最後に、人権教育の児童生徒への配慮のあり方などについてです。

区内の学校では、個別の事情に配慮する必要がある授業を実施する際には、事前に事業内容を児童生徒に周知するとともに保護者にも情報提供し、参加についても案内してまいります。

議員ご指摘の通り、保護者への事前説明や周知期間を十分に設けることは重要であると認識しております。

学校ホームページやお知らせの手紙に、事業の趣旨をわかりやすく記載すること。

日程の余裕を持って周知することを引き続き学校に指導してまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からはワクチンに関連しまして2点お答えを申し上げます。

まず予防接種履歴データの保存方針についてです。

予防接種履歴データの保存期間については、ワクチンの影響が長期に及ぶ場合があることに加え、将来新たな制度検定が必要になった際にも対応できるようにするという観点から、予防接種法施行規則が改正され、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間へと見直されました。

区においてはこの改正に基づいて接種記録を適切に保存できる体制を整えるとともに個人情報保護の観点から、情報管理を徹底を図っております。

また、今後の予防接種のデジタル化に合わせて利便性の向上にも取り組んでおります。

予防接種履歴データの活用につきましては、健康影響の調査や疫学的な検証は広域的かつ専門的な知見に基づいて実施されるべきものであり、国の審査機関において、データの集約分析を行い、必要な調査、検証を進めていくものと認識しております。

区といたしましては、今後とも法令に基づく適正な保存および運用に努めるとともに、制度完成役員や動向を踏まえた継続的な見直しを行って、より適切な管理体制の確立に取り組んでまいります。

次に男性のHPをBワクチンに関連する情報提供についてお答え申し上げます。

男性へのHPVワクチン接種につきましては、現時点では任意接種であり、区は都の補助事業を活用して、費用助成を行っています。

そのため、接種後に健康被害が生じた場合は法に基づく救済制度の対象とならないことから、有効性と副反応のリスクの双方について十分ご理解いただいた上、接種の可否を主体的にご判断いただくことが重要です。

区では、対象となる方や保護者の方が適切に判断できるよう、ワクチン接種への理解を深めていただくためのリーフレットを独自に作成して区内医療機関に設置しております。

区ホームページやリーフレット等の掲載内容につきましては随時見直しを行って、最新の情報をわかりやすくお示しできるよう取り組んでまいります。

また、かかりつけ医への相談のもと、主体的に洗濯をし、円滑に接種できる環境の整備が重要であるとの認識から、津久井氏会等と連携して対応しております。

区といたしましては、ワクチンに対する不安から接種を迷われる方や接種後の体調不良に関する相談に適切に対応できるよう、地区医師会と調整を図るとともに、予防接種コールセンターを設置して、看護師と、区職員が連携した相談体制を整えております。

今後ともこれらの体制を活用して適切かつ丁寧な対応に努めてまいります。

私からは以上です。

北川みどり 33 推進担当部長私からは、緑の保全に関しまして、落ち葉の処理と樹木所有者の負担軽減につきましてご答弁申し上げます。

加えて車輪や屋敷林など身内のまとまりのある緑は車体らしい風景を構成する貴重な緑の一つであると認識してございます。

また貴重な緑を将来に残していくため、保存樹木制度や市民緑地制度による維持管理の支

援を行うとともに、落ち葉拾い例を通じた地域主体の取り組みを支援し、緑の大切さや地域で緑を守る意識の醸成を図ることで樹木所有者の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

保存、保存樹木制度におきましては、3年に1回の選定支援の他、樹木医の派遣や樹木診断、樹木保険の加入など、多様な支援を実施しており、お話の落ち葉の処理に関しましても、清掃所管との連携のもと支援に取り組んでおります。

引き続き、世田谷みどり33の実現に向けましてこれら維持管理に関する支援手法の拡充につきましても検討を進め、樹木所有者の負担軽減を図ることで、民有地における緑の保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

岡川大希議員はいご答弁いただきありがとうございます。それでは共同親権について一つ一見さんに質問をいたします。別居親の方々から寄せられる相談はただ子供に会いたいというようなものがほとんどであり、運動会や授業参観、学芸会卒業式など、子供の成長する姿を見たいという切実なものです。

共同親権制度が施行された以上なぜ法律が変わったのかという趣旨を踏まえ運用フローについても、どのような場合に参加を制限するのかという視点だけではなくどのようにすれば父母双方が子供の成長を見守ることができるのかという視点で整備していくことが重要であると考えます。

例えば学校の見守りや一定の配慮を行うことで参加が可能となるケースも考えられると思えます。

まだ学校行事だけではなく学校だよりや進路に関する情報など子供の成長に必要な情報についても共同親権制度の趣旨を踏まえ父母双方への適切な情報提供のあり方を検討していただきたいと考えます。そしてその判断に当たっては同居親や児童相談所、子供家庭支援センター等の見解だけではなく調停調書や審判所共同養育計画書等も踏まえながら、多角的に判断することが重要であると考えます。以上のような考え方を運用フローに反映すべきと考えますが区の見解を伺います。

山田学校教育部長再質問にお答えいたします。

運動会と両親の親が一緒にいることがなかなか難しいケースの場合なんかは、3、3款場所であったり学校学校の職員が近くで見守りながら、子供の活動を見ていただくなど配慮しながらも参加することは可能ではないかなと思う考えております。

共同親権の方の趣旨を踏まえながらケースバイケースになろうかと思えますけれども同居親のご意見なども参考にしながら、子供にとって最善の利益を前提に適切に対処していくことが必要と考えてございます。

また裁判所の書類等も確認しながら適切に対応できるよう運用を披露。

ふ運用フローへの反映を検討してまいります。

以上でございます。

岡川大希議員ありがとうございます。

別居親の学校行事への参加については学校側の配慮により参加可能にしていくという方向性が確認できただけでも大変嬉しく思います個別対応という言葉で排除するのではなく、個別対応によって参加を実現するための基本的な運用フローとして整備していただくことを改めて要望して、質問を終わります。

以上で、岡川大記議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問は終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、明 12 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。